

石川県土木工事施工管理基準

令和5年4月

石 川 県

石川県土木工事施工管理基準

目次

1. 土木工事施工管理基準
 - (1) 出来型管理基準及び規格値
 - (2) コンクリート二次製品出来型管理基準
 - (3) 品質管理基準

2. 写真管理基準

3. 施工管理記録様式

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「石川県土木工事共通仕様書、第1編~~1-1-1-251-1-24~~施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

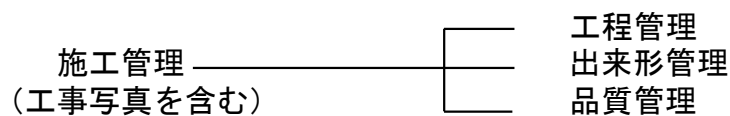
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、石川県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。

ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「~~3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編~~~~TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）~~」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

~~ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。~~

~~また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。~~

~~河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。~~

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

(1) 出来形管理基準及び規格値

(1) 出来形管理基準及び規格値 目次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1編 共通編							
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I - 1	
		2	掘削工 (面管理の場合)			I - 2	
		3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			I - 3	
	1-2-3-3	1	盛土工			I - 3	
		2	盛土工 (面管理の場合)			I - 4	
	1-2-3-4	1	盛土補強工	補強土 (テールアルメ) 壁工法		I - 5	
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工 法		I - 5	
		2	盛土補強工	ジオテキスタイルを用いた 補強土工法		I - 5	
	1-2-3-5		法面整形工			I - 5	
	1-2-3-6		堤防天端工	盛土部		I - 5	
	第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I - 6
			2	掘削工 (面管理の場合)			I - 7
1-2-4-3		1	路体盛土工			I - 8	
		2	路体盛土工 (面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-4		1	路床盛土工			I - 8	
		2	路床盛土工 (面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I - 10		
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I - 10	
第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	軽量鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	コンクリート矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	広幅鋼矢板		I - 11	
			矢板工 (指定仮設・任意仮 設は除く)	可とう鋼矢板		I - 11	
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I - 11	
	3-2-3-6		小型標識工			I - 11	
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I - 12	
			防止柵工	転落 (横断) 防止柵		I - 12	
			防止柵工	車止めポスト		I - 12	
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I - 12	
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I - 13	
	3-2-3-9		区画線工			I - 13	
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I - 13	
			道路付属物工	距離標		I - 13	
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I - 14	
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		I - 14	
		2	プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ桁		I - 14	
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I - 15	
		2	プレキャストセグメント桁 製作工	(購入工)		I - 15	
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主 桁組立工			I - 15	
	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工			I - 16	
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I - 17	
		2	PC押し箱桁製作工			I - 18	
	3-2-3-17		根固めブロック工			I - 19	
	3-2-3-18		沈床工			I - 19	
	3-2-3-19		捨石工			I - 20	
	3-2-3-22		階段工			I - 20	
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I - 20	
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイン ト		I - 21	
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I - 21	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I - 21		
	2	多自然型護岸工	かごマット		I - 22		
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I - 22		
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I - 22		
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I - 23		
		プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		I - 23		
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I - 23		
		側溝工	I型側溝工		I - 23		
		側溝工	自由勾配側溝		I - 23		
		側溝工	管渠		I - 23		
		側溝工	場所打水路工		I - 24		
3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I - 24		
3-2-3-30		集水枿工			I - 25		
3-2-3-31		現場塗装工			I - 25		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I - 25
			一般事項	砕石基礎工		I - 25
			一般事項	割ぐり石基礎工		I - 25
			一般事項	均しコンクリート		I - 25
	3-2-4-3	1	基礎工 (護岸)	現場打		I - 26
		2	基礎工 (護岸)	プレキャスト		I - 26
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I - 26
		1	既製杭工	鋼管杭		I - 26
		1	既製杭工	H鋼杭		I - 26
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I - 27
	3-2-4-5		場所打杭工			I - 27
	3-2-4-6		深礎工			I - 27
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I - 28
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I - 28
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I - 28	
第5節 石・ブロック積 (張) 工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I - 29
		1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		I - 29
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I - 29
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I - 30
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I - 30
	3-2-5-5		石積 (張) 工			I - 30
	3-2-6-6	4	橋面防水工 (シート系床版防水層)			I - 31
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I - 32
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 33
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 34
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 35
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 36
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 37
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 38
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 39
		9	アスファルト舗装工	基層工		I - 40
		10	アスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 41
		11	アスファルト舗装工	表層工		I - 42
		12	アスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 43
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I - 43
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 44
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 44
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 45
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 46
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 47
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 48
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 49
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I - 50
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 50
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I - 51
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 52
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I - 53
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 54
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 55
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 56
		5	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 57
		6	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 58
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 59
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 59
		9	排水性舗装工	基層工		I - 60
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 61
		11	排水性舗装工	表層工		I - 62
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 63

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I - 64
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		I - 65
		3	透水性舗装工	表層工		I - 66
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 67
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I - 70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I - 72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I - 74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I - 76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		I - 77
		5	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		I - 78
		6	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)		I - 79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I - 80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		I - 81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I - 82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		I - 83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		I - 84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		I - 85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		I - 86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 86
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		I - 87
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 88
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		I - 89
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		I - 90
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I - 91
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		I - 92
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I - 93
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 93
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 94
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I - 96
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I - 96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 97
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 98
		5	ブロック舗装工	基層工		I - 99
	3-2-6-15	1	路面切削工			I - 100
		2	路面切削工	(面管理の場合)		I - 100
3-2-6-16		舗装打換え工			I - 101	
3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I - 101	
	2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		I - 102	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I - 103
	3-2-7-3		置換工			I - 103
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I - 104
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		I - 104
	3-2-7-5		バイルネット工			I - 104
	3-2-7-6		サンドマット工			I - 105
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	ペーパードレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		I - 105
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工		I - 106		
		1	固結工	高圧噴射攪拌工		I - 106		
		1	固結工	スラリー攪拌工		I - 106		
		1	固結工	生石灰パイル工		I - 106		
		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107		
第10節 仮設工	3-2-10-5	3	固結工	中層混合処理		I - 107		
		1	土留・仮締切工	H鋼杭		I - 108		
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		I - 108		
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I - 108		
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I - 108		
	3-2-10-9	4	土留・仮締切工	締切盛土		I - 109		
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I - 109		
				地中連続壁工（壁式）		I - 109		
				地中連続壁工（柱列式）		I - 110		
				法面吹付工		I - 126		
3-2-10-22				3-2-14-3吹付工	I - 126			
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8		
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		I - 111		
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		I - 112		
		3	一般事項	仮設材製作工		I - 113		
		4	一般事項	刃口金物製作工		I - 113		
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		I - 114		
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立検査を行う場合		I - 115		
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116		
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		I - 117		
	3-2-12-4		検査路製作工			I - 119		
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I - 119		
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I - 119		
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I - 120		
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I - 120		
	3-2-12-9		プレバーム用桁製作工			I - 121		
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I - 122		
	3-2-12-11		工場塗装工			I - 122		
	第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I - 123	
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	送出し架設		I - 123		
			架設工（鋼橋）	トラバラークレーン架設		I - 123		
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I - 124		
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		I - 124		
			架設工支保工	固定		I - 124		
			架設工支保工	移動		I - 124		
			架設桁架設	片持架設		I - 124		
			架設桁架設	押出し架設		I - 124		
第14節 法面工（共通）			3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I - 124
				1	植生工	張芝工		I - 124
	1	植生工		筋芝工		I - 124		
	1	植生工		市松芝工		I - 124		
	1	植生工		植生シート工		I - 124		
	1	植生工		植生マット工		I - 124		
	1	植生工		植生筋工		I - 124		
	1	植生工		人工張芝工		I - 124		
	1	植生工		植生穴工		I - 124		
	2	植生工		植生基材吹付工		I - 125		
	2	植生工		客土吹付工		I - 125		
	3-2-14-3			吹付工	コンクリート		I - 126	
			吹付工	モルタル		I - 126		
	3-2-14-4	1	法粹工	現場打法粹工		I - 127		
			法粹工	現場吹付法粹工		I - 127		
		2	法粹工	プレキャスト法粹工		I - 127		
	3-2-14-6		アンカー工			I - 128		
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I - 128		
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I - 129		
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I - 129		
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		I - 129		
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I - 129		
3-2-15-4		井桁ブロック工			I - 130			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I - 131		
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I - 131		
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I - 132		
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I - 133		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6編 河川編							
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		筥コンクリート工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I - 133	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	6-1-7-7		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30	
	6-1-7-8		法砕工		3-2-14-4法砕工	I - 127	
	6-1-7-9			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5	
	6-1-7-13			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	I - 29	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-1-9-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-1-10-5			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	6-1-10-8		杭出し水制工			I - 134	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13	
6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11		
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I - 134	
	6-1-13-4		ハンドホール工			I - 135	
第2章 浚渫 (川)							
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第3節 浚渫工 (グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第4節 浚渫工 (バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
		2	浚渫船運転工 (面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
第5節 樋門・樋管本体	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-3-5-6	1		函渠工	本体工		I - 135
		2		函渠工	ヒューム管		I - 136
		2		函渠工	P C管		I - 136
		2		函渠工	コルゲートパイプ		I - 136
		2		函渠工	ダクタイル铸铁管		I - 136
			函渠工	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23	
	6-3-5-7		翼壁工			I - 136	
6-3-5-8		水叩工			I - 136		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
	6-3-7-4		集水樋工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-30集水樋工	I - 25	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-28プレキャストカ ルバート工	I - 23	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I - 119	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I - 119	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製 作工	I - 122	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I - 120	
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
	第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-4-6-6			矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I - 11	
6-4-6-7			床版工			I - 136	
6-4-6-8			堰柱工			I - 136	
6-4-6-9			門柱工			I - 136	
6-4-6-10			ゲート操作台工			I - 136	
6-4-6-11			胸壁工			I - 136	
6-4-6-12			翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I - 136	
6-4-6-13			水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
第7節 護床工		6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19
		6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19
		6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-6		架設工 (ケーブルエレ クション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133
	第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
6-4-12-4			地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
6-4-12-5			橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
6-4-12-6			橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181		
第14節 コンクリート管 理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工 (購入工)	I - 14	
第14節 コンクリート管 理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	I - 15	
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁 製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工 (購入工)	I - 15	
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主 桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	I - 15	
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133	
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
	第15節 コンクリート管 理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
		6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	I - 16	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96		
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-5-6-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
6-5-6-8			床版工		6-4-6-7床版工	I - 136	
6-5-6-9			堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I - 136	
6-5-6-10			門柱工		6-4-6-9門柱工	I - 136	
6-5-6-11			ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I - 136	
6-5-6-12			水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
6-5-6-13			開門工			I - 137	
6-5-6-14			土砂吐工			I - 137	
6-5-6-15			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
第7節 固定堰本体工		6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-5-7-8		堰本体工			I - 137	
	6-5-7-9		水叩工			I - 137	
	6-5-7-10		土砂吐工			I - 137	
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I - 137
	第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I - 138
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-4-6		本体工			I - 139
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 139
	第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-6-5-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-6-5-5			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
6-6-5-6			場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
6-6-5-7			コンクリート床版工			I - 140
6-6-5-8			ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
6-6-5-9			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 吐出水槽工		6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I - 139
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 140
			本体工	植石張り	3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-4-8		水叩工			I - 141
			水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
		水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-6		側壁工			I - 141
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I - 141
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I - 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I - 134
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I - 135
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I - 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I - 22
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	I - 29
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
			縁切工	石張工	3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I - 23
			排水構造物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	I - 25
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I - 11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第7編 河川海岸編						
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I - 141
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-5-7		筥コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I - 143
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I - 143
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I - 144
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I - 143
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	ダクタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I - 24
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I - 144	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I - 145	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I - 145	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I - 145	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	7-2-5-9		石枠工			I - 146	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I - 146	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I - 147
		2	ケーソン工	ケーソン工掘付			I - 147
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I - 148
		2	セルラー工	セルラー工掘付			I - 148
	7-2-5-12	3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			I - 148
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			I - 148	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I - 149	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I - 149	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I - 149	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I - 150	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I - 145	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリート ブロック工	I - 145	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I - 147	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I - 148	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I - 146	
第4章 浚渫(海岸)							
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第5章 養浜							
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック	I - 149	
第8編 砂防編							
第1章 砂防堰堤							
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	I - 117	
			鋼製堰堤仮設材製作工			I - 150	
			工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	8-1-6-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			I - 151	
			コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤 本体工	I - 151	
			コンクリート側壁工			I - 151	
			水叩工			I - 152	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		I - 152	
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		I - 153	
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I - 155	
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側 壁工	I - 151	
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152	
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25		
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19	
			沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
			かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
			路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗 装工	I - 32	
			コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	I - 74	
			コンクリート舗装工				

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 付帯道路施設工	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
第5節 床固め工	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I - 151
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152
	8-2-5-8		魚道工			I - 155
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
第7節 流路付属物設置	8-2-7-2		階段工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I - 129
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 山腹水路工	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I - 155
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I - 156
	8-3-7-5		集水井工			I - 156
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I - 27
	8-3-9-6		合成杭工			I - 156
第9編 ダム編						
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I - 157
			コンクリートダム工	水叩		I - 158
			コンクリートダム工	副ダム		I - 159
			コンクリートダム工	導流壁		I - 160
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I - 161
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I - 161
	9-2-4-7		ロックの盛立			I - 161
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I - 161
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I - 162
第10編 道路編						
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			I - 162
			遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I - 105
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 法面工	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105	
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130		
第8節 石・ブロック積工 (張) 工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-1-8-4		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-9-6		場所打函渠工			I - 162	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23	
第10節 排水構造物工 (小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-1-10-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I - 162	
	10-1-11-5		落石防護柵工			I - 163	
	10-1-11-6		防雪柵工			I - 163	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I - 164	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I - 164	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103	
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103	
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96	
	10-2-4			歩道路盤工			I - 165
				取合舗装路盤工			I - 165
				路肩舗装路盤工			I - 165
			歩道舗装工			I - 166	
			取合舗装工			I - 166	
			路肩舗装工			I - 166	
			表層工			I - 166	
第5節 排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-5		集水樹 (街渠樹)・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-2-5-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I - 167	
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11	
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 167	
			踏掛版工	ラバーシュー		I - 167	
			踏掛版工	アンカーボルト		I - 167	
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 167	
		2	大型標識工	標識柱工		I - 168	
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 168	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 168	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 169	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 170	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 171	
	第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
		10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
		10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28
10-3-7-7			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
10-3-7-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
10-3-7-9		1	橋脚躯体工	張出式		I - 173	
		1	橋脚躯体工	重力式		I - 173	
		1	橋脚躯体工	半重力式		I - 173	
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 175	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 177	
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚架設工	門型		I - 178	
	10-3-8-11		現場継手工			I - 178	
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21	
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	I - 22	
		羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 29		
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I - 178	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 鋼橋架設工	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-6		架設工 (ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-9		架設工 (トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I - 179	
		2	支承工	ゴム支承		I - 179	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133	
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I - 180	
	10-4-8-5		地覆工			I - 180	
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I - 180	
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I - 180	
	10-4-8-8		検査路工			I - 181	
	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177	
			橋脚フーチング工	T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177	
	10-4-9-6		歩道橋 (側道橋) 架設工		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
	第5章 コンクリート橋上部						
	第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121
10-5-3-3			橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
10-5-3-4			鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
10-5-3-5			検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
10-5-3-6			工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 PC橋工		10-5-5-2		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
			プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14	
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15	
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15	
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15	
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-5-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	10-5-5-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133	
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
第6節 プレビーム桁橋	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I - 181	
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133	
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16	
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16	
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16	
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17	
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17	
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	10-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	I - 18	
	10-5-12-3		架設工 (押出し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I - 181
	10-6-4-4		ロックボルト工			I - 182
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I - 183
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I - 183
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I - 184
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I - 184
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I - 184
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I - 185
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I - 185
	10-11-6-4		カラー継手工			I - 186
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I - 186
		2	防水工	防水保護工		I - 186
3	防水工	防水壁		I - 186		
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I - 187
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I - 187
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I - 187
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I - 185
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I - 188
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工 (管路部)	I - 187
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール	I - 188
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I - 189
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		I - 189
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-14-4-7		路上再生工			I - 190
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-14-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
10-14-5-5			集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
10-14-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
10-14-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
10-14-5-8			排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管	I - 168
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-14-13-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工
		かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I - 191
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I - 189
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I - 190
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第7節 緑石工	10-16-7-3		緑石工		3-2-3-5緑石工	I - 11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 標識工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第10節 区画線工	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I - 168
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I - 162
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 163
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作	I - 191
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4章 一般施工				
第5節 海上地盤改良工	4-5-2 床掘工	床掘工		I-192
	4-5-6 置換工	置換工		I-192
	4-5-7 圧密・排水工	敷砂・砕石マット		I-192
		載荷土砂		I-193
	4-5-8 締固工	サンドコンパクションパイル		I-193
4-5-9 固化工	深層混合処理杭		I-193	
第6節 基礎工	4-6-3 洗掘防止工	アスファルトマット		I-194
		繊維系マット 合成樹脂系マット		
	4-6-4 基礎捨石工	本均し		I-194
荒均し			I-194	
第7節 本体工（ケーソン式）	4-7-2 ケーソン製作工	ケーソン製作工		I-195
	4-7-3 ケーソン進水据付工	ケーソン据付工		I-195
	4-7-4 中詰工	中詰		I-196
	4-7-5 蓋コンクリート工	蓋コンクリート（現場打）		I-196
		蓋コンクリート（プレキャスト）		I-196
第8節 本体工（ブロック式）	4-8-2 本体ブロック製作工	ブロック製作 L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック		I-197
		ブロック製作 （本体ブロック） L型ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック		I-197
第11節 本体工（鋼矢板式）	4-11-2 鋼矢板工	鋼矢板		I-198
		鋼管矢板		I-198
第13節 本体工（鋼杭式）	4-13-2 鋼杭工	鋼杭		I-198
第14節 本体工（コンクリート杭式）	4-14-2 コンクリート杭工	コンクリート杭		I-199
第15節 被覆・根固工	4-15-2 被覆石工	被覆石均し		I-199
第16節 上部工	4-16-2 上部コンクリート工	防波堤		I-199
		岸壁		I-200
第17節 付属工	4-17-2 係船柱工	係船柱		I-200
	4-17-3 防舷材工	防舷材		I-200
	4-17-4 車止・縁金物工	車止め		I-201
	4-17-5 防食工	防食（電防陽極）		I-201
	4-17-7 滑り材工	滑り材		I-201
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2 裏込工	裏込		I-201
第24節 魚礁工	4-24-2 単体魚礁製作工	単体魚礁製作工		I-202
	4-24-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材		I-202
		鋼製部材		I-202
		化学系・FRP		I-202
		重錘コンクリート		I-203
4-24-4 魚礁沈設工	魚礁沈設工		I-203	
第25節 増殖場工	4-25-2 着定基質製作工	着定基質製作工		I-204
	4-25-3 着定基質組立工	着定基質組立工		I-204
	4-25-4 着定基質設置工	着定基質設置工		I-204
	4-25-5 石材投入工	石材投入工		I-204
第3章 航路、泊地、船だまり、用地				
第3節 浚渫工		浚渫		I-205

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	12-2-3-1 整地工	表土扱い		I-206
		基盤整地		〃
		表土整地		〃
		畦畔工		〃
	12-2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		〃
		集水渠（支線）		〃
		導水渠（幹線）		〃
第4節 用水路工（開水路）	12-2-4-1 土水路			I-207
	12-2-4-4 用水路工	プレキャストU型側溝	第3編3-2-3-29側溝工	I-23
集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	I-25	
第5節 用水路工（管水路）	12-2-5-1 管水路工	管渠	第3編3-2-3-29側溝工	I-23
第6節 排水路工	12-2-6-4 排水路工		第12編12-2-4-4用水路工	
第7節 道路工	12-2-7-11 砂利舗装王道路工（砂利道）		第12編—第4章—農道工事	I-207
第3章 農用地造成工事				
第3節 基盤工	12-3-3-2 造成土工	耕土掘り起し耕起深耕		I-207
		テラス（階段畑）		〃
		道路工（砂利道）（耕作道）		I-208
		土壤改良		〃
		改良山成		〃
第4章 農道工事				
第3節 土工	12-4-3-1 掘削工		第1編1-2-4-2掘削工	I-6
	12-4-3-2 盛土工		第1編1-2-3-3盛土工	I-3
	12-4-3-3 路体盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	I-8
	12-4-3-4 路床盛土工		第1編1-2-4-4路床盛土工	〃
	12-4-3-5 整形仕上げ工		第1編1-2-4-5法面整形工	I-10
第4節 地盤改良工	12-4-4-1 路床安定処理工		第3編3-2-7-2路床安定処理工	I-103
	12-4-4-2 サンドマット工		第3編3-2-7-6サンドマット工	I-104
	12-4-4-3 パーチカルドレーン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-105
	12-4-4-4 締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工	〃
	12-4-4-5 固結工		第3編3-2-7-9固結工	I-106
第5節 法面工	12-4-5-2 植生工		第3編3-2-14-2植生工	I-124
	12-4-5-3 法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	I-126
	12-4-5-4 法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	I-127
	12-4-5-5 アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-2-14-4法枠工	〃
	12-4-5-6 抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	I-128
	12-4-5-7 かご工		第3編3-2-3-27羽口工	I-22
	12-4-6-2 既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	I-26
第6節 擁壁工	12-4-6-3 場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	I-27
	12-4-6-4 場所打擁壁工		第3編3-2-15-1（一般事項）場所打擁壁工	I-128
	12-4-6-5 プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-129
	12-4-6-6 補強土壁工		第3編3-2-15-3補強土壁工	〃
	12-4-6-7 井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工	I-130
	12-4-7-2 コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	I-29
	12-4-7-3 緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工	I-30
12-4-7-4 石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	〃	
第8節 カルバート工	12-4-8-4 場所打カルバート工		第8-10編810-1-9-6場所打函渠工	I-162
	12-4-8-5 プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-23
第9節 小型水路工	12-4-9-2 側溝工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-3 管渠工		第12編12-2-5-1管水路工	
	12-4-9-4 集水柵工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-5 地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23
	12-4-10-2 落石防止網工		第8-10編810-1-11-4落石防止網工	I-162
12-4-10-3 落石防止柵工		第8-10編810-1-11-5落石防護柵工	I-163	
第12節 舗装工	12-4-12-2 アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	I-32
	12-4-12-3 コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	12-4-12-4 砂利舗装工			I-208
	12-4-14-2 防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工、 第3編3-2-3-8路側防護柵工	I-12
12-4-14-3 標識工		第3編3-2-3-6小型標識工、 第8-10編810-2-9-4大型標識工	I-11 I-167	
12-4-14-4 区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	I-13	
12-4-14-5 縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	I-11	
12-4-14-7 付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	I-13	

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 水路トンネル工事					
第5節 トンネル工	12-5-5-1 トンネル掘削工	支保工		I-208	
	12-5-5-2 覆工	コンクリート覆工		I-209	
第6章 水路工事					
第6節 開渠工	12-6-6-2 現場打ち開渠工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23	
	12-6-6-3 プレキャスト開渠工	コンクリート二次製品 (大型フリューム水路)	第3編3-2-3-29側溝工	〃	
コンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートL型水路)				I-209	
第7節 暗渠工	12-6-7-2 現場打ち暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-23	
	12-6-7-3 プレキャスト暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	〃	
第7章 河川及び排水路工事、河川工事					
第5節 矢板護岸工	12-7-5-2 笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	12-7-5-3 矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	I-11	
第6節 法覆護岸工	12-7-6-4 多自然型護岸工		第3編3-2-3-26多自然護岸工	I-21	
第7節 根固め工	12-7-7-2 根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	I-19	
	12-7-7-3 捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	I-20	
	12-7-7-4 沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	I-19	
第8章 管水路工事					
第5節 管体基礎工	12-8-5-1 砂基礎工			I-209	
	12-8-5-2 砕石基礎工			〃	
	12-8-5-3 コンクリート基礎工			〃	
第6節 管体工	12-8-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編46-3-5-6函渠工	I-136	
	12-8-6-2 強化プラスチック複合管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編46-3-5-6函渠工	I-136	
	12-8-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工	中心線を設定した場合		I-210	
		それ以外	第4編46-3-5-6函渠工	I-136	
12-8-6-4 鋼管布設工	中心線を設定した場合	第1915編1章 開削管渠工			
	それ以外	第4編46-3-5-6函渠工	I-136		
第9章 畑かん施設工事					
第9節 末端工	12-9-9-2 散水管設置工			I-210	
第10章 ため池改修工事					
第3節 堤体工	12-10-3-10 堤体盛立工		第1編1-2-3-3盛土工	I-3	
	12-10-3-12 腰ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	12-10-3-13 ドレーン工		第3編3-2-3-29側溝工	I-23	
第5節 洪水吐工	12-10-5-1 洪水吐工		第3編3-2-3-29側溝工	〃	
第6節 取水施設工	12-10-6-1 取水施設工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	〃	
第11章 フィルダム工事					
第12章 コンクリートダム工事					
第13章 PC橋工事					
第3節 コンクリート橋架設工	12-13-3-1 架設工		第3編3-2-13-3架設工(コンクリート橋)	I-123	
	12-13-3-2 横組工		第3編3-2-18-2床版工	I-133	
	12-13-3-3 支承工		第8-10編810-4-5-10支承工	I-179	
第4節 橋梁付属物工	12-13-4-1 伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	I-20	
	12-13-4-2 落橋防止工		第8-10編810-4-8-3落橋防止装置工	I-180	
	12-13-4-4 地覆工		第8-10編810-4-8-5地覆工	〃	
	12-13-4-5 橋梁用防護柵工		第8-10編810-4-8-6橋梁用防護柵工、 第8-10編810-4-8-7橋梁用高欄工	〃	
	12-13-4-6 橋梁用高欄工		第8-10編810-4-8-6橋梁用防護柵工、 第8-10編810-4-8-7橋梁用高欄工	〃	
12-13-4-8 現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	I-25		
第14章 橋梁下部工事					
第4節 橋脚・橋台工	12-14-4-7 躯体工		第8-10編810-3-6-8橋台躯体工、 第8-10編810-3-7-9橋脚躯体工	I-171 I-173	
第15章 頭首工事					
第4節 可動堰本体工	12-15-4-4 オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	12-15-4-5 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	12-15-4-6 止水矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	I-11	
	12-15-4-7 床版(堰体)工		第4-6編46-4-6-7床版工	I-136	
	12-15-4-8 堰柱工		第4-6編46-4-6-8堰柱工	〃	
	12-15-4-9 門柱工		第4-6編46-4-6-9門柱工	〃	
	12-15-4-10 ゲート操作台工		第4-6編46-4-6-10ゲート操作台工	〃	
	12-15-4-11 水叩(エプロン)工		第4-6編46-3-5-8水叩工	〃	
	12-15-4-13 土砂吐工		第4-6編46-5-7-10土砂吐工	I-137	
	第5節 固定堰本体工	12-15-5-7 堰体工		第4-6編46-5-7-8堰本体工	〃
	第7節 魚道工	12-15-7-2 魚道本体工		第4-6編46-5-8-3魚道本体工	〃

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16章 機場下部工事				
第4節 機場本体工	12-16-4-5 本体工		第 4 -6編46-6-4-6本体工	I-139
	12-16-4-6 燃料貯油槽工		第 4 -6編46-6-4-7燃料貯油槽工	〃
第5節 遊水池工	12-16-5-6 コンクリート床版工		第 4 -6編46-6-5-7コンクリート床版工	I-140
第17章 地すべり防止工事				
第6節 水抜きボーリング工	12-17-6-1 水抜きボーリング工		第 6 -8編68-3-7-4集排水ボーリング工	I-156
第7節 集水井設置工	12-17-7-2 集水井工		第 6 -8編68-3-7-5集水井工	〃
	12-17-7-3 集水ボーリング工		第 6 -8編68-3- 6 7-4集排水ボーリング工	〃
	12-17-7-4 排水ボーリング工		第 6 -8編68-3- 6 7-4集排水ボーリング工	〃
	第8節 抑止杭工	12-17-8-2 抑止杭工	第 6 -8編第3章第9節 抑止杭工	
第10節 暗渠工 堰堤工	12-17-10-1 明暗渠工		第 6 -8編68-3-6-4山腹明暗渠工	I-155
			第 6 -8編第1章 砂防堰堤	
第18章 PCタンク工事			第1編第3章 無筋、鉄筋コンクリート	
第19章 推進工事			第 19 15編 下水道編	
鋼橋工事			第 8 -10編第4章 鋼橋上部	
海岸工事			第7編 河川海岸編	
施設機械製作据付工事				I-210

【第13編 森林土木編】

第3部 森林土木工事共通編

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第1節 適用	3-2-1-6		掘削工			I-1
	3-2-1-7		盛土工			I-3
	3-2-1-8		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-5
				多数アンカー式補強土工法		I-5
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-5
	3-2-1-9		法面整形工	盛土部		I-5
	3-2-1-10		堤防天端工			I-5
	3-2-1-11		残土処理工			I-214
	3-2-1-12		路体盛土工			I-8
	3-2-1-13		路床盛土工			I-8
3-2-1-14		作業土工(床掘り・埋戻し)		3-2-1-6掘削工、3-2-1-7盛土工	I-1~3	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	3-3-6-4		組立			I-10

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 一般施工							
第3節 共通の工種							
第3節 共通の工種	3-4-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		I-11	
				軽量鋼矢板		I-11	
				コンクリート矢板		I-11	
				広幅鋼矢板		I-11	
				可とう鋼矢板		I-11	
	3-4-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-11	
	3-4-3-6		小型標識工			I-11	
	3-4-3-7	1		路側防護柵工	ガードレール		I-12
				路側防護柵工	ガードケーブル		I-13
	3-4-3-8		区画線工			I-13	
	3-4-3-9			道路付属物工	視線誘導標		I-13
					距離標		I-13
	3-4-3-10	1		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		I-14
					2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁
	3-4-3-11	1		ポストテンション桁製作工			I-15
					2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	
	3-4-3-12			プレキャストセグメント主桁組立工			I-15
	3-4-3-13			PCホロースラブ製作工			I-16
	3-4-3-14	1		PC箱桁製作工			I-17
					2	PC押し出し箱桁製作工	
	3-4-3-15			根固めブロック工			I-19
	3-4-3-16			沈床工			I-19
	3-4-3-17			捨石工			I-20
	3-4-3-19			階段工			I-20
	3-4-3-21	1		伸縮装置工	ゴムジョイント		I-20
					鋼製フィンガージョイント		I-21
	3-4-3-23	1		環境配慮型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-21
					かごマット		I-22
	3-4-3-24	1		羽口工	じゃかご		I-22
					ふとんかご、かご枠		I-22
	3-4-3-25			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-23
					プレキャストパイプ工		I-23
3-4-3-26	1		側溝工	プレキャストU型側溝		I-23	
				L型側溝工		I-23	
				自由勾配側溝		I-23	
				管渠		I-23	
				2	側溝工	場所打水路工	
3	側溝工	暗渠工		I-24			
3-4-3-27			集水樹工			I-25	
3-4-3-28			現場塗装工			I-25	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第4章 一般施工								
第4節 基礎工	3-4-4-1		一般事項	切込砂利		I-25		
				砕石基礎工				
				割ぐり石基礎工				
				均しコンクリート				
	3-4-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		I-26		
				2	基礎工(護岸)	プレキャスト		I-26
	3-4-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-26		
				鋼管杭				
				H鋼杭				
	3-4-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I-27		
				3-4-4-5		場所打杭工		I-27
3-4-4-6		深礎工		I-27				
3-4-4-7		オープンケーソン基礎工		I-28				
3-4-4-8		ニューマチックケーソン基礎工		I-28				
3-4-4-9		鋼管矢板基礎工		I-28				
第5節 石・ブロック積(張)工	3-4-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-29		
				コンクリートブロック張り				
				2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-29
	3-4-5-3	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-30		
				3-4-5-4		緑化ブロック工		I-30
	3-4-5-5		石積(張)工		I-30			
第6節 一般舗装工	3-4-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-33		
				2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-34
				3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-36
				4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-38
				5	アスファルト舗装工	基層工		I-40
				6	アスファルト舗装工	表層工		I-42
	3-4-6-8	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-74		
				2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-76
				3	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		I-78
				4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-80
				5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-82

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-4-6-9		路面切削工			I-100
	3-4-6-10		舗装打換え工			I-101
	3-4-6-11		オーバーレイ工			I-101
	3-4-6-14		砂利路盤工			I-215
第7節 地盤改良工	3-4-7-2		路床安定処理工			I-103
	3-4-7-3		置換工			I-103
	3-4-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-104
	3-4-7-5		パイルネット工			I-104
	3-4-7-6		サンドマット工			I-105
	3-4-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-105
				ペーパードレーン工		I-105
				袋詰式サンドドレーン工		I-105
	3-4-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-105
	3-4-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		I-106
				高圧噴射攪拌工		I-106
				スラリー攪拌工		I-106
				生石灰パイル工		I-106
第10節 仮設工	3-4-10-5	1	仮設土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		I-108
		2	仮設土留・仮締切工	アンカー工		I-108
		3	仮設土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-108
		4	仮設土留・仮締切工	締切盛土		I-109
		5	仮設土留・仮締切工	中詰盛土		I-109
	3-4-10-18		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126
第11節 軽量盛土工	3-4-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第12節 工場製作工 (共通)	3-4-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		I-111
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		I-112
		3	一般事項	仮設材製作工		I-113
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-113
	3-4-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合 シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-114 I-115
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-116
		3	桁製作工	鋼製ダム製作工 (仮組立時)		I-117
	3-4-12-4		検査路製作工			I-119

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第12節 工場製作工	3-4-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-119		
	3-4-12-6		落橋防止装置製作工			I-119		
	3-4-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-120		
	3-4-12-8		アンカーフレーム製作工			I-120		
	3-4-12-9		プレビーム用桁製作工			I-121		
	3-4-12-10		鋼製排水管製作工			I-122		
	3-4-12-11		工場塗装工			I-122		
第13節 橋梁架設工	3-4-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		I-123		
				ケーブルクレーン架設		I-123		
				ケーブルエレクション架設		I-123		
				架設桁架設		I-123		
				送出し架設		I-123		
				トラベラークレーン架設		I-123		
	3-4-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		I-124		
				架設桁架設		I-124		
				架設工支保工	固定	I-124		
				移動	I-124			
		架設桁架設	片持架設		I-124			
			押出し架設		I-124			
第14節 法面工 (共通)	3-4-14-2	1	植生工	種子散布工		I-124		
				張芝工		I-124		
				筋芝工		I-124		
				植生シート工		I-124		
				植生マット工		I-124		
		植生筋工			I-124			
		2		植生基材吹付工		I-125		
				客土吹付工		I-125		
		3-4-14-3			吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-126
						モルタル		I-126
	3-4-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		I-127		
				現場吹付法砕工		I-127		
	3-4-14-5	2	法砕工	プレキャスト法砕工		I-127		
アンカー工					I-128			
第15節 擁壁工(共通)	3-4-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-128		
	3-4-15-2		プレキャスト擁壁工			I-129		
	3-4-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-129		
				多数アンカー式補強土工法		I-129		
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-129		
3-4-15-4		井桁ブロック工			I-130			
第16節 床版工	3-4-16-2		床版工			I-131		

第4部 治山・防潮工

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 矢板護岸工	4-1-3-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-1-3-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11
第2章 堤防・護岸						
第3節 地盤改良工	4-2-3-2		表層安定処理工		3-4-7-4表層安定処理工	I-104
	4-2-3-3		パイルネット工		3-4-7-5パイルネット工	I-104
	4-2-3-4		パーチカルドレーン工		3-4-7-7パーチカルドレーン工法	I-105
	4-2-3-5		締固め改良工		3-4-7-8締固め改良工	I-105
	4-2-3-6		固結工		3-4-7-9固結工	I-105
第4節 護岸基礎工	4-2-4-4		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20
	4-2-4-5		場所打コンクリート工			I-146
	4-2-4-6		海岸コンクリートブロック工			I-145
	4-2-4-7		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-2-4-8		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
	4-2-4-9		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11
第5節 護岸工	4-2-5-3		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	4-2-5-4		海岸コンクリートブロック工			I-145
	4-2-5-5		コンクリート被覆工			I-143
第6節 擁壁工	4-2-6-3		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128
第7節 天端被覆工	4-2-7-2		コンクリート被覆工			I-143
第8節 波返工	4-2-8-3		波返工			I-144
第9節 裏法被覆工	4-2-9-2		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	4-2-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	4-2-9-4		コンクリート被覆工		4-2-7-2 コンクリート被覆工	I-143
	4-2-9-5		法粹工		3-4-14-4法粹工	I-127
第10節 カルバート工	4-2-10-3		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	I-23
第11節 排水構造物工	4-2-11-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	4-2-11-4		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	4-2-11-5		管渠工	プレキャストパイプ	5-5-9 暗渠工	I-155
		プレキャストボックス				
	コルゲートパイプ					
	タグタイル鑄鉄管					
4-2-11-6		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24	
第12節 付属物設置工	4-2-12-4		階段工		3-4-3-19階段工	I-20
第13節 付帯道路工	4-2-13-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	4-2-13-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33
	4-2-13-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74
	4-2-13-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 付帯道路工	4-2-13-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25	
	4-2-13-9		縁石工		3-4-3-5縁石工	I-11	
	4-2-13-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13	
第15節 付帯道路施設工	4-2-14-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	I-13	
	4-2-14-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11	
第3章 突堤							
第3節 突堤基礎工	4-3-3-4		捨石工			I-144	
	4-3-3-5		吸出し防止工			I-145	
第4節 突堤本体工	4-3-4-2		捨石工			I-145	
	4-3-4-5		海岸コンクリートブロック工			I-145	
	4-3-4-6		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	4-3-4-7		詰杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	4-3-4-8		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
	4-3-4-9		石枠工			I-146	
	4-3-4-10		場所打コンクリート工			I-146	
	4-3-4-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-148
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			
	4-3-4-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-148
2		セルラー工	セルラー工据付				
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)				
第5節 根固め工	4-3-5-2		捨石工			I-149	
	4-3-5-3		根固めブロック工			I-149	
第6節 消波工	4-3-6-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20	
	4-3-6-3		消波ブロック工			I-149	
第4章 離岸堤、潜堤							
第3節 海域堤基礎工	4-4-3-3		捨石工			I-150	
	4-4-3-4		吸出し防止工		4-3-3-5吸出し防止工	I-145	
第4節 海域堤本体工	4-4-4-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20	
	4-4-4-3		海岸コンクリートブロック工		4-3-4-5海岸コンクリートブロック工	I-145	
	4-4-4-4		ケーソン工		4-3-4-11ケーソン工	I-148	
	4-4-4-5		セルラー工		4-3-4-12セルラー工	I-148	
	4-4-4-6		場所打コンクリート工		4-3-4-10場所打ちコンクリート工	I-146	
第5章 砂丘造成							
第4節 森林造成	4-5-4-1		生育基盤盛土工			I-215	

第5部 溪間・山腹工

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3章 溪間工							
第3節 法面工	5-3-3-2		植生工		3-4-14-2植生工	I-124	
	5-3-3-3		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126	
	5-3-3-4		法枠工		3-4-14-4法枠工	I-127	
	5-3-3-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	I-128	
	5-3-3-6		かご工	じゃかご			I-216
				ふとんかご			I-216
第5節コンクリート治山ダム工	5-3-5-4		コンクリート治山ダム本體工			I-151	
	5-3-5-5		コンクリート副ダム工等		5-3-5-4コンクリート治山ダム本體工	I-151	
	5-3-5-6		コンクリート側壁工			I-151	
	5-3-5-8		水叩工			I-152	
第6節 鋼製治山ダム工	5-3-6-5	1	鋼製ダム本體工	不透過型		I-152	
		2		透過型		I-153	
	5-3-6-6		鋼製側壁工			I-155	
	5-3-6-7		コンクリート側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	I-151	
	5-3-6-9		水叩工		5-3-5-8水叩工	I-152	
	5-3-6-10		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25	
第7節 木製治山ダム工	5-3-7-6		木製治山ダム本體工			I-216	
	5-3-7-7		木製側壁工		5-3-7-6木製治山ダム本體工	I-216	
	5-3-7-9		木製水叩工		5-3-7-6木製治山ダム本體工	I-216	
第8節 根固工	5-3-8-4		根固ブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	I-19	
	5-3-8-6		沈床工		3-4-3-16沈床工	I-19	
	5-3-8-7		かご工	じゃかご		5-3-3-6 かご工	I-216
				ふとんかご		5-3-3-6 かご工	I-216
第10節 付帯道路工	5-3-10-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12	
	5-3-10-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33	
	5-3-10-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74	
	5-3-10-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23	
	5-3-10-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25	
	5-3-10-9		縁石工(アスカーブ)		3-4-3-5縁石工	I-11	
	5-3-10-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13	
第11節 付帯道路施設工	5-3-11-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	I-13	
	5-3-11-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11	
第4章 流路工							
第3節 護岸工	5-4-3-4		基礎工(護岸)		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	5-4-3-5		コンクリート護岸工		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 護岸工	5-4-3-6		ブロック積護岸工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	5-4-3-7		石積護岸工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
	5-4-3-8		護岸付属物工	横帯コンクリート	3-4-14-4法枠工	I-127
	5-4-3-9		植生工		3-4-14-2植生工	I-124
第4節 床固工	5-4-4-4		床固本体工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	I-151
	5-4-4-5		垂直壁工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	I-151
	5-4-4-6		側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	I-151
	5-4-4-7		水叩工		5-3-5-8水叩工	I-152
	5-4-4-8		魚道工			I-155
第5節 根固め・水制工	5-4-5-4		根固めブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	I-19
	5-4-5-6		捨石工		3-4-3-17捨石工	I-20
	5-4-5-7		かご工	じゃかご	5-3-3-6 かご工	I-216
				ふとんかご	5-3-3-6 かご工	I-216
かごマット				3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
第6節 流路付属物設置工	5-4-6-2		階段工		3-4-3-19階段工	I-20
第5章 山腹工						
第5節 軽量盛土工	5-5-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第6節 土留工	5-5-6-3		コンクリート土留工			I-216
	5-5-6-4		鉄筋コンクリート土留工		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-5-6-5		石積及びコンクリートブロック積土留工			I-216
	5-5-6-6		丸太積土留工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	I-216
	5-5-6-7		コンクリート板土留工		5-5-6-5石積及びコンクリートブロック積土留工	I-216
	5-5-6-8		鋼製枠土留工		5-3-6-5-1鋼製ダム本体工	I-152
	5-5-6-9		土のう積土留工		6-1-7-13土のう積工	I-219
	5-5-6-10		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	5-5-6-11		プレキャスト土留工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129
	5-5-6-12		補強土壁工		3-4-15-3補強土壁工	I-129
5-5-6-13		井桁ブロック工		3-4-15-4井桁ブロック工	I-130	
第7節 埋設工	5-5-7-1		埋設工		5-5-6 土留工	-
第8節 落石防護工	5-5-8-3		鋼製落石防止壁工			I-62
	5-5-8-4		落石防護柵工		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
	5-5-8-5		落石防護網工		6-1-11-4落石防止網工	I-68
	5-5-8-6		落石防護土留工		5-5-6 土留工	-
	5-5-8-7		固定工(ロープ伏工)		6-1-11-4落石防止網工	I-68

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 暗渠工	5-5-9-2		礫暗渠工			I-155
	5-5-9-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-9-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-9-5		ポーリング暗渠工			I-217
第10節 山腹水路工	5-5-10-3		水路工			I-217
	5-5-10-4		暗渠併用水路工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-10-5		暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-5-10-6		現場打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
	5-5-10-7		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	5-5-10-8		練石張水路工		5-5-10-3水路工	I-217
	5-5-10-9		植生土のう水路工		5-5-10-3水路工	I-217
	5-5-10-10		張芝水路工		5-5-10-3水路工	I-217
第11節 柵工	5-5-11-2		編柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-3		木柵及び丸太柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-4		コンクリート板柵工		5-5-12筋工	I-217
	5-5-11-5		鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		5-5-12筋工	I-217
第12節 筋工	5-5-12-2		石筋工			I-217
	5-5-12-3		萱筋工			I-217
	5-5-12-4		丸太筋工			I-217
	5-5-12-5		その他緑化二次製品を用いた筋工			I-217
第13節 伏工	5-5-13-2		わら伏工			I-217
	5-5-13-3		むしろ伏工			I-217
	5-5-13-4		網状工			I-217
	5-5-13-5		その他二次製品を用いた伏工			I-217
第14節 実播工	5-5-14-2		筋実播工		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-14-3		斜面実播工		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-14-4		航空実播工		5-5-13 伏工	I-217
第15節 吹付工	5-5-15-2		種子吹付工A		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-3		種子吹付工B		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-4		植生基材吹付工(客土及び厚層基材)		5-5-13 伏工	I-217
	5-5-15-5		特殊吹付工		5-5-13 伏工	I-217
第16節 法砕工	5-5-16-2		軽量法砕工		3-4-14-4-1法砕工	I-127
	5-5-16-3		プレキャストブロック法砕工		3-4-14-4-2法砕工	I-127
	5-5-16-4		現場打及び現場吹付法砕工		3-4-14-4-1法砕工	I-127

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節 植栽工	5-5-17-2		植栽		第5章 山腹工	I-218
第18節 山腹工付属物設置工	5-5-18-2		点検施設工		第5章 山腹工	—
第6章 地すべり防止工						
第3節 暗渠工	5-6-3-2		礫暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	I-155
	5-6-3-5		ポーリング暗渠工		5-5-9-5ポーリング暗渠工	I-217
第4節 集水井工	5-6-4-3		施工(集水井)			I-64
第5節 排水トンネル工	5-6-5-2		掘削		第6編 林道 第7章 トンネル	—
	5-6-5-3		支保工一般			
	5-6-5-4		鋼製支保工			
	5-6-5-5		覆工			
第6節 排土工及びひ押し盛土工	5-6-6-2		排土工		3-2-1-6掘削工	I-1
	5-6-6-3		押し盛土工		3-2-1-7盛土工	I-3
第7節 杭工	5-6-7-2		鋼管杭及び合成杭			I-218
	5-6-7-3		場所打杭工			I-218
第8節 シャフト工(深礎工)	5-6-8-1		深礎工		5-6-7 杭工	I-218
第9節 アンカー工	5-6-9-2		施工		3-4-14-5アンカー工	I-128
第7章 なだれ防止林造成						
第4節 雪び予防工	5-7-4-1		吹きだめ柵、吹き払い柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第5節 なだれ予防工	5-7-5-1		階段工		3-2-1-6掘削工	I-1
	5-7-5-2		予防柵、防止柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
	5-7-5-3		吊柵、吊枠		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第6節 誘導工	5-7-6-1		誘導堤		3-2-1-7盛土工	I-3
	5-7-6-2		誘導擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-7-6-3		誘導柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	I-62
第7節 減勢工	5-7-7-1		減勢杭、減勢枠組		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	I-153
第8節 防護工	5-7-8-1		防護擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	I-216
	5-7-8-2		防護柵		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	I-153
第6節 グライド防止工	5-7-9-1		木柵階段工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	I-216
第8章 森林整備						
第4節 歩道整備	5-8-4-1		歩道作設			I-218

第6部 林道

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 林道						
第1節 適用	6-1-1		路線・縦断			I-219
第3節 工場製作工	6-1-3-1		一般製作工	一般制作工	3-4-12 工場製作工(共通)	I-119~122
				工場塗装工	3-4-12-11 工場塗装工	I-122
第3節 地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		3-4-7-2 路床安定処理工	I-103
	6-1-4-3		置換工		3-4-7-3 置換工	I-103
	6-1-4-4		サンドマット工		3-4-7-6 サンドマット工	I-105
	6-1-4-5		パーチカルドレーン工法		3-4-7-7 パーチカルドレーン工法	I-105
	6-1-4-6		締固め改良工		3-4-7-8 締固め改良工	I-105
	6-1-4-7		固結工		3-4-7-9 固結工	I-105
第5節 法面工	6-1-5-2		植生工		3-4-14-2 植生工	I-124
	6-1-5-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	I-126
	6-1-5-4		法粹工		3-4-14-4 法粹工	I-127
	6-1-5-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	I-128
	6-1-5-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
6-1-5-7		柵工			I-219	
第6節 軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第7節 擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		3-4-4-4 既製杭工	I-26
	6-1-7-4		場所打杭工		3-4-4-5 場所打杭工	I-27
	6-1-7-5		場所打擁壁工		4-2-6-3 場所打擁壁工	I-128
	6-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	I-129
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-4-15-3 補強土壁工	I-129
				多数アンカー式補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
	6-1-7-8		井桁ブロック工		3-4-15-4 井桁ブロック工	I-130
	6-1-7-10		鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	I-152
	6-1-7-11		簡易鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	I-152
	6-1-7-12		木製土留・擁壁工			I-219
	6-1-7-13		土のう積工			I-219

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	6-1-8-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30
第9節カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	6-1-9-5		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27
	6-1-9-6		場所打函渠工			I-66
	6-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	I-23
第10節 排水施設工	6-1-10-3		側溝工	素掘り		I-219
				プレキャストU型側溝等	3-4-3-26側溝工	I-23
	6-1-10-4		横断工	開渠		I-220
	6-1-10-5		コルゲートパイプ工			I-220
	6-1-10-6		コルゲートフリューム工			I-220
	6-1-10-7		洗越工			I-220
	6-1-10-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-1-10-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-1-10-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-1-10-11		流末工			I-220
	6-1-10-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-1-10-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-1-10-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-1-10-15		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
第11節 落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			I-221
	6-1-11-5		落石防護柵工			I-221
	6-1-11-6		防雪柵工			I-163
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			I-163
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		3-4-7-2路床安定処理工	I-103
	6-2-3-3		置換工		3-4-7-3置換工	I-103
第4節 舗装工	6-2-4-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33
	6-2-4-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74
	6-2-4-7		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水施設工	6-2-5-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-2-5-4		横断工		6-1-10-4横断工	I-220
	6-2-5-5		コルゲートパイプ工		6-1-10-5コルゲートパイプ工	I-220
	6-2-5-6		コルゲートフリューム工		6-1-10-6コルゲートフリューム工	I-220
	6-2-5-7		洗越工		6-1-10-7洗越工	I-220
	6-2-5-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-2-5-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-11		流末工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-2-5-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-2-5-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-2-5-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-2-5-15		場所打水路工		3-4-3-26-2現場打水路工	I-24
	第6節 踏掛版工	6-2-6-4		踏掛版工	コンクリート工	
ラバーシュー						I-167
アンカーボルト						I-167
第7節 防護施設工	6-2-7-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-2-7-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-2-7-5		車止めポスト工			I-12
第8節 区画線工	6-2-8-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		3-4-12-1-4刃口金物製作工	I-113
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-170
	6-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-4-12-8アンカーフレーム製作工	I-120
	6-3-3-5		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122
第5節 軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第6節 橋台工	6-3-6-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26
	6-3-6-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27
	6-3-6-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27
	6-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28
	6-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28
	6-3-6-8		橋台躯体工			I-171

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	6-3-7-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27	
	6-3-7-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27	
	6-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	6-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28	
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	I-28	
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式			I-173
				重力式			I-173
				半重力式			I-173
2	橋脚躯体工	ラーメン式			I-175		
第8節 鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	I-26	
	6-3-8-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	I-27	
	6-3-8-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	I-27	
	6-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	I-28	
	6-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-28	
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	I-28	
	6-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			I-177
		2	橋脚フーチング工	門型			I-177
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			I-177
		2	橋脚架設工	門型			I-178
	6-3-8-11		現場継手工				I-178
	6-3-8-12		現場塗装工			3-4-3-28現場塗装工	I-25
	第9節 護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26
6-3-9-4			矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	I-26	
	6-3-10-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	I-11	
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	6-3-11-3		護岸付属物工	小口止矢板	3-4-3-4矢板工	I-11	
	6-3-11-4		緑化ブロック工		3-4-5-4緑化ブロック工	I-30	
	6-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29	
	6-3-11-6		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30	
	6-3-11-7		法粹工		3-4-14-4法粹工	I-127	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	6-3-11-8		環境配慮型護岸工	巨石張り	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
			環境配慮型護岸工	巨石積み	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
			環境配慮型護岸工	かごマット	3-4-3-23環境配慮型護岸工	I-21	
	6-3-11-9			吹付工	3-4-14-3吹付工	I-126	
	6-3-11-10			植生工	3-4-14-2植生工	I-124	
	6-3-11-11			覆土工	3-2-1-14法面整形工	I-1~3	
	6-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-4-3-24羽口工	I-22
					ふとんかご	3-4-3-24羽口工	
					かご枠	3-4-3-24羽口工	
					連節ブロック張り	3-4-5-3-2連節ブロック張り	I-21
第12節 法覆護岸工	6-3-12-3		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128	
	6-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-4-12-3桁製作工	I-114~117	
	6-4-3-4		検査路製作工		3-4-12-4検査路製作工	I-119	
	6-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-119	
	6-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-4-12-6落橋防止装置製作工	I-119	
	6-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-4-12-10鋼製排水管製作工	I-122	
	6-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	I-120	
	6-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-178	
	6-4-3-11		アンカーフレーム製作工		3-4-12-8アンカーフレーム製作工	I-120	
	6-4-3-12		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122	
第5節 橋梁架設工	6-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123	
	6-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-179	
		2	支承工	ゴム支承		I-179	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25
第7節 床版工	6-4-7-2		床版工		3-4-16-2床版工	I-131
第8節 橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-4-8-3		落橋防止装置工			I-180
	6-4-8-5		地覆工			I-180
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-180
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			I-180
	6-4-8-8		検査路工			I-180
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	6-5-3-2		プレベーム用桁製作工		3-4-12-9プレベーム用桁製作工	I-121
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	I-120
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-119
	6-5-3-5		検査路製作工		3-4-12-4検査路製作工	I-119
	6-5-3-6		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	I-122
第5節 PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	I-14
				スラブ橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	I-14
	6-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-4-3-11-1ポストテンション桁製作工	I-15
	6-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-4-3-11-2プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-15
	6-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-4-3-12プレキャストセグメント主桁組立工	I-15
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
	6-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
	6-5-5-9		床版・横組工		3-4-16-2床版工	I-131
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第6節 プレベーム橋工	6-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-181
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123
	6-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	I-123
	6-5-6-6		床版・横組工		3-4-16-2床版工	I-131
6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第8節 RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第9節 PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	I-16
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	I-17
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	I-180
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	I-17
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	I-179
	6-5-11-4		架設工(片持架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
第12節 PC押し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-4-3-14-2PC押し箱桁製作工	I-17
	6-5-12-3		架設工(押し架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	I-124
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	I-180
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	I-180
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	I-180
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	I-180
第6章 木造橋上部						
第3節 木造橋上部	6-6-3-3		木桁	木造橋(上下部構造)		I-221
第7章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-7-4-3		吹付工			I-181
	6-7-4-4		ロックボルト工			I-182
第5節 覆工	6-7-5-3		覆工コンクリート工			I-183
	6-7-5-4		側壁コンクリート工		6-7-5-3覆工コンクリート工	I-183
	6-7-5-5		床版コンクリート工			I-184
第6節 インバート工	6-7-6-4		インバート本体工			I-184
第7節 坑内付帯工	6-7-7-5		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
第8節 坑門工	6-7-8-4		坑門本体工			I-184
	6-7-8-5		明り巻工			I-185

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8章 道路維持						
第3節 舗装工	6-8-3-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	I-100
	6-8-3-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	I-101
	6-8-3-5		切削オーバーレイ工			I-189
	6-8-3-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	I-101
	6-8-3-7		路上再生工			I-190
	6-8-3-8		コンクリート舗装補修工		3-4-6-8コンクリート舗装工	I-74
	6-8-3-9		アスファルト舗装補修工		3-4-6-7アスファルト舗装工	I-33
	6-8-3-10		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215
第4節 排水構造物工	6-8-4-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-8-4-4		横断工		6-1-10-4横断工	I-220
	6-8-4-5		コレゲートパイプ工		6-1-10-5コレゲートパイプ工	I-220
	6-8-4-6		コレゲートフリューム工		6-1-10-6コレゲートフリューム工	I-220
	6-8-4-7		洗越工		6-1-10-7洗越工	I-220
	6-8-4-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-8-4-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-8-4-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-8-4-11		流末工		6-1-10-11流末工	I-220
	6-8-4-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-8-4-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-8-4-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-8-4-15		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
	第5節 防護柵工	6-8-5-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工
6-8-5-4			ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
6-8-5-5			車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	I-12
第6節 標識工	6-8-6-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11
第7節 軽量盛土工	6-8-7-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第8節 擁壁工	6-8-8-5		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	I-128
	6-8-8-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	I-129
第9節 石・ブロック積工	6-8-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	I-29
	6-8-9-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	I-30

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 カルパート工	6-8-10-6		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	I-66
	6-8-10-7		プレキャストカルパート工		3-4-3-25プレキャストカルパート工	I-23
第11節 法面工	6-8-11-2		植生工		3-4-14-2植生工	I-124
	6-8-11-3		吹付工		3-4-14-3吹付工	I-126
	6-8-11-4		法枠工		3-4-14-4法枠工	I-127
	6-8-11-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	I-128
	6-8-11-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24羽口工	I-22
			ふとんかご	3-4-3-24羽口工		
第13節 橋梁付属物工	6-8-13-2		伸縮継手工		3-4-3-21伸縮装置工	I-20
	6-8-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	I-180
	6-8-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	I-180
	6-8-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	I-180
	6-8-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	I-180
第14節 現場塗装工	6-8-14-3		橋梁塗装工		3-4-3-28現場塗装工	I-25
第10章 道路修繕						
第3節 工場製作工	6-10-3-4		桁補強材製作工			I-191
	6-10-3-5		落橋防止装置製作工		3-4-12-6落橋防止装置製作工	I-119
第5節 舗装工	6-10-5-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	I-100
	6-10-5-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	I-101
	6-10-5-5		切削オーバーレイ工		6-8-3-5切削オーバーレイ工	I-189
	6-10-5-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	I-101
	6-10-5-7		路上再生工		6-8-3-7路上再生工	I-190
	6-10-5-8		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	I-215
第6節 排水構造物工	6-10-6-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	I-23
	6-10-6-4		管渠工		3-4-3-26-1管渠	I-23
	6-10-6-5		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	I-25
	6-10-6-6		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	I-24
	6-10-6-7		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	I-24
	6-10-6-8		排水工		3-4-3-26側溝工	I-23
第7節 縁石工	6-10-7-3		縁石工		3-4-3-5縁石工	I-11
第8節 防護柵工	6-10-8-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-10-8-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	I-12
	6-10-8-5		車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	I-12
第9節 標識工	6-10-9-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	I-11
第10節 区画線工	6-10-10-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	I-13

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	6-10-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	I-8
第12節 擁壁工	6-10-12-5		場所打擁壁工		3-4-15-1 場所打擁壁工	I-128
	6-10-12-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	I-129
第13節 石・ブロック積工	6-10-13-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3 コンクリートブロック工	I-29
	6-10-13-4		石積(張)工		3-4-5-5 石積(張)工	I-30
第14節 カルバート工	6-10-14-6		場所打函渠工		6-1-9-6 場所打函渠工	I-66
	6-10-14-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25 プレキャストカルバート工	I-23
第15節 法面工	6-10-15-2		植生工		3-4-14-2 植生工	I-124
	6-10-15-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	I-126
	6-10-15-4		法枠工		3-4-14-4 法枠工	I-127
	6-10-15-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	I-128
	6-10-15-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	I-22
第16節 落石雪害防止工	6-10-16-4		落石防止網工		6-1-11-4 落石防止網工	I-221
	6-10-16-5		落石防護柵工		6-1-11-5 落石防護柵工	I-221
	6-10-16-6		防雪柵工		6-1-11-6 防雪柵工	I-163
	6-10-16-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7 雪崩予防柵工	I-163
第18節 鋼桁工	6-10-18-3		鋼桁補強工		6-10-3-4 桁補強材製作工	I-191
第19節 鋼橋支承工	6-10-19-3		鋼橋支承工		6-4-5-10 支承工	I-179
	6-10-19-4		PC橋支承工		6-4-5-10 支承工	I-179
第20節 橋梁付属物工	6-10-20-3		伸縮継手工		3-4-3-21 伸縮装置工	I-20
	6-10-20-4		落橋防止装置工		6-4-8-3 落橋防止装置工	I-180
	6-10-20-6		地覆工		6-4-8-5 地覆工	I-180
	6-10-20-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-180
	6-10-20-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7 橋梁用高欄工	I-180
	6-10-20-9		検査路工		6-4-8-8 検査路工	I-180
第22節 現場塗装工	6-10-22-3		橋梁塗装工		3-4-3-28 現場塗装工	I-25

【第14編 水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 管路				
第2節 掘削及び埋戻し	2-2-1 掘削工	管土工		1-222
第6節 管に附帯する構造物	2-6-1 施工	管防護工 (スラストコンクリート等)		1-223
		基礎工 (栗石・クラッシュラン) (均しコンクリート)		
		人孔・弁室等		
第8節 管弁類及び伸縮可壊管の据付け	2-8-1 管の据付け	管布設工		1-224

【第15編 下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道				
		開削管渠工		I-226
		函渠工		I-227
第7節 築造工	1-7-1 マンホール、ます等の築造	標準人孔築造工		I-227
		特殊人孔築造工		I-227
第9節 推進工	1-9-6 調査及び測定	推進管渠工		I-226
第10節 シールド工	1-10-3 調査及び測定	シールド工		I-226
ポンプ場・終末処理場				
		池・槽の主構造部		I-228
		基礎杭（既製杭）		I-228
		池・槽の付属構造物		I-228
		開口部		I-229
		越流とい		I-229
		越流せき		I-229

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザキヤナードを用いた出来形管理要領(主編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(主編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザキヤナードを用いた出来形管理要領(主編)(案)」、「TS(ノンズS等光波方式)を用いた出来形管理要領(主編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(主編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザキヤナードを用いた出来形管理要領(主編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		<p>単位：mm</p>
						法面 (小段含む)	個々の計測値 ±160			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、 「施工種別等を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」 に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
							標高較差	±300			
1	共通編	2	3	2	3	盛土工	法面 (小段含む)	±70	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。		
							水平または 標高較差	±300			
1	共通編	2	3	2	3	盛土工	基準高▽	-50	3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-3
							法長 l	$l < 5m$: -100 $l \geq 5m$: 法長-2%			
1	共通編	2	3	2	3	盛土工	幅 w_1, w_2	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)T-S等光放方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1	2	3	3	2	盛土工 (面管理の場合)	法面 4割勾配 (小段含む)	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「無人航空機搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	<p>● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点 計測密度 1点/m2</p>	1-2-3-3		
							平均値				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。	
							標高較差					3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。
							標高較差					
標高較差	5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。											

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
							厚さ t	-50			
							控え長さ	設計値以上			
1	共通編	2	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
							厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
1	共通編	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							厚さ t	-50			
							幅 w	-100			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） FS等光波方式を用いた出来形管理要領（主編） 」または「 RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（主編） 」（案）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
							法長 ϕ	-200			
								法長-4%			
							幅w	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンズS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「IRTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		単位：mm
						法面 (小段含む)	±160	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
						法面 (軟岩I) (小段含む)	±330	3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
								4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		
								5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

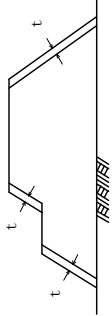
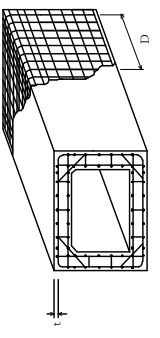
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） FS等光波方式を用いた出来形管理要領（主編） 」 又は「 RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（主編） 」 （案）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長 ϕ	$\phi < 5m$			-100
								$\phi \geq 5m$			法長-2%
							幅 w_1, w_2	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

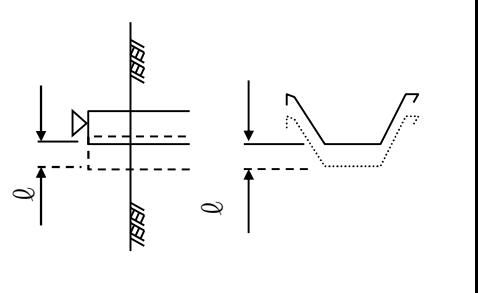
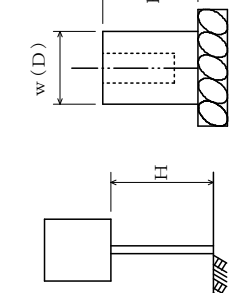
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「FS(ノンズS等光波方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体格納型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する。		
							平均値			
1	2	4	4		路床盛土工 (面管理の場合)	法面 (小段含む)	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
						±80	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
								4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。		
								5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

単位：mm

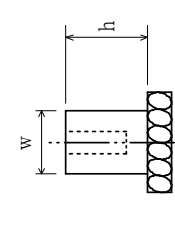
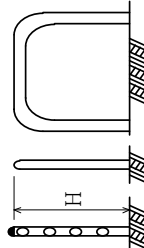
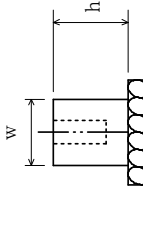
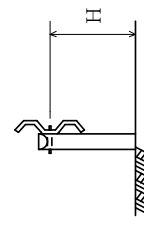
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
							平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲ)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製の鉄筋の工種において対象外）の鉄筋は全配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
1	共通編	3	7	4		組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上			

(1) 出来形管理基準及び規格値

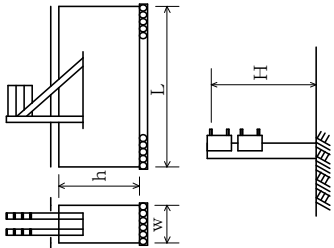
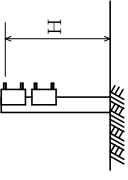
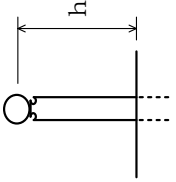
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4			矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	
							根入長	設計値以上				
							変位 ϕ	100				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5			縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」や「S等光波方式を用いた出来形管理要領 (編)」(案)により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-5		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6			小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	
							基礎	幅w (D)				-30
								高さh				-30
								根入れ長				設計値以上

(1) 出来形管理基準及び規格値

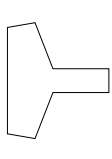
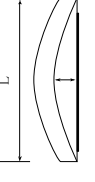
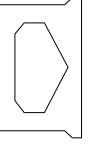
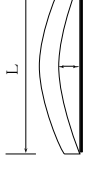
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
							高さh	-30			
							パイプ取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
							高さh	-30			
							ビーム取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	-30		
							延長 L	-100		
					ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10

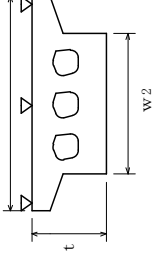
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
							桁長 L (m)	± L / 1,000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づき試験成績表に替えることができる。	断面図 	
3	土木工事共通編	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法	±5		側面図 	3-2-3-12
							橋桁のそり δ_1	±8			
3	土木工事共通編	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10…L ≤ 10m ± L / 1,000…L > 10m		断面図 	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5			
3	土木工事共通編	2	3	12			橋桁のそり δ_1	±8		平面図 	
							横方向の曲がり δ_2	±10			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポステンション桁製作工	ポステンション桁製	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに基 づく試験成績表に替えることができ る。 ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコ ンクリート構 造物 (橋梁 上・下部工お よび重要構造 物である内空 断面積25㎡以 上のボックス カルバート (工場製作の プレキャスト 製品は全ての 工種において 対象外) の 鉄筋の配筋状 況及びびかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びびかぶり測 定要領」も併 せて適用する
							幅 (下) w_2	±5			
							高さ h	+10 -5			
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
横方向最大タワミ	0.80										
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメン ト桁製作工 (購入工)	プレキャストセグメン	桁長 ϕ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
							断面の外形寸法 (mm)	—			
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14		プレキャストセグメン ト主桁組立工	プレキャストセグメン	桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-14
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							桁長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			

(1) 出来形管理基準及び規格値

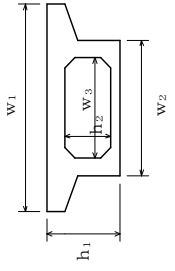
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	15	PCホロースラブ製作工			<p>3-2-3-15 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物)である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する</p>		
											測定箇所	
											測定基準	<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長 (m)</p>
											規格値	<p>±20</p> <p>-5～+30</p> <p>-10～+20</p> <p>φ<15…±10</p> <p>φ≥15…±(φ-5) かつ-30mm以内</p>
											測定項目	<p>基準高▽</p> <p>幅 w₁, w₂</p> <p>厚さ t</p> <p>桁長φ</p>

単位：mm

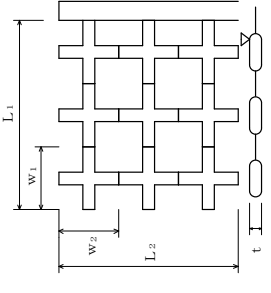
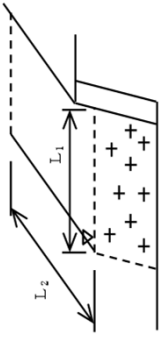
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	PC箱桁製作工	単位：mm	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する		
											標準高▽	±20		
											幅（上）w ₁	-5～+30		
											幅（下）w ₂	-5～+30		
											内空幅w ₃	±5		
											高さh ₁	+10 -5		
											内空高さh ₂	+10 -5		
											桁長ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内	※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)	

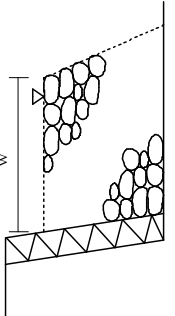
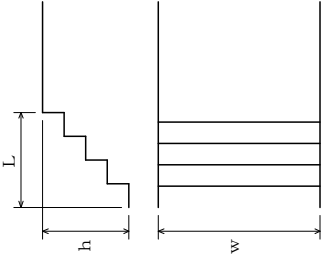
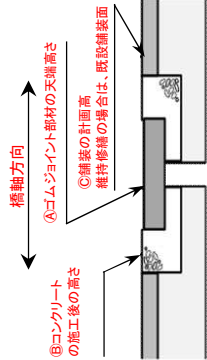
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ : 桁長 (m)		3-2-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物)である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2	-5 ~ +30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 基 準		測 定 項 目		規 格 値		測 定 箇 所		摘 要										
編	章	節	条	枝番	工 種	種	積	目 的	測 定 箇 所	3-2-3-17	3-2-3-17									
												3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17	根固めブロック工	層積	基礎高▽	±100	
																		厚さ t	-20	
																		幅 W ₁ , W ₂	-20	
延長 L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎																		
編	章	節	条	枝番	工 種	種	積	目 的	測 定 箇 所	3-2-3-18	3-2-3-18									
												3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18	沈床工	乱積	基礎高▽	± t / 2	
																		幅 w	±300	
																		延長 L	-200	
1組毎	tは根固めブロックの高さ																			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19			捨石工		基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
								幅w	-100			
								延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22			階段工		幅w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
								高さh	-30			
								長さL	-30			
								段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1		伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
								表面の凹凸	3			
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			
3	土木工事共通編	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
							標準高▽	±500			
							法長0	-200			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	標準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
							法長0	-200			
							延長L	-200			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ϕ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						厚さ t	-100			
						厚さ t	-50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L ₁ , L ₂	-200			

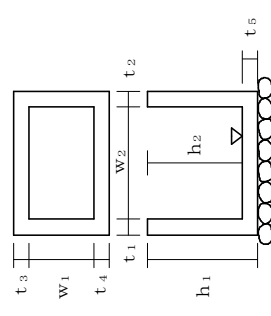
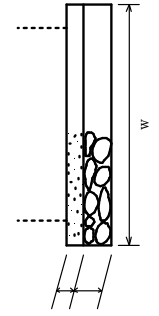
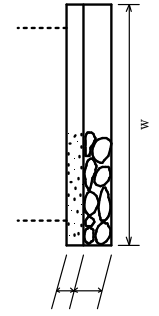
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28			プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
							※幅 w	-50			
							※高さ h	-30			
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」「S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」「S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29
							延長 L	-200			

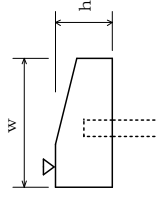
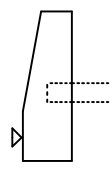
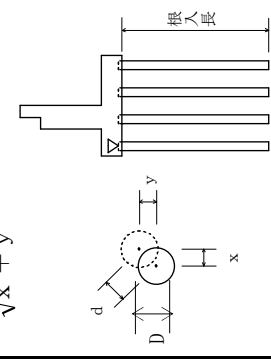
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)			3-2-3-29				
												基礎高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
												厚さ t_1, t_2	-20	1施工箇所毎	
												幅 w	-30		
												高さ h_1, h_2	-30		
延長 L	-200														
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)			3-2-3-29				
												基礎高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 4-S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)-(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
												幅 w_1, w_2	-50	1施工箇所毎	
												深さ h	-30		
												延長 L	-200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 4-S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)-(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	

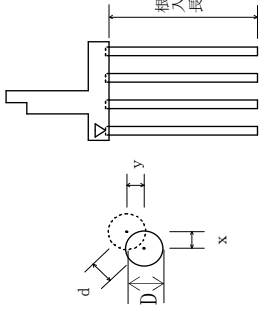
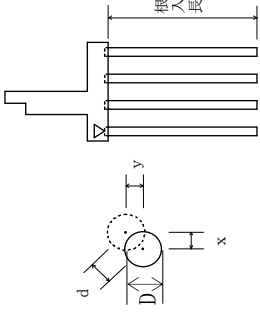
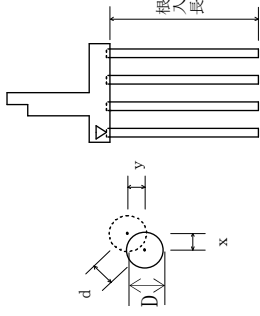
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30			集水樹工		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
							※幅 w_1, w_2	-30				
							※高さ h_1, h_2	-30				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31			現場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-3-31
							幅 w	設計値以上	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>			
							厚さ t_1, t_2	-30				
							延長 L	各構造物の規格値による				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1			一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)						3-2-4-1

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 于S等光波方式を用いた出来形管理要領(案) (案)」に基つき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ、規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-4-3
						幅w	-30			
						高さh	-30			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 于S等光波方式を用いた出来形管理要領(案) (案)」に基つき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法を用いることができる。</p>		3-2-4-3
						延長L	-200			
						基準高▽	±30			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基つき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ、規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理を実施(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		3-2-4-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径D	設計径(公称径)以上※			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7			オーブメントケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
							ケーソンの長さℓ	-50			
							ケーソンの幅w	-50			
							ケーソンの高さh	-100			
							ケーソンの壁厚t	-20			
							偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8			ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
							ケーソンの長さℓ	-50			
							ケーソンの幅w	-50			
							ケーソンの高さh	-100			
							ケーソンの壁厚t	-20			
							偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9			鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-9
							根入長	設計値以上			
							偏心量d	300以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 干S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-5-3	
							法長φ	φ < 3m				-50
								φ ≥ 3m				-100
							厚さ (ブロック積・張) t1					-50
							厚さ (裏込) t2					-50
							延長L					-200
3	土木工事共通編	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 干S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-5-3	
							法長φ					-100
							延長L1, L2					-200

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 半S等光波方式を用いた出来形管理要領(案) (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
							幅w	-100			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 半S等光波方式を用いた出来形管理要領(案) (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
							法長 l	-50			
							厚さ(ブロック) t_1	-100			
							厚さ(裏込) t_2	-50			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	5	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 半S等光波方式を用いた出来形管理要領(案) (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
							法長 l	-50			
							厚さ(石積・張) t_1	-100			
							厚さ(裏込) t_2	-50			
							延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	6	6	4	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	小規模以下 ±50	中規模以上 —	小規模以下 —	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある場合は使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	中規模以上 -45	小規模以下 -45	中規模以上 -15	小規模以下 -15			
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 —	小規模以下 —			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できている規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかか該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは 基準高較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40 -15		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -10	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	3-2-6-7
3	2	1	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できき規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)地上型」「ガ」 「キヤナ」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編) (案)「地上移動体格 載型」「ガ」、「地上移動体格 載型」「ガ」を用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)「また は「FS(ノンゾリズム方式)」を用い た出来形管理要領(舗装工事編)」 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。</p>

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーナーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある場合は使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できている規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できき規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満</p>
													<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)地上型」 キヤナ」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編) (案)J、「地上移動体搭 載型」 形管理要領(舗装工事編) (案)J また は「JIS(ノンゾリズム方式)を用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)J」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できている規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにもに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーナーを採取して測定。ただし、幅は設計図書で測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「またはITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記事項による。幅が延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上ある場合は使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-7
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)地上型レザース キヤナ」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)J、「地上移動体搭 載型レザースキヤナ」を用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)Jまた は「TS(ノンプリズム方式)を用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)J」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が、3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -7	中規模以上 -2	小規模以下 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上ある場合は使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -25	小規模以下 -25	—			
						平坦性	—	—	—			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	小規模以下	-20	中規模以上	-2	小規模以下	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「またはITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の標高値と直下層の標高値の差を10mm以内とする。標準偏差は、直下層の標高値と直下層の標高値の差を20mm以内とする。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の測点に問わず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						標準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	中規模以上	—	小規模以下	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	厚さ	中規模以上	-45	小規模以下	-45	中規模以上	-15	小規模以下	-15	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	—	小規模以下	—			中規模以上

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下	3-2-6-8	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	小規模以下	3-2-6-8	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	中規模以上	-50	中規模以上	-	小規模以下		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」 「舗装工要領(案)地上型」 、 「地上移動体搭載工要領(案)J」 、 「地上移動体搭載工要領(案)スキャナ」 を用いた出来形管理要領(案)は「JIS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、 「地上移動体搭載工要領(舗装工事編)」 、 「地上移動体搭載工要領(舗装工事編)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事では、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さととの差とする。

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
								中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>	
				幅		-50	-50	-	-			

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書で測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-36	-45	中規模以上	小規模以下	-5	-7	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「または」ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「(案)J」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均	10個の測定値の平均					
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。</p> <p>コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。</p>	
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	小規模以下	-		<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						平坦性	中規模以上	-	3mプロロー メーター (σ)2,4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下	-	-	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)					
							中規模以上	小規模以下	平均			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「(案)J」または「TS(ノンブリスラム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	-	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	3-2-6-8		

単位: mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	中規模以上	—	小規模以下	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9	
						厚さ	中規模以上	-45	中規模以上	-15	小規模以下			-15
						幅	中規模以上	-50	中規模以上	-50	小規模以下			-

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下	3-2-6-9	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下		
													<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」・「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)・「地上移動体搭載型」・「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)・また「TTS(ノンゾリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -10	以下 以下	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図による。幅は80m以下の間隔で測定することができる。
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-54	小規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型」「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型」「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「ITS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。</p>	

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	小規模以下	-10
						幅	中規模以上	-50	中規模以上	-	小規模以下	-
												<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-9	
											1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案) 地上型」 キヤナを用いた出来形管理要領 (舗 装工事編) (案) J、地上移動体搭 載型レザースキヤナを用いた出来 形管理要領 (舗装工事編) (案) また は「T-S (ノンゾリズム方式) を用い た出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の内容に準拠し、延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「T-S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図に準じて測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>	3-2-6-9
				幅	-25	-25	-					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事では、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さとの差とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均	規格 値			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	小規模以下	-
						平坦性	中規模以上	-	中規模以上	-	小規模以下	-
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、幅は、延長80m毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「JIS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	中規模以上	小規模以下	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	中規模以上	中規模以上	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方で、管理図等を描いた上で可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							中規模以下	±50			
							t < 15cm	-30			
							t ≥ 15cm	-45			
						厚さ					
						幅					

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	中規模 以上	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)または地上移動体搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)またはRTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層標高補正の適用算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							中規模 以下	中規模 以上			
							t < 15cm	+50 -10			
							t ≥ 15cm	+50 -15			
							t < 15cm	+50 -10			
							t ≥ 15cm	+50 -15			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	中規模以上	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の特記によらず延長80m以下の間隔で測定することができ、 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をより規模に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-10
						幅	小規模以下	—			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	3-2-6-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
							-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 机上型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「机上移動体搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) または「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値の差を適用する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	1	グーアスフアールト 舗装工 (加熱アスフアールト 安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	中規模以上 -5	小規模以下 -7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	中規模以上 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
3	2	6	11	2	グーアスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。</p>
												<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事では、管理図等を描いた上ででの管理が可能ないし、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)								
3	2	6	11	3	グーアスフアールト 舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長80m毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について →採取により床版橋面舗装等でコアー採取による恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-11
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グーアスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「トンダリズム方式」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基つき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	3-2-6-11	工事規模の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

単位: mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	* 面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	5	グーアスアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	小規模以下	-3
						幅	-25	-25	-	-		
						平坦性	-	3mプロファイラメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				
3	土木工事共通編										幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mm毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア→採取について 橋面舗装等でコア→採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	* 面管理の場合は測定値の平均			
3	2	1	11	6	グーアスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	-20	小規模以下	3-2-6-11	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						平坦性	中規模以上	-17	-20	小規模以下		
3	2	1	11	6	グーアスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	-20	小規模以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 地上型」舗装工要領 (案) J、「地上移動体搭載型」「スキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工要領 (案) J)」、「地上移動体搭載型」「スキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工要領 (案) J) または「TS (ノンゾリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工要領 (案) J)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さととの差とする。</p>	

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	* 面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模以上	—	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所、割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>
						厚さ	中規模以上 ±45	中規模以上	-15			
						幅	中規模以上 ±50	中規模以上	—			

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)				
						基準高▽ 厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方で中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「またほ」TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-30	中規模以上	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)				
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レザースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方で中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
										2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
										3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
										4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
										5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
						幅	-50	-	-	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	3-2-6-12	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	
							-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)地上型」・「ス キヤナ」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)・「地上移動体搭 載型」・「スキヤナ」を用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)・また は「TTS(ノンプリズム方式)を用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。</p>		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)					
							中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均 (X/10) * 面管理の場 合は測定値の 平均			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)地上型」 「スキャナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)」、「地上移動体搭 載型」 「スキャナを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)」、「また は「TTS(ノンプリズム方式)を用い た出来形管理要領(舗装工事編)」、 「(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合、その他基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-2-6-12	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	中規模以上 -10 小規模以下	中規模以上 -3.5 小規模以下	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合には、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定打設後に各車線200mm毎に幅側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書に測定する。ただし、幅は設計図書の測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -25 小規模以下	中規模以上 -			
						平坦性					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	標準偏差 (σ)			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」 「スキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型」 「スキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「または「TDS(ノンゾリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の標高値と直下層の標高値の差を、地上型計測の標高値と地上型計測の標高値の差とする。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	中規模以上	-	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地較差	±2					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模以上 ±50	—	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-12	
						厚さ	中規模以上 -45	小規模以下 -15	—			
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 —	—			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3-2-6-12	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

単位：mm

1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」
「舗装工要領(案)地上型」
「地上移動体搭載型」
「ガースキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	面管理の場合は測定値の平均			
3	3	2	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	小規模以下 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。ただし、幅は設計図書の間隔で測定する。ただし、幅は設計図書の間隔で測定する。ただし、幅は設計図書の間隔で測定する。ただし、幅は設計図書の間隔で測定する。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						幅	-50		—			
3	3	2	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -55	中規模以上 -66	小規模以下 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 地上型レスキューナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)、「地上移動体搭載型レスキューナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)、「または地上型レスキューナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)、「または地上型レスキューナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ		中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	小規模以下	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -	—	—	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)				
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 地上型」 「スキャナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)、「地上移動体搭載型」 「スキャナ」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)、「または」 「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-3		

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)					
							中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-20	-27	-3	3-2-6-12	
3	2	1				厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-20	-27	-3	3-2-6-12	

単位：mm

工事規模の考え方
中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」~~「ガ」~~「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」J、「地上移動体搭載型」~~「ガ」~~「スキヤナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」J、「または」~~「TTS(ノンゾリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」~~「案」Jに基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	中規模以上 -15 小規模以下	中規模以上 -4.5 小規模以下	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-12
						幅	-35	—			
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下			<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						目地段差	±2				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型」・「スキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」・「地上移動体搭載型」・「スキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」・「また、地上移動体搭載型」・「地上移動体搭載型」・「地上移動体搭載型」を用いた出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平坦性				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。			
						目地較差	±2			3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。			
										4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			
										厚さを平均値として評価する場合は、直下層の標高値と当該層の標高値の較差平均値から求める高さとの差とする。			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)							
		中規模以上		小規模以下	中規模以上		小規模以下									
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	1	13	1	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-13
										厚さ	—45	—15	—			
										幅	—50	—	—			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	2	13	2	厚さ	—25	—30	—8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-13
										幅	—50	—	—			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-8			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10) * 面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-		

幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X/10)	* 面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -12	小規模以下 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模以上 -25	小規模以下 -				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模以上 ±50	小規模以下 -	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	中規模以上 -45	中規模以上 -15	小規模以下 -			
						幅	中規模以上 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所を掘り起し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50	-				
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所に1ヶ所を掘り起し、厚さは、1,000㎡に1ヶ所を掘り起し、採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50	-				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

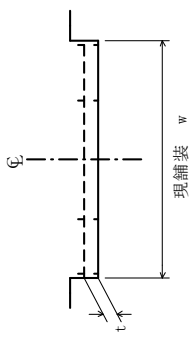
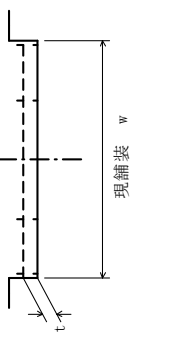
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	工事規模の考え方は、 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-5		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-		

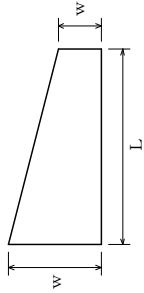
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	土木工事共通編	2	15	1	路面切削工	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
							幅 w	-25	-			
3	土木工事共通編	2	15	2	路面切削工 (面管理の場合は 標高較差または厚さ tのみ)	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p>		3-2-6-15
							幅 w	-25	-			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							幅w	延長L	厚さt	個々の測定値(X)			
3	2	6	16		舗装打換え工	舗装打換え工	幅w	-50	路盤工	該当工種	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長L	-100					
							厚さt	該当工種					
							幅w	-25	舗設工	該当工種			
							延長L	-100					
							厚さt	該当工種					
							3	2	6	17			
幅w	-25												
延長L	-100												
平坦性		—	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									

(1) 出来形管理基準及び規格値

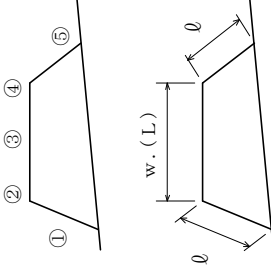
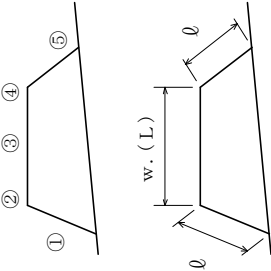
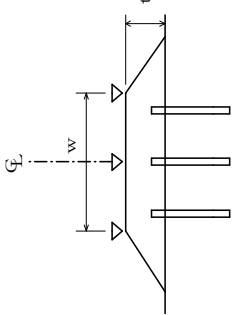
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)地上型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「また地上S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3mプロファイル (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

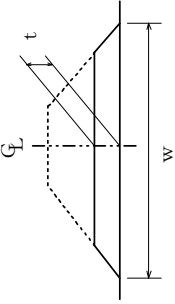
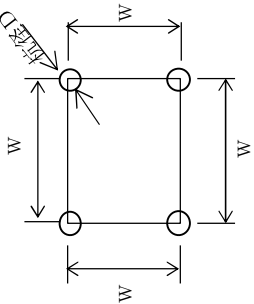
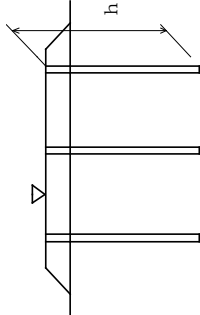
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	路床安定処理工	基準高▽	±50	<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)施工履歴データをを用いた出来形管理要領(表層安定処理等)中層地盤改良工事編(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(美測は不要)。</p>		3-2-7-2
							施工厚さt	-50			
							幅w	-100			
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	置換工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		3-2-7-3
							置換厚さt	-50			
							幅w	-100			
							延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3	土木工事共通編	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4										
							法長 θ	-500													
							天端幅w	-300													
							天端延長L	-500													
		2	一般施工	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)施工履歴データをを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4									
								法長 θ	-500												
								天端幅w	-300												
								天端延長L	-500												
								2	一般施工				7	5	3	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
																	厚さt	-50			
幅w	-100																				
延長L	-200																				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般 施工	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6	
							幅 w	-100				
							延長 L	-200				
3	2	一般 施工	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7	
							杭径 D	設計値以上				
							打込長さ h	設計値以上				
3	2	一般 施工	7	8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、ドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	-	全本数 全本数 計器管理にかえることができる。		3-2-7-8	※余長は、適用除外

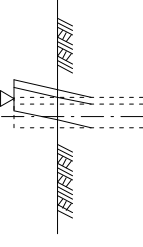
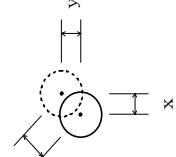
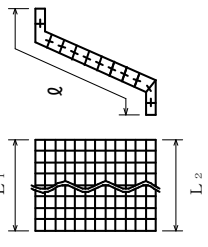
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上			
								全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体先端深度		

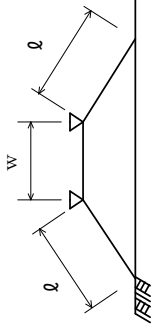
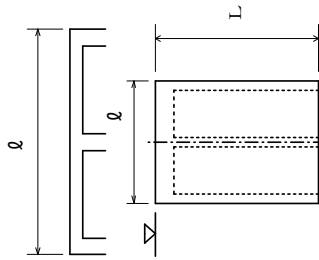
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリ-攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリ-攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8以内	<p>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>工事に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p>		
						杭径D	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
						改良長L	設計値以上			
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上	1,000㎡以下、又は施工延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						延長 L	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)施工履歴データをを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は不要)。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L_1, L_2	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅w	-100			
						法長 l	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

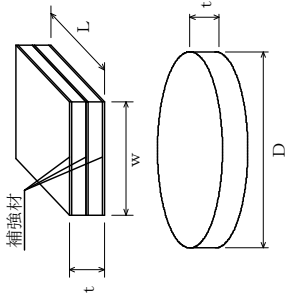
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)		基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合又は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
							連壁の長さ \varnothing	-50			
							変位 d	D/4以内			
							壁体長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

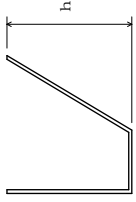
編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3 土木工事共通編		2 一般施工		12 工場製作工 共通		1		1		上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 鋳造費 (金属支承工)		孔の直径差 +2 -0		+2 -0		製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1		単位：mm	
										中心距離		ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ≤1,000mm 1以下									
										ドリル加工孔		ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ >1,000mm 1.5以下									
										アンカーボルト用孔(鑄放し)		JIS B 0403-1995 CT13									
										センターボス		ボスの直径 +0 -1									
										ボス※5		ボスの高さ +1 -0									
										ボス※5		ボスの直径 +0 -1									
										ボス※5		ボスの高さ +1 -1									
										上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13									

(次頁に続く)

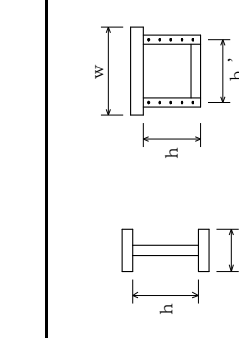
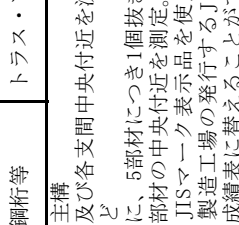
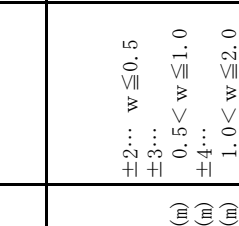
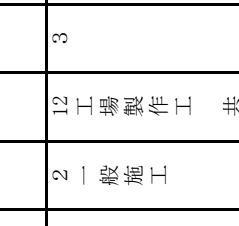
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	1	鑄造費 (大型ゴム支承工)	全移動量 ϕ ※4	± 2	製品全数を測定、 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$				
							組立高さ H	± 3				
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$				± 3
								$H > 300\text{mm}$				(H/200+3)小数点以下切り捨て
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14
								鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級
								ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級
							幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$				0 ~ +5
								$500 < w, L, D \leq 1,500\text{mm}$				0 ~ +1%
								$1,500 < w, L, D$				0 ~ +15
厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5										
	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$										
	$160 < t$	± 4										
相対誤差	$w, L, D \leq 1,000\text{mm}$	1										
	$1,000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) / 1,000										

(1) 出来形管理基準及び規格値

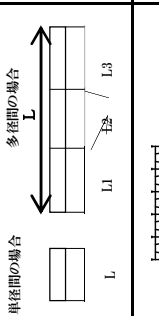
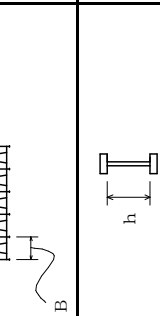
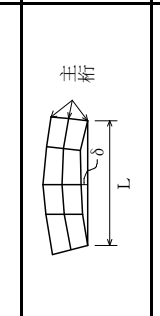
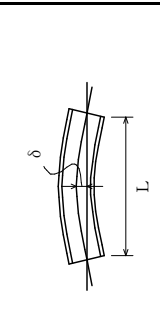
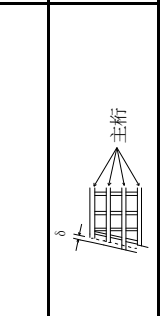
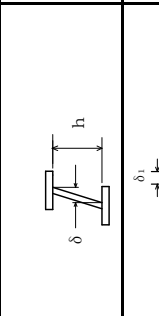
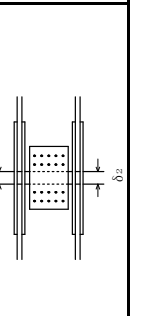
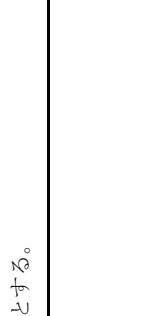
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$		3-2-12-1
						材				
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							$\pm 2 \dots$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$			
						外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3							
											板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	 3-2-12-3			
												フランジの直角度 δ (mm)			$b/150$	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。	 3-2-12-3
															部材長さ ℓ (m)		
											圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)	 3-2-12-3			
												部材精度			—	—	

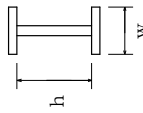
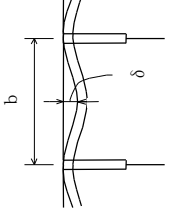
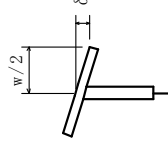
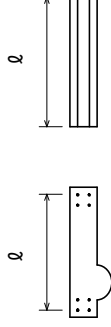
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

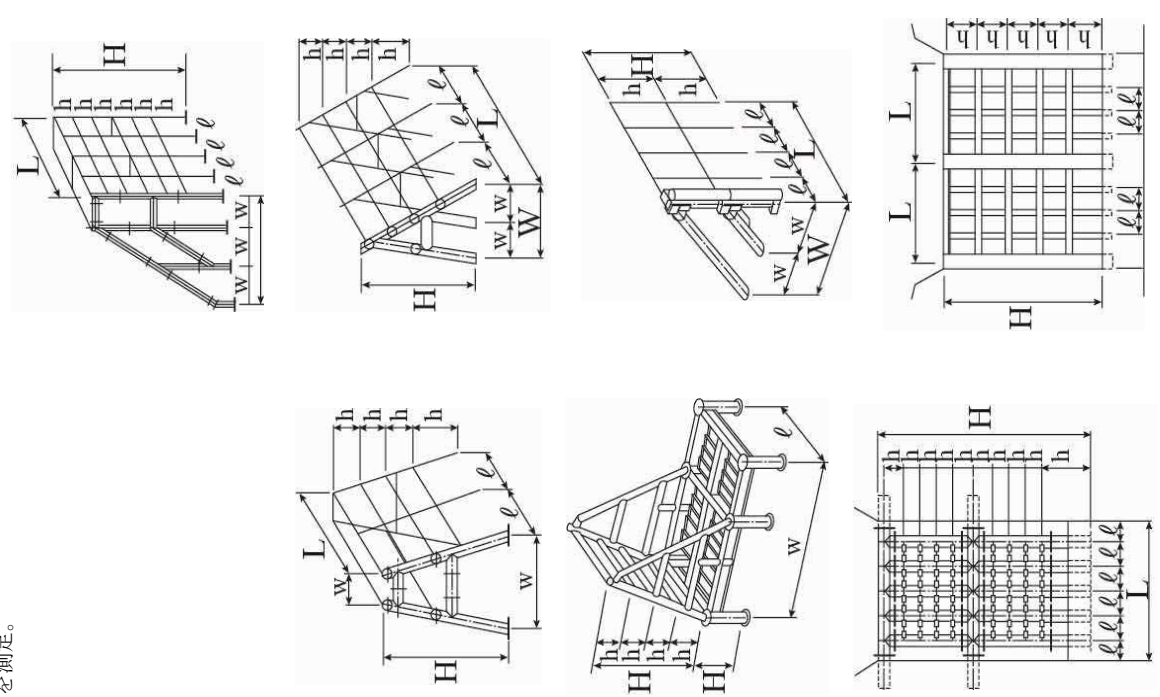
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																																		
							鋼桁等	トラス・アーチ等																																				
3	2	12	3	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (10+L/10) ± (10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		3-2-12-3																																			
										主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ± (3+B/2) ... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-3																														
															主構の組立高さ h (m)	±5... h ≤ 5 ± (2.5+h/2) ... h > 5	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3																									
																				主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5... L ≤ 100 25... L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		3-2-12-3																				
																									主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5... L ≤ 20 -5~+10... 20 < L ≤ 40 -5~+15... 40 < L ≤ 80 -5~+25... 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)		3-2-12-3															
																														主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		3-2-12-3										
																																			主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を支点及び支間中央付近を測定。 h：主桁の高さ (mm)		3-2-12-3					
																																								現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		3-2-12-3

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	工場製作工 共通	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	桁検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (mm)	±2...w ≤ 0.5 ±3...5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3
							腹板高 h (mm)				
							鋼桁等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
							箱桁等のフランジ鋼床版のプレート	b / 150			
							板の平面度 delta (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
フランジの直角度 delta (mm)	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10										
部材長 l (m)	鋼桁										
部材精度							※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 たし、「板の平面度 delta」、フランジの直角度 delta」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。				

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	<p>全数を測定。</p> 	<p>3-2-12-3</p>	
						堤長L	±30			
						堤長 l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

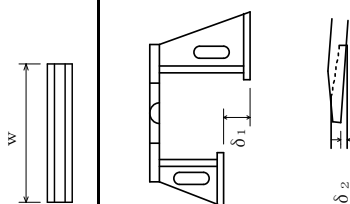
(次頁に続く)

(1) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値(案)

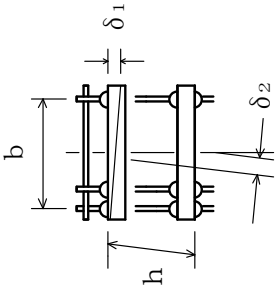
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3		2	12	3	3							<p>単位：mm</p>
3		2	12	3	3					工場製作工 共通		
3		2	12	3	3					一般施工		
3		2	12	3	3					土木工事 共通編		

(1) 出来形管理基準及び規格値

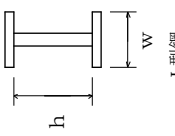
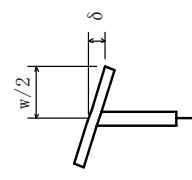
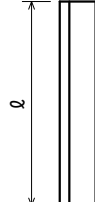
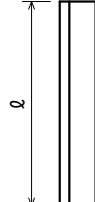
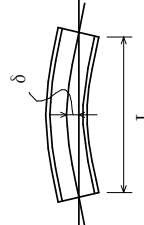
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	検査路製作工	部材	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4	
							部材長 θ (m)					
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	鋼製伸縮継手製作工	部材	0 ~ +30	製品全数を測定。	両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ_2	3-2-12-5
							仮組立時	設計値 ±4				
							組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)					
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	±2				
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	落橋防止装置製作工	部材	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6	
							部材長 θ (m)					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		3-2-12-7	
						部材					
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$			
							高さ h (mm)	± 5			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	一般施工	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼	3-2-12-9
							腹板高 h (m)		各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部 材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			3-2-12-9
							部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9

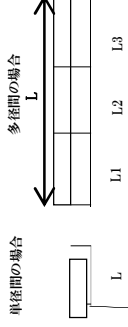
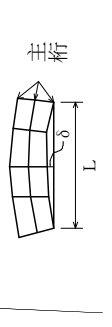
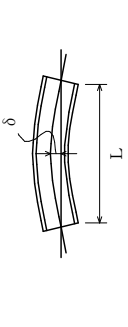
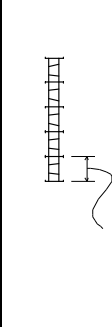
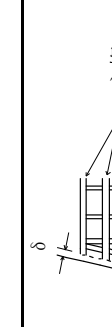
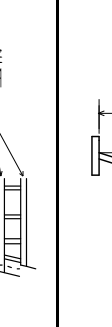
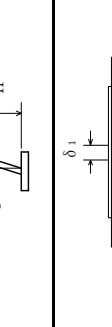
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-10
						部材				
3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチベイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-12-11	

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラババレークレーン架設)	全長 L (m)	± (20+L/5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						支間長 Ln (m)	± (20+Ln/5)			
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4... B ≤ 2 ± (3+B/2) ... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 H: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。		

単位: mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	13	橋梁架設工		架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
							そり	—	主桁を全数測定。		
3	土木工事共通編	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長さ 0	$0 < 5m$ $0 \geq 5m$ $0 < 5m$ $0 \geq 5m$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 4S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「TS (ノンズリ) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「批上型レザースキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「批上移動体搭載型レザースキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。」	3-2-14-2	
							盛土法 長さ 0	法長の—4% —100 法長の—2%			
							延長 L	—200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 4S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「批上型レザースキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「批上移動体搭載型レザースキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、 「規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。」		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ϕ	$\phi < 5m$	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)4S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)Jで規定する。</p>		3-2-14-2	
							$\phi \geq 5m$				<p>法長の-4%</p>
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			<p>施工箇所毎の測定値は、200mm以下の値、1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)4S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)Jで規定する。</p>
							$t \geq 5cm$	-20			<p>施工箇所毎の測定値は、200mm以下の値、1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)4S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)Jで規定する。</p>
						延長L	-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)4S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)Jで規定する。</p>			

このほか、「地上型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)J、「地上移動搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)Jで規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

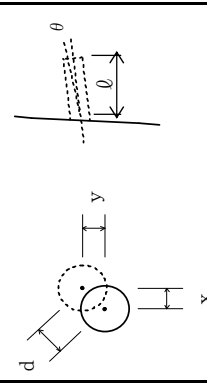
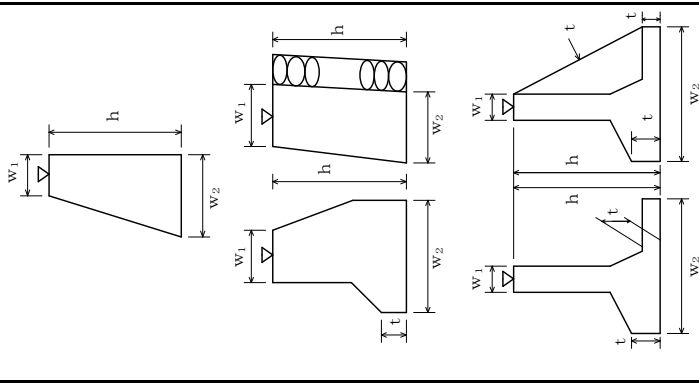
(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」</p>		3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上型自動体搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
							$t \geq 5\text{cm}$			<p>ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p>

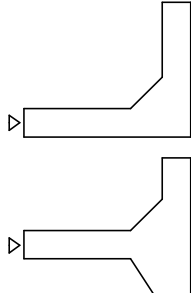
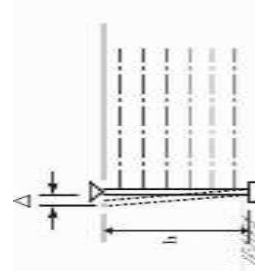
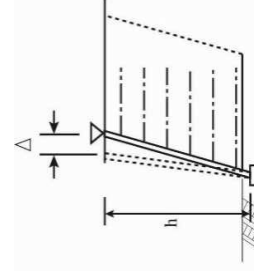
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法砕工	3-2-14-4 曲線部は設計 図書による						
											法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
												$\phi \geq 10\text{m}$	-200			
											幅 w	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	-30			
												高さ h	-30			
											枠中心間隔 a	± 100				
											延長 L	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	-200			
												施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	-100			
											法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	法砕工 (ブレキヤスト法砕工)	3-2-14-4
												$\phi \geq 10\text{m}$	-200			
延長 L	1施工箇所毎	-200														

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	2	14	6		アンカー工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する									
							配置誤差 d	100												
							せん孔方向 θ	±2.5度												
3	土木工事共通編	2	15	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1									
							厚さ t	-20												
							裏込厚さ	-50												
							幅 w_1, w_2	-30												
							高さ h	$h < 3m$				-50								
								$h \geq 3m$				-100								
							延長 L	-200				1施工箇所毎								
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。													

(1) 出来形管理基準及び規格値

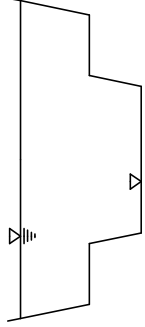
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	2		プレキヤスタ擁壁工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-2
						延長L	-200			
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	 	3-2-15-3
						高さ h	-50			
						鉛直度△	-100			
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
						延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
							法長 ϕ	-50				$\phi < 3\text{m}$
								-100				$\phi \geq 3\text{m}$
								-50				厚さ t_1, t_2, t_3
								-200				延長 L_1, L_2
								1施工箇所毎				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
									500ps	-1,000～+200			
									1,000ps	-1,200～+200			
									250ps	-800～+200			
									420ps 600ps	-1,000～+200			
									1,350ps	-1,200～+200			
									幅	-200			
									延長	-200			
								3	土木工事共通編	2			
幅	-200												
延長	-200												

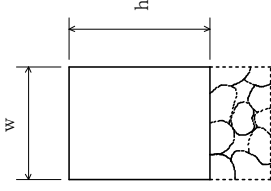
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	0以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		3-2-16-3
						個々の計測値	+400以下			
						標高較差		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。		
								3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	18	2		床版工		基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
							幅w	0～+30			
							厚さt	-10～+20			
							鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
							鉄筋の有効高さ	±10			
							鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
							幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さh	-30			
6	1	7	4		護岸付属物工					6-1-7-4	



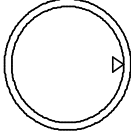
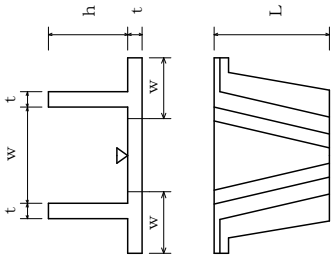
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	1	築堤・護岸	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8
							幅 w	±300			
							方向	±7°			
							延長 L	-200			
6	河川編	1	築堤・護岸	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
							延長 L	-200			

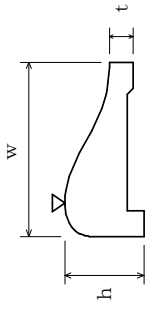
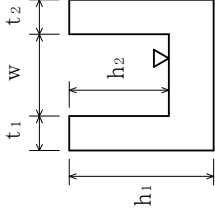
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	13	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	河川編	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造専門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、高床、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	樋門・樋管	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
							延長L	-200	1施工箇所毎		
6	河川編	3	樋門・樋管	7	8	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	4	水門	7	8	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm																													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																			
6	河川編	5	堰	6	可動堰本體工	13 14		開門工 土砂吐工			6-5-6-13 6-5-6-14																		
												標準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。															
												厚さ t	-20																
												幅 w	-30																
												高さ h	±30																
延長 L	-50																												
6	河川編	5	堰	7	固定堰本體工	8 9 10		堰本體工 水叩工 土砂吐工			6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10																		
												標準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。															
												厚さ t	-20																
												幅 w	-30																
												高さ h	±30																
												堰長 L	L < 20m			-50													
													L ≥ 20m			-100													
												6	河川編			5	堰	8	魚道本體工	3		魚道本體工			6-5-8-3				
																										標準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
																										厚さ t ₁ , t ₂	-20		
幅 w	-30																												
高さ h ₁ , h ₂	-30																												
延長 L	-200																												

(1) 出来形管理基準及び規格値

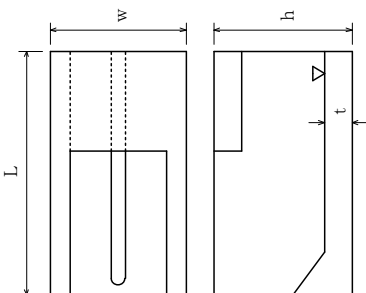
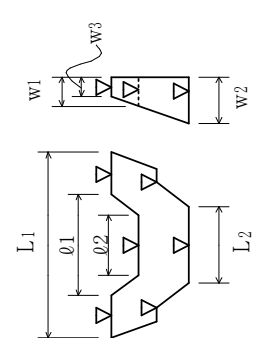
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	9	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h1	-50			
						胸壁の高さ h2	-30			
						天端長 l1	-50			
						敷長 l2	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h ₁ , h ₂	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		本土工 (床固め本土工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
							天端幅 w ₁ , w ₃	-30			
							堤幅 w ₂	-30			
							堤長 L ₁ , L ₂	-100			
							水通し幅 φ ₁ , φ ₂	±50			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7	床止め・床固め	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30			
							幅 w	-100			
							延長 L	-100			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 w ₁	-30			
							堤幅 w ₂	-30			
							長さ L	-100			
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w ₁	-20				
							ブロック横幅 w ₂	-20				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」や「S等米波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
							法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100
								$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$
								厚さ t				-50
								延長 L				-200

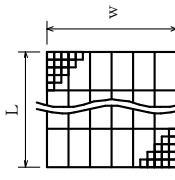
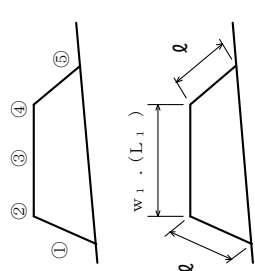
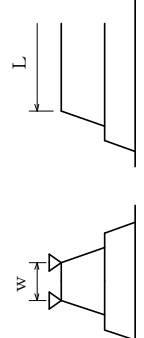
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)・FS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	
							法長φ	φ < 3m φ ≥ 3m				-50 -100
							厚さ t	t < 100				-20
								t ≥ 100				-30
							裏込材厚 t'	-50				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
							幅 w	-50				
							厚さ t	-10				
							基礎厚 t'	-45				
							延長 L	-200				

(1) 出来形管理基準及び規格値

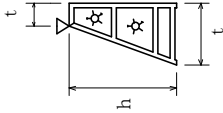
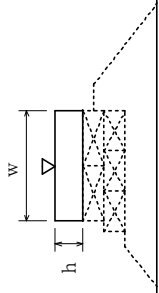
単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	9	波返工	波返工		基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
							高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
							延長L	-200				
7	河川海岸編	2	4	捨石工	捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	
							表面均し	±100				
							荒均し	異形プロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形プロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形プロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形プロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							法長 \emptyset	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天端幅 w_1	-100				
							天端延長 L_1	-200				

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4	突堤基礎工	吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
							延長L	-500			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	捨石工	基準	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
							高	±300			
							▽				
							法長 \varnothing	-100			
							天端幅 w_1	-100			
	天端延長 L_1	-200									
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	海岸コンクリートブロック工	基準	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターライン及び表裏法肩。		7-2-5-5
							高	±500			
							▽				
							天端幅w	±プロックの高さの1/2			
							天端延長L	±プロックの高さの1/2			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	石積工	標準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
								厚さ t				-50
								高さ h				-50
								h < 3m				-100
								h ≥ 3m				-200
延長 L		1施工箇所毎										
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	場所打コンクリート工	標準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
								幅 w				-30
								高さ h				-30
								延長 L				-200

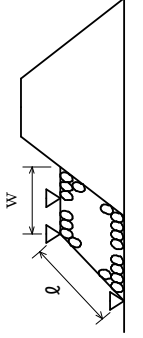
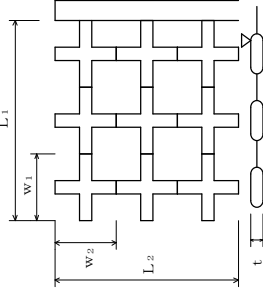
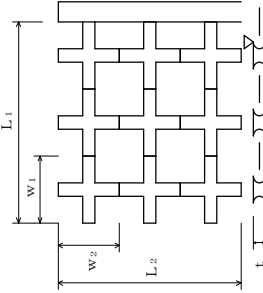
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	2	突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	
							コンクリート	±50				
							壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所			
							幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
							高さ h_1	+30, -10	完成時、四隅			
							長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
							底版厚さ t_2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
							フーチング高さ h_2	+30, -10	底版完成時、四隅			
							法線に対する出入 $1, 2$	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100 ケーソン重量 2,000 t 以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所			
							据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2,000 t 未満 100以下 ケーソン重量 2,000 t 以上 200以下	据付完了後、天端2ヶ所			
7	河川海岸編	2	突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 $1, 2$	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100 ケーソン重量 2,000 t 以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11	
据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2,000 t 未満 100以下 ケーソン重量 2,000 t 以上 200以下	据付完了後、天端2ヶ所										

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
							陸上	±50			
							水中	±30			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
長さ L	±30										
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
							幅 w	+20, -10			
							高さ h	+20, -10			
							長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
							隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下			
7	河川海岸編	2	突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							陸上	±50			
							水中	±30			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
長さ L	±30										

(1) 出来形管理基準及び規格値

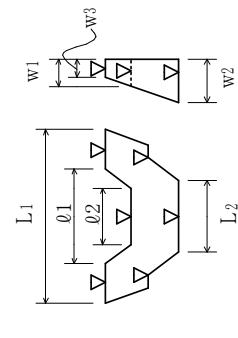
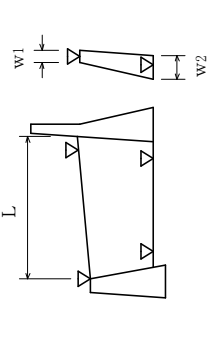
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	捨石工		基準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
								異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±300			
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				
								法長 ℓ	-100			
								天端幅 w	-100			
天端延長 L	-200											
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	根固めブロック工		基準高▽	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-6-3
								層積	±300			
								乱積	± t / 2			
								厚さ t	-20			
								幅 w_1 w_2	-20			
								乱積	- t / 2			
								層積	-200			
								乱積	- t / 2			
								延長 L_1 L_2				
								基準高▽	±300			
乱積	± t / 2											
厚さ t	-20											
幅 w_1, w_2	-20											
延長 L_1, L_2	-200											
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	7	消波工	消波ブロック工		基準高▽	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3
								乱積	± t / 2			
								厚さ t	-20			
幅 w_1, w_2	-20											
延長 L_1, L_2	-200											

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

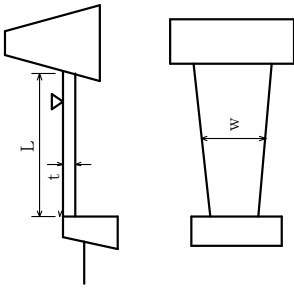
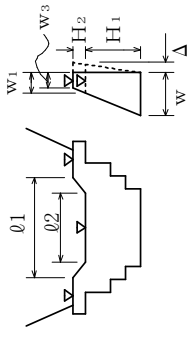
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7	河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工		標準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3		
									異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500					
									荒均し	±300					
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±500					
									被覆均し	±300					
									法長 ϕ	-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合、50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び裏法肩。	
									天端幅 w_1	-100					
									天端延長 L_1	-200					
									部材	±3... ϕ ≤ 10 ±4... ϕ > 10				図面の寸法表示箇所にて測定。	8-1-3-4
									部材長 ϕ (m)						
8	砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工									

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防堰堤	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	堰堤本体	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
								天端部 w_1 , w_3 堤幅 w_2	-30			
								水通し幅 ϕ_1 , ϕ_2	±50			
								堤長 L_1 , L_2	-100			
8	砂防堰堤	1	8	6		コンクリート側壁工	側壁	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
								幅 w_1 , w_2	-30			
								長さ L	-100			

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防編	1	砂防堰堤	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
							幅 w	-100				
							厚さ t	-30				
							延長 L	-100				
8	砂防編	1	砂防堰堤	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	
							長さ ϕ_1, ϕ_2	±100				
							幅 w_1, w_3	±50				
							下流側倒れ△	±0.02H ₁				
							袖高▽	±50				
							幅 w_2	±50				
							下流側倒れ△	±0.02H ₂				
							水通し部					±50
							袖部					±50

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編				鋼製堰堤本土工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
				堤長l		±10				
				堤幅W		±30				
				堤幅w		±10				
				高さH		±10				
				高さh		±10				

(次頁に続く)

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8		1	9	5	2							

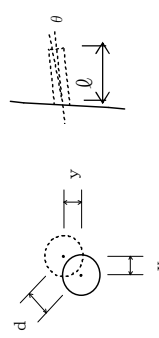
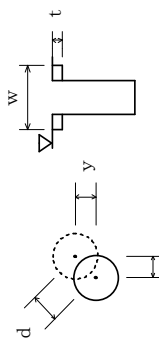
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	1	砂防堰堤	6		鋼製側壁工	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
								長さL	±100			
								幅w ₁ , w ₂	±50			
								下流側倒れ△	±0.02H			
								高さh	-50			
								高さh	-100			
8	砂防編	2	流路	8		魚道工	魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
								幅w	-30			
								高さh ₁ , h ₂	-30			
								厚さt ₁ , t ₂	-20			
								延長L	-200			
8	砂防編	3	山腹水路工	4		山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
								厚さt ₁ , t ₂	-20			
								幅w	-30			
								幅w ₁ , w ₂	-50			
								高さh ₁ , h ₂	-30			
								深さh ₃	-30			
延長L	-200											

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
8	砂防編	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	3	9	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm		測 定 基 準		測 定 項 目		規 格 値		測 定 箇 所		摘 要					
編	9	ダム編	1	コンクリートダム	4	ダムコンクリート工	枝番	種	工	コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。</p>		9-1-4
												±30			
												±40			
												-100, +60			
長さ															

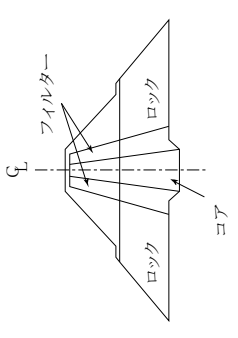
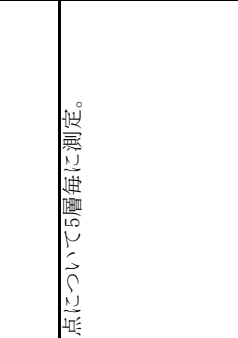
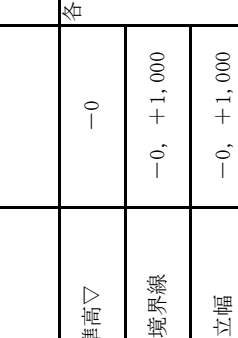
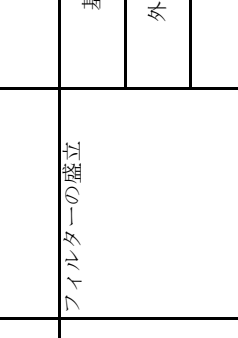
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm		規格値		測定基準		測定箇所		摘要					
編	9	ダム編	4	ダムコンクリート工	工	コンクリートダム工 (副ダム)	種	測定項目	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対称に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		9-1-4
									ジョイント間隔	±30			
									リフト高	±50			
									堤幅	-30, +50			
									堤長	±40			

(1) 出来形管理基準及び規格値

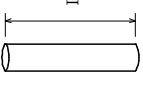
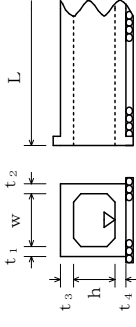
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	<p>1. 図面の寸法表示箇所所で測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。</p> <p>②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。</p> <p>(注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。</p> <p>③長さ、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。</p>		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルタ-の盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2,000			
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高	±20			
						長さ L	±100			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

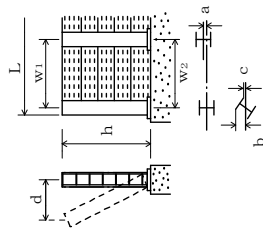
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
9	3	3	ポールリング工		ポールリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3	
						配置誤差	100				
10	1	1	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots 0 \leq 10$ $\pm 4 \dots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所測定。	10-1-3-2	
10	1	9	6		場所打函渠工	標準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	± 30				
						延長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
						幅 w	-200				
延長 L	-200										
10	1	11	4		落石防止網工			1施工箇所毎	10-1-11-4		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	
						延長L	-200				1施工箇所毎
10	1	11	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延長L	-200				1施工箇所毎
						基礎	-30				基礎1基毎
						高さh	-30				
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さh	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長L	-200				1施工箇所毎
						基礎	-30				基礎1基毎
						高さh	-30				
						打込みφ	-10%				全数
						埋込みφ	-5%				

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-12-4
						高さh	-30			
						延長L	-200			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱		施工延長5スパンにつき1ヶ所 1施工箇所毎		10-1-12-5
						間隔w ₁ , w ₂	±15			
						ずれa	10			
						ねじれb-c	5			
						倒れd	h × 0.5%			
						高さh	+30, -20			
						延長L	-200			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
10	道 路 編	2	舗 装	4	舗 装 工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値 (X ₁₀) について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コーン採取について 橋面舗装等でコーン採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	10-2-4
								中規模 以上	中規模以上			
								小規模 以下	—			
								—	—			
						厚さ	—30	-10				
						幅	-45	-15				
							-100	—				

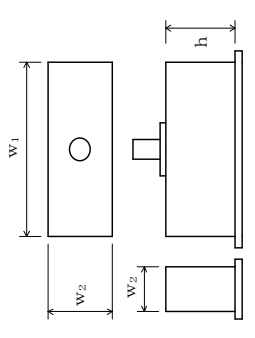
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

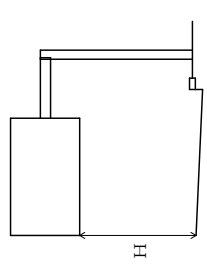
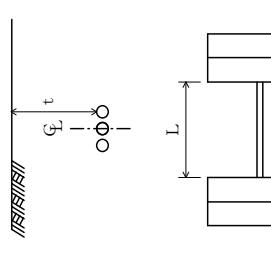
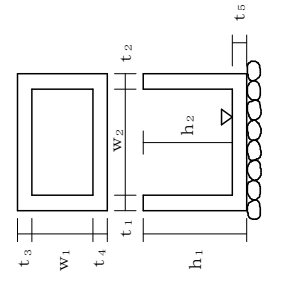
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
10	道 路 編	2	舗 装	4	舗 装 工	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について、橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	中規模以上	小規模以下	中規模以上			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」「(案)」「」の規定による測点の管理方法を用いる 1ヶ所/1施工箇所		10-2-5-9	
						延長L	-200	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」「(案)」「」の規定による測点の管理方法を用いる 1ヶ所/1踏掛版			
	10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4
							各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の長さ	±20	全数		
							厚さ	—			
							中心のずれ	±20	全数		
							アンカー長	±20	全数		
							幅w ₁ 、w ₂	-30	基礎1基毎		
高さh	-30										
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)					10-2-9-4	

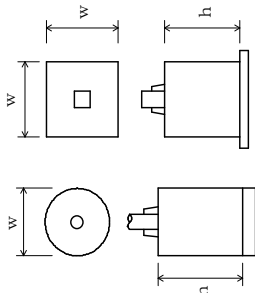


(1) 出来形管理基準及び規格値

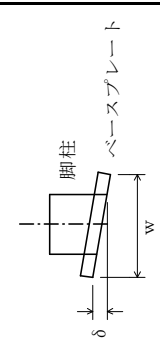
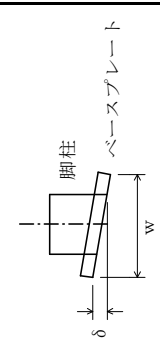
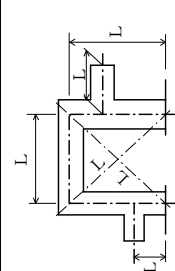
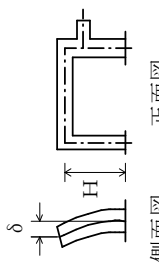
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	-200		接続部 (地上機器部)	
									接続部 (地上機器部)	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

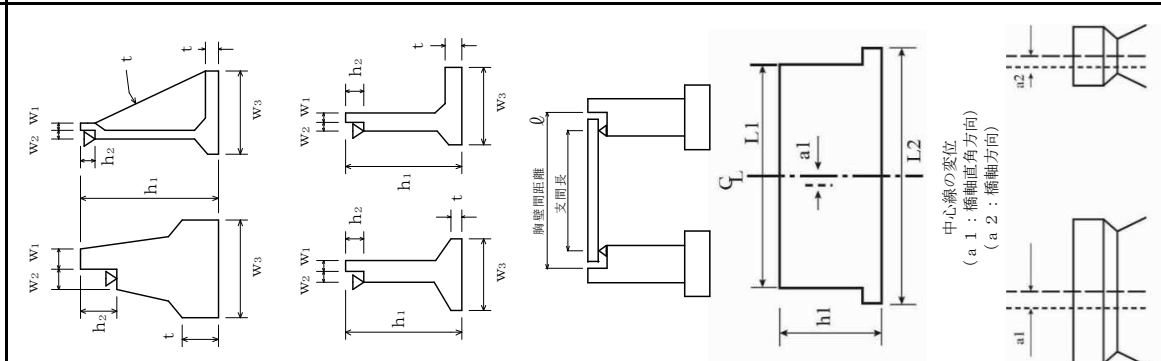
(1) 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3						
													部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
													部 材	孔の位置	±2	全数を測定。		
													部 材	孔の径 d	0~5	全数を測定。		
													仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m$ $< L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
													仮 組 立 時	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		10-3-3-3

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	10-3-6-8			
												標準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。
												厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)。
												天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ。
												天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10	
												敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50	
												高さ h ₁	-50	
												胸壁の高さ h ₂	-30	
												天端長 l ₁	-50	
												敷長 l ₂	-50	
												胸壁間距離 l	±30	
支間長及び中心線の変位	±50													

単位：mm



(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値					
							計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。			
						平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2牌で計測。				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下					

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)						10-3-7-9
							基準高▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
							厚さ t	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
							天端幅 w ₁ (橋脚方向)	-20	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ。		
							敷幅 w ₂ (橋脚方向)	-50			
							高さ h	-50			
							天端長 phi ₁	-50			
							敷長 phi ₂	-50			
							橋脚中心間距離 phi	±30			
							支間長及び中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
							計画高	+10~-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
									支承部アンカーボルトの箱抜き規格値は、アンカーボルトの中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2牌で計測。		

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

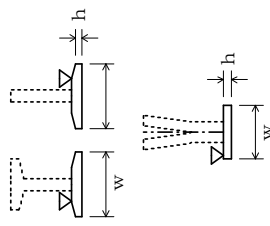
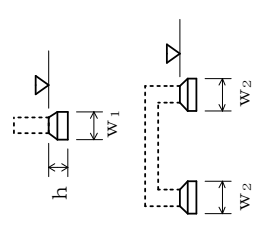
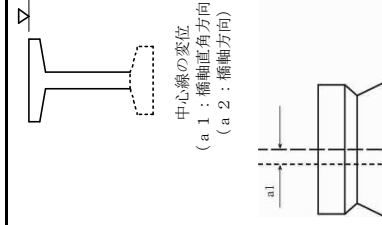
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	±20	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ。</p>		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1	-20			
						敷幅 w_2	-20			
						高さ h	-50			
						長さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値					
							計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は杓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。			
							平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2牌で計測。			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚ブーミング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w (橋脚方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さℓ	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚ブーミング工 (門型)	基準高▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w ₁ , w ₂	-50			
						高さh	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋脚直角方向) (a 2 : 橋脚方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

(1) 出来形管理基準及び規格値

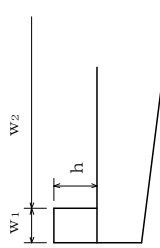
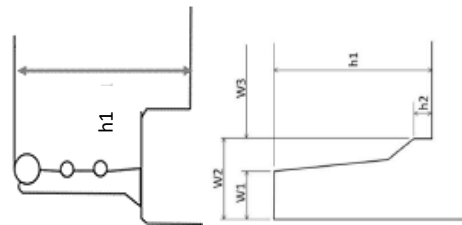
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 \emptyset	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3... \emptyset ≤ 10 ±4... \emptyset > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
						部材長 \emptyset (m)				

(1) 出来形管理基準及び規格値

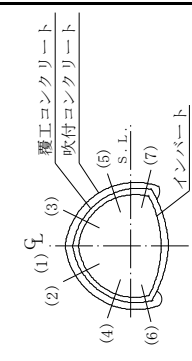
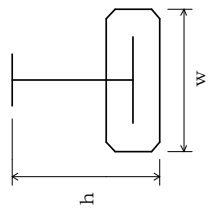
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))		
							橋軸方向	1/100			
							橋軸直角方向	5			
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上			
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後を実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5	鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))		
							橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向	5			
							可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2以上			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅 w_2	-10～+20			
						高さ h_1	-20～+30			
						高さ h_2	-10～+20			
						有効幅員 w_3	0～+30			

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8	検査路工	種	幅	±3	Iプロックを抽出して測定。	10-4-8-8
						高さ	±4		
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2	プレビーム桁製作工 (現場)	種	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	10-5-6-2
						高さh	10 -5		
						桁長ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm以 内		
						横方向最大タワミ	0.80		
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3	吹付工	種	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7) および断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	10-6-4-3
						吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。		



(1) 出来形管理基準及び規格値

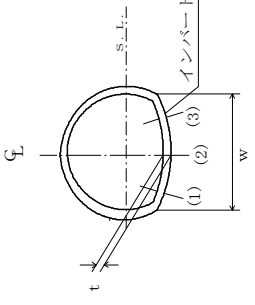
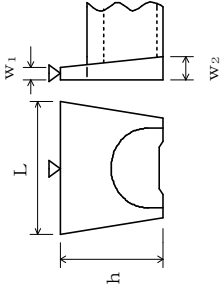
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロ ッ ク ボ ル ト 工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		10-6-5-3
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			

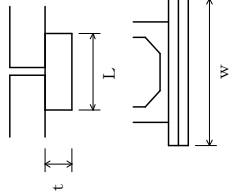
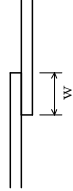
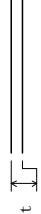
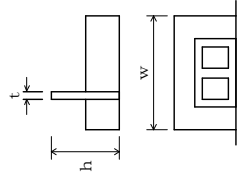
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5	
						厚さ t	-30				
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さは、コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (注) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	—				
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。		10-6-8-4	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
							高さ h				h < 3m
											h ≥ 3m
	延長 L	-200									

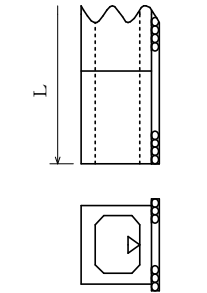

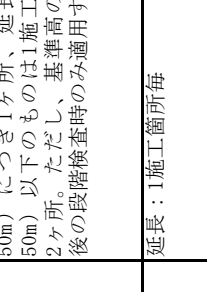
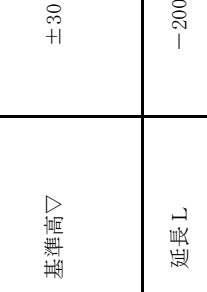

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5		
							幅w (全幅)	-50					
							高さh (内法)	-50					
							厚さt	-20					
							延長L	—					
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工		基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表 示箇所を測定。		10-11-6-2		
							厚さt	-20					
							内空幅w	-30					
							内空高h	±30					
							ブロック長L	-50					

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

(1) 出来形管理基準及び規格値

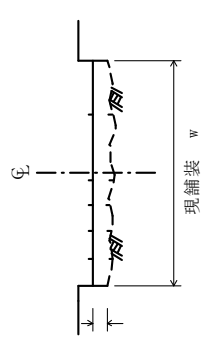
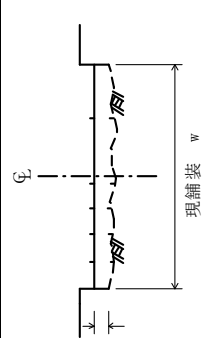
単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付けの段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長L	-200	延長：1施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延長L	-200	接続部 (地上機器部) 間毎で全数。(管路センサーで測定)		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

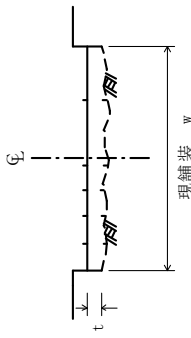
単位：mm

(1) 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9			
						幅 w	-25	-25			
						延長 L	-100	-100			
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	-9			
						幅 w	-25	-25			
						延長 L	-100	-100			
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

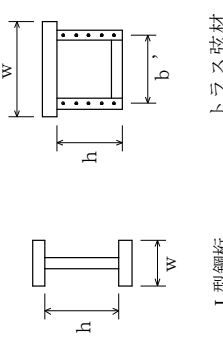
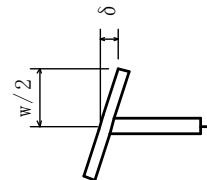
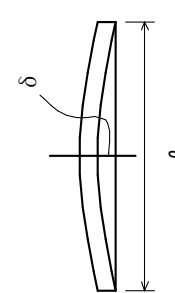
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工		路盤工	高さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
								幅 w	-50			
								延長 L	-100			

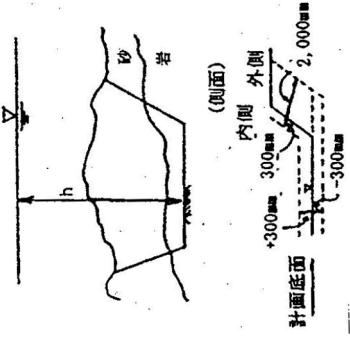
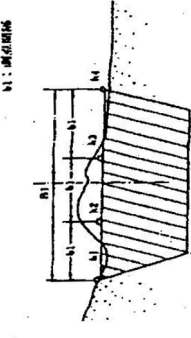
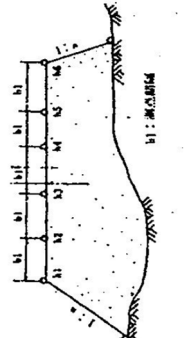
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
							床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		10-16-3-4
					フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

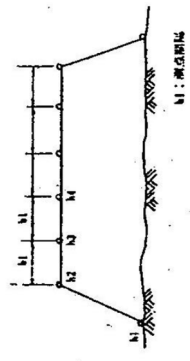
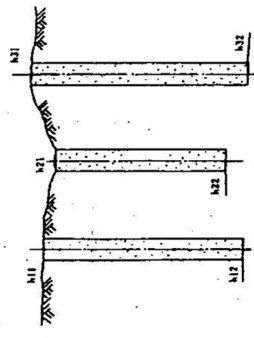
測定基準	測定箇所	摘要
測点毎に測定する。 法面は直角に測定する。		
測点毎に測定する。 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下 (陸上) 測点間隔 20m 以下 (水中)		参考 様式・出来型 3-2-1
測点毎に測定する。 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下 (陸上) 測点間隔 20m 以下 (水中)		参考 様式・出来型 1-1-2 +：設計値よりも浅いことをいう -：設計値よりも深いことをいう

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	水深(底面)	±300
						水深(法面)	外側 2,000 内側 300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	延長	-0
						天端高	±500
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	6	置換工	延長	-0
						天端高	±300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	5	海上地盤改良工	延長	-0
						天端高	±300
11	港湾・漁港・漁場編	4	一般施工	7	敷砂・砕石マット	延長	-0
						天端高	±300

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	6 圧密・排水工		載荷土砂	延長	-0
						天端高	±500
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	8 締固工		サンドコンパクション パイル	天端高	-0
						先端深度	+0
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	5 海上地盤改良工	9 固化工		深層混合処理杭	天端高	-0
						先端深度	+0

測定基準	測定箇所	摘要
測点毎に測定する。 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下(陸上) 測点間隔20m以下(水中)		
杭全数		+: 設計値よりも浅いことをいう -: 設計値よりも深いことをいう
杭全数		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本體工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工		ケーソン製作工	高さ	+30、-10
						幅	+30、-10
						長さ	+30、-10
						壁厚	±10
						底版厚さ	+30、-10
						フーチング高さ	+30、-10
						対角線	±50
						バラスト	碎石・砂 ±100 コンクリート ±50
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本體工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン据付工	法線に対する出入り	防波堤 ケーソン質量 2000t 未満 ±200 2000t 以上 ±300 岸壁 ケーソン質量 2000t 未満 ±100 2000t 以上 ±150
						据付目地間隔	防波堤 ケーソン質量 2000t 未満 200 以下 2000t 以上 300 以下 岸壁 ケーソン質量 2000t 未満 100 以下 2000t 以上 200 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
完成時、四隅		参考 様式・出来型 5-1-1
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
各層完成時、各壁1箇所		
底版完成時、各室中央部1箇所		
底版完成時、四隅		
底版完成時及び完成時		
各室中央部1箇所		
据付完了後、両端2箇所		参考 様式・出来型 5-2-1
据付完了後、天端2箇所		

(1) 出来形管理基準及び規格値

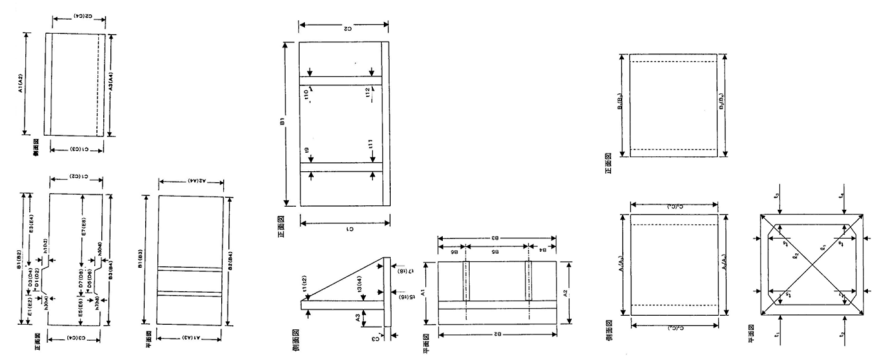
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
1室につき1箇所(中心部)		参考 様式・出来型 I-5-1
1室につき1箇所(中心部)		参考 様式・出来型 I-6-1
1室につき1箇所		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
11	4	7	4		中詰		天端高	砂、石材 陸上 ±50 水中 ±100 コンクリート 陸上 ±30 水中 ±50
11	4	7	5		蓋コンクリート (現場打)		天端高	陸上 ±30 水中 ±50
11	4	7			蓋コンクリート (プレキャスト)		天端高	陸上 ±30 水中 ±50

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数 直立消波ブロック10個に1個以上測定		参考 様式・出来型 6-1
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		根固ブロックについては、本体ブロックの管理項目のうち延長のみ適用する
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11	港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4	一般 施 工				
		8	本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)				
		2	本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工				
					ブ ロ ッ ク 製 作 L 型 ブ ロ ッ ク セ ル ラ ー ブ ロ ッ ク 直 立 消 波 ブ ロ ッ ク 方 塊 ブ ロ ッ ク	高 さ 幅 長 さ 壁 厚	+20、-10 +20、-10 +20、-10 ±10
					ブ ロ ッ ク 据 付 (本 体 ブ ロ ッ ク) L 型 ブ ロ ッ ク セ ル ラ ー ブ ロ ッ ク 直 立 消 波 ブ ロ ッ ク 方 塊 ブ ロ ッ ク	法 線 対 対 す る 出 入 り 隣 接 ブ ロ ッ ク と の 間 隔	±50 L 型、セラー 50 以下 直立消波、 方塊 30 以下

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	矣	枝番	工	種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 1 本體工 (鋼矢板式)	2 鋼矢板工		鋼矢板		矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0
							矢板法線に対する出入り	±100
							矢板法線に対する傾斜	10/1000h 以下
							矢板法線方向の傾斜	上下の差が 矢板1枚幅 未満、かつ 10/1000h 以下
							矢板天端高	±100
							矢板法線に対する出入り	±100
							矢板法線に対する傾斜	10/1000h 以下
							矢板法線方向の傾斜	上下の差が 矢板1枚幅 未満、かつ 10/1000h 以下
							矢板天端高	±100
							1 3 本體工 (鋼杭式)	2 鋼杭工
杭天端高	±50							
杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下							

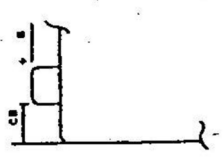
測定基準	測定箇所	摘要
施工中適宜、打込完了時 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 施工中適宜、打込完了時 (両端部) 打込完了時、20枚に1枚 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点 打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点 施工中適宜、打込完了時 (両端部) 打込完了時、10本に1本		参考 様式・出来型 1-8-2 全数を目視で確認
打込完了時、全数 打込完了時、全数 打込完了時、全数		参考 様式・出来型 1-10-2 1-8-1 の先行掘削を適用する

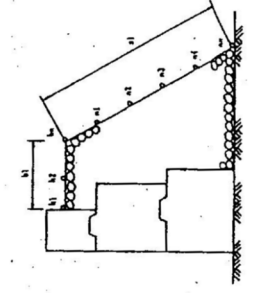
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 4 本体工(コンクリート杭式)	2 コンクリート杭工		コンクリート杭	杭頭中心位置	100 以下						
						杭天端高	±50						
						杭の傾斜	直杭	2° 以下					
							斜杭	3° 以下					
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 5 被覆根固工	2 被覆石工		被覆石均し	天端面 (岸壁前面)	±500 +0、-200						
						法面 (異形ブロック乱積面)	±500 ±300						
						天端幅	-200						
						延長	-200						
						延長	-0						
						法線に対する出入り	(注) ±50						
						天端高又は厚さ	天端幅 10m 以下 ±20 天端幅 10m 超 +50、-20						
						11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 6 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤	天端面	±500 ±200
												天端幅	±200
												延長	±200
												法線に対する出入り	(注) ±50
												天端高又は厚さ	天端幅 10m 以下 ±20 天端幅 10m 超 +50、-20
天端中心上又は監督員の指示による	天端中心上又は監督員の指示による												
法線上	法線上												
1 スパン 2 箇所	1 スパン 2 箇所												
天端面は 1 スパン 4 箇所以上 パラベット頂部は 1 スパン 2 箇所以上	天端面は 1 スパン 4 箇所以上 パラベット頂部は 1 スパン 2 箇所以上												
測 定 基 準	打込完了時、全数 打込完了時、全数 打込完了時、全数	測 定 簡 所	  	摘 要	参考 様式・出来型 13-1-1 参考 様式・出来型 14-1 (注) 本体がカークの 場合 2000t 未満 ±200 2000t 以上								

(1) 出来形管理基準及び規格値

11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 附属工	4 車止め・縁金物工	車止め	岸壁前面に対する 出入り	±30		取付完了後中心部を1点		参道位: mm 様式・出来型 15-3-1
--------------	--------	---------	------------	-----	-----------------	-----	--	-------------	---	-----------------------------

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 附属工	5 防食工		電気防食	電位測定 飽和かんこう電極基準	-770mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎		
						電位測定 海水塩化銀基準	-780mV			
						電位測定 飽和硫酸銅電極基準	-850mV			
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 7 附属工	7 滑り材工		滑り材	延長	-0	取付完了時、適宜		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 9 裏込工	2 裏込工		裏込均し	天端面	±200	測線および測点間隔は10m以下		
						法面	±200	測点3点以上		
						天端幅	-100	測線間隔10m以下		
						延長	-100	天端中心上又は監督員の指示による		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

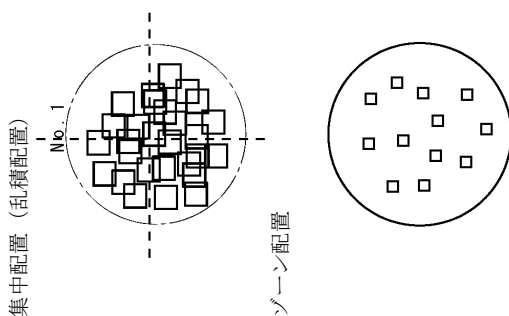
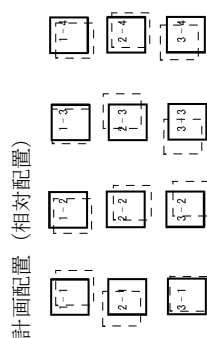
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	2 単 体 魚 礁 製 作 工		単体魚礁製作工	高さ C	+20 -10
						幅 A	+20 -10
						長さ B	+20 -10
						壁 厚 t	±10
						対 角 線	管理表を 作成し提出
						型 枠 形 状 寸 法	観察結果を 報告
						プ ロ ッ ク 外 観	
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		組立魚礁組立工 (コンクリート部材)	高さ C	±10×部材連数
						幅 E	±10×部材連数
						長さ A	±10×部材連数
						ボルトの取付	観察結果を報告
						高さ C	+30 -10
						幅 E	+30 -10
						長さ A	+30 -10
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		組立魚礁組立工 (鋼製部材)	高さ C	±10×部材連数
						幅 E	±10×部材連数
						長さ A	±10×部材連数
						ボルトの取付	観察結果を報告
						高さ C	+30 -10
						幅 E	+30 -10
						長さ A	+30 -10
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		組立魚礁組立工 (化学系・FRP)	高さ C	特記仕様書による
						幅 E	特記仕様書による
						長さ A	特記仕様書による
						接続帯の取付	
						高さ C	特記仕様書による
						幅 E	特記仕様書による
						長さ A	特記仕様書による

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後 10 基に 1 基以上測定		
型枠搬入後適宜		
全数		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
全箇所		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
特記仕様書による。		
全数を観察する。		
特記仕様書による。		
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
全箇所を観察する。		

(1) 出来形管理基準及び規格値

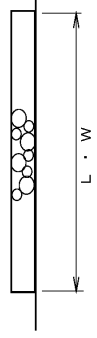
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		組立魚礁組立工 (重錘コンクリート)	高 さ C	+30 -10
						幅	+30 -10
						長 さ A	+30 -10
						壁 厚 T	+30 -10
11 港 湾 ・ 漁 港 ・ 漁 場 編	4 一 般 施 工	2 4 魚 礁 工	4 魚 礁 沈 設 工		魚礁沈設工	位 置 集中配置 (乱積配置)	中心点のズレ： 30m
						位 置 ゾーン配置	ゾーン内
						位 置 計画配置 (相対配置)	設置位置の ズレ：30m
						高 さ C	集中配置： + 規定しない - 0
						長 さ A 幅 E	特記仕様書に よる

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 基につき 1 基以上の割合で測定する。		
魚礁沈設時に 10 基に 1 基以上測定 (GNSS 及び D-GNSS 等により測定)		
魚礁沈設時に全基測定 (GNSS 及び D-GNSS 等により測定)		
沈設後の出来形 集中配置、ゾーン配置は中心点から 8 方位を測定 計画配置は特記仕様書による 出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出 (音響測深器等により測定)		

(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm


測定基準	測定箇所	摘要
「単体魚礁製作工」を適用		
「組立魚礁組立工」を適用		
「魚礁沈設」を適用		
特記仕様書による (GNSS及びD-GNSS等により測定) 各3測線以上 (音響測深器等により測定)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	2 着定基質製作工		着定基質製作工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	3 着定基質組立工		着定基質組立工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	4 着定基質設置工		着定基質設置工		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	5 石材着定基質工		石材投入工	投入位置 幅 B 長さ L	±30mm 出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出

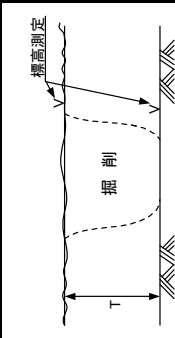
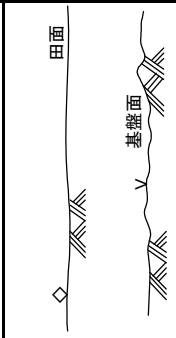
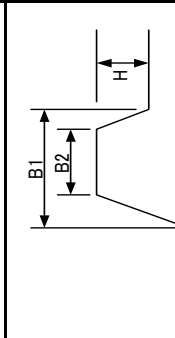
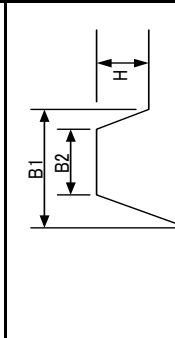
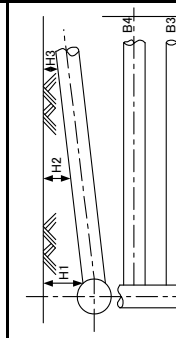
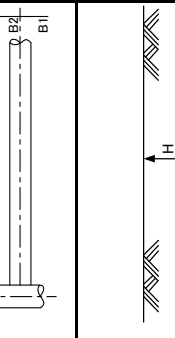
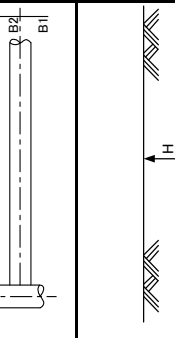
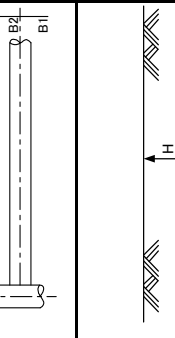
(1) 出来形管理基準及び規格値

単位：mm

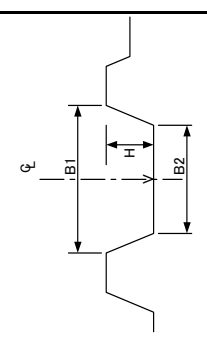
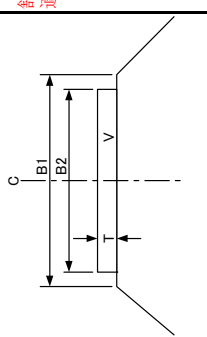
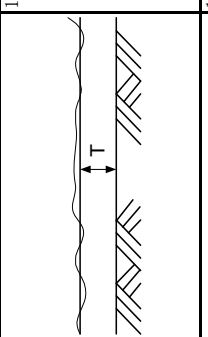
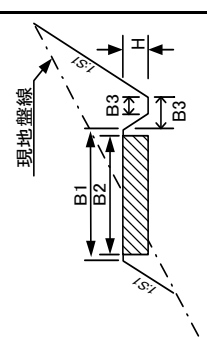
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
11	5	3			浚渫工		水深(底面)	+0
							水深(法面)	+0

測定基準	測定箇所	摘要
測点毎に測定する。 法面は直角に測定する		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	1	整地工	1	表土扱い	12-2-3-1		12-2-3-1			
													厚さ T	-20%	10a 当たり3点以上 (標高差測定又はほぼ掘りによる)
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	1	整地工	1	基盤整地 表土整地	12-2-3-1		12-2-3-1			
													基準高 ▽	±150 (±100)	10a 当たり3点以上 (標高測定する) () 内は管理基準値とする。 基準高・均平度については、管理基準値の上下限の範囲内に入るものの確率は90%以上とする。
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	1	整地工	1	畦畔工	12-2-3-1		12-2-3-1			
													高さ H	-50	施工延長400mにつき1箇所、施工延長おおよそ200mにつき1箇所。施工延長を示さない場合は、1畝区につき1箇所。
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	3	整地工	3	畦畔工	12-2-3-1		12-2-3-1			
													幅 B	-50	
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	4	暗渠排水工	4	吸水渠	12-2-3-4		12-2-3-4			
													布設深 H	-75	上、下流端の2箇所。ただし、1本の布設長が100m以上のときは、中間点を加えた3箇所。
													間隔 B	±750	
													施工延長	-1,000	
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	4	暗渠排水工	4	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	12-2-3-4		12-2-3-4			
													布設深 H	-75	施工延長50mにつき1箇所。
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	4	暗渠排水工	4	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	12-2-3-4		12-2-3-4			
													施工延長	-1,000	
12	土地改良編	2	ほ場整備	12	土地改良編	4	暗渠排水工	4	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	12-2-3-4		12-2-3-4			
													施工延長	-0.2%	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 土地改良編	2 ほ場整備	4 用水路	4 用水路 1 共通通工		土水路	基準高 ∇	±100	施工延長50mにつき1箇所。		12-2-4-41
						幅 B	-75			
						高さ H	-75			
						延長 L	-400			
							-0.2%			
12 土地改良編	2 ほ場整備	7 道路工	11 砂利舗装工		道路工 (砂利道)	厚さ T	-45	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所。		12-2-7-11 舗装を行う時は適用しない。
						幅 B	-150			
						延長 L	-400			
							-0.2%			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		耕土掘り起し・耕起深耕	耕起深 T	-75	1ha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		12-3-3-2
						野菜	-15			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		テラス (階段畑)	幅 B ₁	-150	テラス延長100m当たり1箇所。		12-3-3-2
						耕起幅 B ₂	-150			
						側溝幅 B ₃	-75			
						側溝高さ H	-75			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

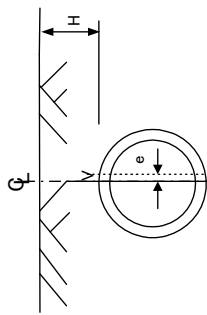
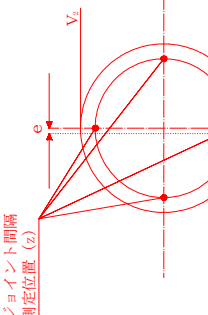
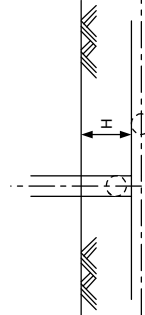
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
12	土地改良編	3	農用地造成	3	造成土工	道路工 (砂利道) (耕作道)	幅 B	-150	施工延長400m 当たり1箇所 おむね100m 当たり1箇所。 施工延長おむね50mにつき1箇所。 施工延長おむね50mにつき1箇所。		12-3-3-2	
							厚さ T	-45 (±30)				
							側溝幅 b	-75				
							側溝高さ H	-75				
12	土地改良編	3	農用地造成	2	造成土工	土壌改良	pH 測定	±0.5	50a 当たり1箇所 (深さ15cm) 改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法...ガラス電極法)		12-3-3-2	地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。
							基準高▽	±300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については40mメッシュ線と切土法勾配との交点で測定する。(測点間隔はおおむね40m)			
12	土地改良編	4	農道	4	砂利舗装工	道路工 (砂利道) 砂利舗装工	基準高▽	±150	施工延長400m につき1箇所 施工延長おむね50mにつき1箇所。		12-4-12-4	舗装を行う時は適用しない。
							厚さ T	-45				
12	土地改良編	5	水路トンネル	1	トンネル掘削工	支保工	幅 B	-150 100	1. 間隔、幅は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆土工直前の2回とする。		12-5-5-1	破砕帯等の崩壊な地上における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
							延長 L	200 50m未満 200 50m以上				
12	土地改良編	5	水路トンネル	1	トンネル掘削工	支保工	間隔 I	±75	1. 間隔、幅は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆土工直前の2回とする。		12-5-5-1	破砕帯等の崩壊な地上における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
							幅 (Bタイプ) b	-0				
12	土地改良編	5	水路トンネル	1	トンネル掘削工	支保工	幅 (C・Dタイプ) b	-40	1. 間隔、幅は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆土工直前の2回とする。		12-5-5-1	破砕帯等の崩壊な地上における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
							幅 (C・Dタイプ) b	-40				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
12 土地改良編	5 水路トンネル	5 土工	2 覆工		コンクリート覆工	基準高 ▽	±50	1. 基準高、巻厚、幅、高さについては1スパンにつき1箇所。 2. 巻圧 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工線目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては、2箇所以上の削孔を行い、巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所。		12-5-5-2			
						巻厚 T	-0						
						幅 B	-40						
						高さ H	-40						
						直線部	±100						
						曲線部	±150						
						150m未満	-150						
						150m以上	-0.1%						
						基準高 ▽	±30				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 曲線部の中心線のズレについては10mにつき1箇所、延長10m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		12-6-6-3
						厚さ T	-20						
幅 B	-25												
直線部	±50												
曲線部	±100												
延長 L	-200												
高さ H	±30												
幅 B	-100												
1施工箇所毎													
施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下は2箇所。													
12 土地改良編	6 水路	6 開渠工	3 プレキャスト開渠工		コンクリート二次製品 水路 鉄筋コンクリートL型 水路	基準高 ▽	±30	1 砂基礎工 5 管体基礎工		12-8-5-1			
						厚さ T	-20						
						幅 B	-25						
12 土地改良編	8 管水路	5 管体基礎工	1 砂基礎工		管体基礎工 (砂基礎等)	高さ H	±30	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、2VIで算出するものとする。		12-8-5-1			
						幅 B	-100						
						延長 L	-200						

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 土地改良編	8 管水路	6 管体工	1 硬質ポリ塩化ビニル管		管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管等)	基準高▽	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。		12-8-6-1
						埋設深H	-50			
						中心線のズレe	±120			
						施工延長	-200			
							-0.1%			
12 土地改良編	8 管水路	6 管体工	2 3 強化ダクタイル プラスチック 手鋳鉄管 複合管 管布設工		管水路 (強化プラスチック複合管) B形 T形 C形 (ダクタイル铸铁管) K形 T形 U形	基準高▽	±30 (縦圧地下水のある場合±50)	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。		12-8-6-2 12-8-6-3 Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時脚しるし(1.350mm以下又は管底作業の開始直後の管底(V2))でもよい。eの測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。なお、「埋戻し完了」とは、特に指示がない場合は鋪設(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
						ジョイント間隔Z	別表参照			
						中心線のズレe	±100			
						施工延長	-200			
							-0.1%			
12 土地改良編	9 畑かん施設				スプリングラー	埋設深H	-50	構造図の寸法表示箇所を測定する。		12-9-9-2
12 土地改良編	9 畑かん施設				施設機械製作工 施設機械据付工			農業農村整備事業における施設機械製作工事及び据付工事に関する施工管理については、農林水産省監修「施設機械工事等施工管理基準」によるものとし、同基準に掲載のない工種については、国土交通省監修「機械工事施工管理基準」によるものとする。		

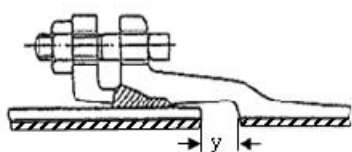
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

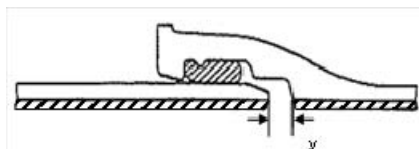
規 格	JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027・1029	
	8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形（直管）	
呼び径（mm）	管理基準値	（参考）規格値	管理基準値	（参考）規格値
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
2,100	+25 0	+55 0	— —	— —
2,200	+25 0	+55 0	— —	— —
2,400	+25 0	+60 0	— —	— —
2,600	+25 0	+70 0	— —	— —

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所ノ平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所ノうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上に適用する。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示す a'b'c'd'とする。
5. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図の y 寸法である。y の測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

K形管



T形管



(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及び JPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JPA G 1029		
	8 管水路工事 T形 (異形管)		8 管水路工事 U形		
呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値
75	+11 0	+16 0	—	—	—
100	+11 0	+17 0	—	—	—
150	+11 0	+18 0	—	—	—
200	+10 0	+16 0	—	—	—
250	+10 0	+14 0	—	—	—
300	— —	— —	—	—	—
350	— —	— —	—	—	—
400	— —	— —	—	—	—
450	— —	— —	—	—	—
500	— —	— —	—	—	—
600	— —	— —	—	—	—
700	— —	— —	105	+23 - 5	+32 - 5
800	— —	— —	105	+23 - 5	+32 - 5
900	— —	— —	105	+23 - 5	+32 - 5
1,000	— —	— —	105	+23 - 5	+33 - 5
1,100	— —	— —	105	+23 - 5	+33 - 5
1,200	— —	— —	105	+23 - 5	+33 - 5
1,350	— —	— —	105	+23 - 5	+35 - 5
1,500	— —	— —	105	+23 - 5	+35 - 5
1,600	— —	— —	115	+24 - 5	+33 - 5
1,650	— —	— —	115	+24 - 5	+33 - 5
1,800	— —	— —	115	+24 - 5	+33 - 5
2,000	— —	— —	115	+24 - 5	+36 - 5
2,100	— —	— —	115	+24 - 5	+36 - 5
2,200	— —	— —	115	+24 - 5	+36 - 5
2,400	— —	— —	115	+24 - 5	+36 - 5
2,600	— —	— —	130	+24 - 5	+36 - 5

注) 6. JPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600

JPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

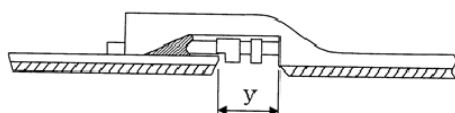
・ T形：250～700、U形：800～2,600

JPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。

7. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。

8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

U形管



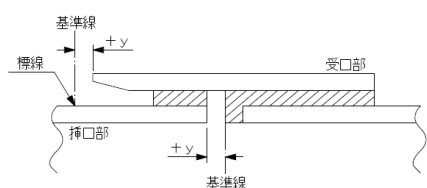
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

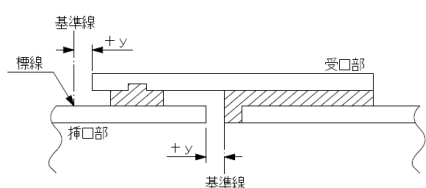
規格	J I S A 5350						
	B 形、C 形 及 び T 形						
	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値				
			(参考) 規格値				
				良質地盤	軟弱地盤		
200	0	+10	0	+33	0	+22	0
250	0	+10	0	+33	0	+22	0
300	0	+10	0	+38	0	+25	0
350	0	+10	0	+38	0	+25	0
400	0	+10	0	+43	0	+28	0
450	0	+10	0	+43	0	+28	0
500	0	+15	0	+53	0	+35	0
600	0	+15	0	+53	0	+35	0
700	0	+15	0	+53	0	+35	0
800	0	+15	0	+53	0	+35	0
900	0	+15	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+25	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+25	0	+128	0	+85	0

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm 以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

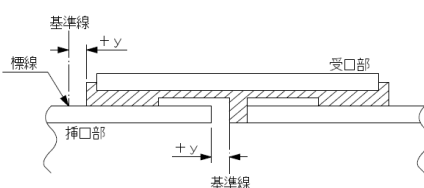
B形



T形





O形



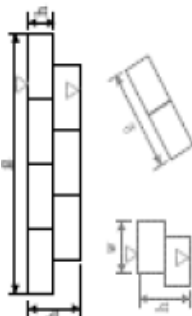
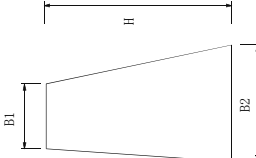
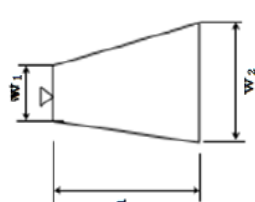
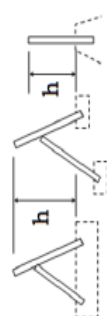
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	共通編	1	11	1	残土処理工		基準高 ▽	±50	<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点角。基準高は各法肩で測定。</p>		
							法長 ϕ	-100			
							幅 w1, w2	法長-2% -100			
3	共通編	1	11	2	残土処理工 (面管理の場合)		天端	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の最も厳しい値を採用する。</p>		
							標高較差	±150			
							法面(小段含む)	±80 ±190			

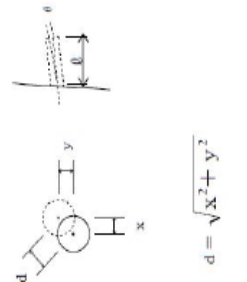
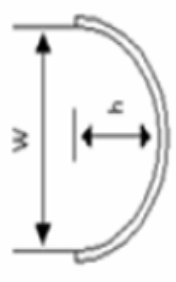
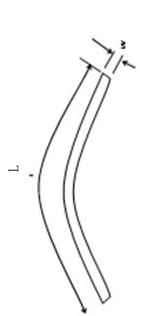

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2	4	林道工事	3	共通	砂利路盤工		幅 w	-50	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。		
							厚さ t	-10%			
1	5	海岸防災林造成	4	治山・防潮工	堆砂工 (堆砂垣、丘頂柵) 防風工 静砂工 (静砂垣)		基準高 ∇	±150	施工延長50mにつき1箇所、50m未満は2箇所。		
							高さ H	±75			
							延長 L	-0.7%			
1	5	海岸防災林造成	4	治山・防潮工	人工砂丘		基準高 ∇	±150	施工延長50mにつき1箇所、50m未満は2箇所。		
							幅 B	-150			
							法長 1	-300			
							4m未満	-7%			
							4m以上	-0.7%			
							延長 L	-0.7%			
4	5	砂丘造成	4	森林造成	生青基盤盛土工		基準高 ∇ h	-50	施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、各法肩で測定。		
							法長 l	-50			
							h < 5m	-2%			
							h ≥ 5m	-100			
							幅 W				

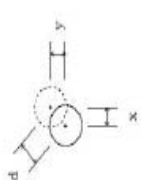
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	5	3	3	3	かご工	基準高 ∇	±50	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は、20m毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全個数の10%程度とする。		
						幅(厚さ) w	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ϕ	-200			
1	5	3	7	6	木製治山ダム本体工 木製構造物工 (建築物を除く)	基準高 ∇	-100	断面、形状等の変化点毎に測定する。 断事単位のものについては垂直構造物断面表示箇所を測定する。 断面、形状等の変化点毎に測定する。		
						長さ L	-50			
						幅 B	-50			
						勾配	±0.5分			
						延長	-L/50 (-100)~ -400)			
5	5	3	3	6	コンクリート土留工	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所等で測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		
						高さ h	-50			
							-100			
						幅(厚さ) w1, w2	-30			
						長さ L	-50			
5	5	3	3	8	鋼製落石防止壁工	基準高 ∇	±50	図面の表示箇所等で測定。 コンクリート基礎がある場合は、5-5-6-3 コンクリート土留工による。		
						長さ L	-50			
						高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	5	9	5		排水工	ボーリング暗渠工	基準高	±100	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							長さ L	設計値以上			
							高さ h	±1度			
							方向	±2.5度			
5	5	10	3		水路工	水路工	幅 w	-100			
							深さ h	-50			
							延長 L	-200			
5	4	12	9		筋工	筋工	延長 L	-L/50 (-100~-400)	全箇所		
							幅(厚さ) w	-50			
5	5	13			伏工	伏工	高さ h	-200	延長の变化点毎に測定する。 面積で管理する場合は規格値は、-2%とする。		
								-4%			
							延長 0	-200			

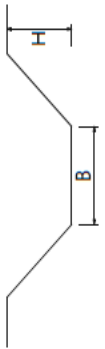
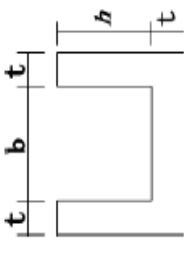
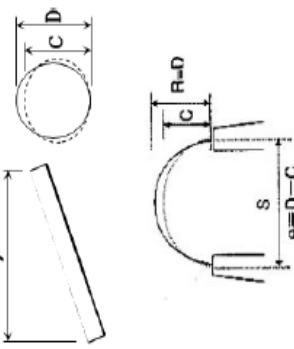
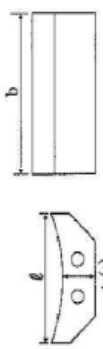
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
土治冊工事 5 溪間・山腹工	5 4 山腹工	17 44 植栽工			植栽 改植補植		面積 A	-0.7%	1 施工箇所単位で面積を測定する。 1ha 当たり標準地 0.05ha1 箇所設定する。 1ha 未満は 2 箇所設定し本数を測定する。		1 施工箇所 本数は標準 地本数より 換算する。
							本数	-0.7%			
土治冊工事 5 溪間・山腹工	8 7 森林整備	4 4 保育			部分補植 雪起こし追肥 下刈り クラス防除カヤ防除 枝落としつる切り除伐 本数調整伐害虫防除		面積 A	-0.7%	1 施工箇所単位で面積を測定する。 1ha 当たり標準地 0.05ha1 箇所設定する。 1ha 未満は 2 箇所設定し本数を測定する。		特記図書 記載数量単 位により施 工管理を行 う
							本数	-0.7%			
5 溪間・山腹工	6 地すべり防止工	7 杭工			杭工		基準高 ∇	±50		 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
土治冊工事 5 溪間・山腹工	8 7 森林整備	4 4 保育	1		作業基準 歩道作設		延長	設計値以上			
							幅員	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	林道	1	適用		路線・縦断	中心線	IPの位置	交角±30° コンパス等の場合 ±1°	全IP 平面図の曲線表等に記入する。		
							IPの距離(L)	L ≤ 40m ±200 L > 40m ±0.5%			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	測点間の距離	±100	全測点 横断面図等に記入する。		
							中心線の寄り	±100			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	水準基準	±100	全箇所		
							施工基面等	±100			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	施工基面高	±100	全測点 横断面図、縦断計算表、野帳等に記入する。		
							延長	±100			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	延長	-200	全箇所測定 杭数の10%程度について測定する。ただし、杭の仕様本数は全数について確認する。 野帳等に記入する		
							延長	-2%			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	柵高 h	-30	全箇所測定 杭数の10%程度について測定する。ただし、杭の仕様本数は全数について確認する。 野帳等に記入する		
							杭の使用本数	0/00+1以上			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	杭間隔 φ0	+200	全箇所測定 杭数の10%程度について測定する。ただし、杭の仕様本数は全数について確認する。 野帳等に記入する		
							杭の末口径 D	-10%			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	法長(φ)又は高さ(h)	-100	全橋桁 断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来形図等を作成する。ただし簡易なもの見取り図とすることができる。		
							ひき長 SL	-100			
6	林道	5	法面工	8	柵工	延長	のり勾配(i)	-0.5分	全橋桁 断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来形図等を作成する。ただし簡易なもの見取り図とすることができる。		
							延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

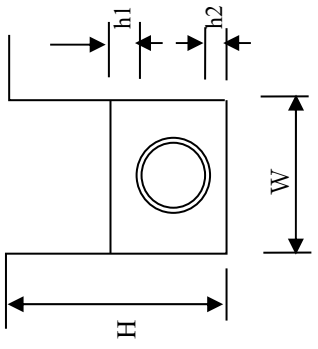
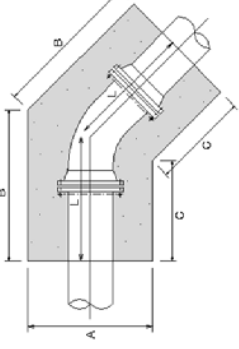
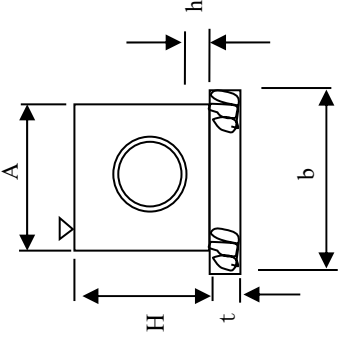
編	章	節	条	枝番	工 種	測定 項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	2	10	3		側溝工 (築堀、植生工)	高さ H	-50	全測点 施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。 野帳に記入する。		
						幅 B	-50			
延長 L	-0.1% 最大-200									
6	1	10	4		横断工 (開渠)	基準高	±50	1施工当たり2箇所程度測定する。 ただし、施工延長が20mを超える場合 は、20m程度毎に測定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等によ る。 設計図・野帳に記入または出来形図等を 作成する。		
						高さ h	-20			
						幅 b	-30			
						厚さ t	-10			
						延長 L	-0.1% 最大-200			
6	1	10	5 6		コルゲートパイプ工 コルゲート フリューム工	基準高	±50	1施工箇所当たり2箇所。ただし施工延長 が20mを超える場合は、20m程度毎に測 定する。 工場製品の寸法は、規格証明書等 による。 ただし、製造元の製品の仕様により許容 値が定められている場合は、当該許容値 を用格値に読み替えるものとし、製造元 の証明書等を添付するものとする。		
						変形量 n	e/D±5%			
						スパン b	±2%			
						延長 l	-0.1% 最大-200			
6	2	10	7		洗越工	高さ(厚さ) h, t	-50	全箇所 断面、形状等の変化点毎に測定する。 設計図、野帳に記入または出来高図等を 作成する。		
						幅 b	-30			
						長 さ l	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	1	10	11		流末工	長さ ϕ	-100	全箇所 設計図に記入または等記入する。		
						幅 b	-50			
						高さ (厚さ) h	-10			
6	1	11	4		落石防止柵工	区間長 ϕ	-100	全箇所 ただし、ロープ間隔は変化点毎の全間隔とする。 法長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		
						$\phi < 10m$	-100			
6	1	11	5		落石防護柵工	延長 ϕ	-50	全箇所 厚さは、1施工箇所当たり2箇所以上とする。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		
						$\phi < 10m$	-50			
6	2	3	3		木桁 木造橋 -(上平部構造)-	基準高 ∇	± 100	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
						橋長、支間長 L	± 50			
6	2	3	3		木桁 木造橋 -(上平部構造)-	全幅員 B	± 50	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
						全幅員 B1	± 50			
6	2	3	3		木桁 木造橋 -(上平部構造)-	けた中心間距離 D	± 30	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
						橋台土留め (橋軸直角 又は斜角方向)	-50			
6	2	3	3		木桁 木造橋 -(上平部構造)-	高さ H	-30	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		
						加工部材長さ	± 50			
6	2	3	3		木桁 木造橋 -(上平部構造)-	橋軸の偏心量 e	± 100 10	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。		けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各 部材
							± 100 10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
14	水道編	2	管 路	1	掘削工	深 さ H	±50
						幅 W	-30
						厚 さ h1, h2	-30
14	水道編	2	管 路	1	管防護工 (スラストコンクリート等)	基 準 高 ▽	±50
						高 さ H	-30
						管 下 高 さ h	±50
						長 さ A, B, C, L	-30
14	水道編	2	管 路	1	基礎工 (栗石・クラックアソク) 均しコンクリート	幅 b	設計値以上
						厚 さ t	-30

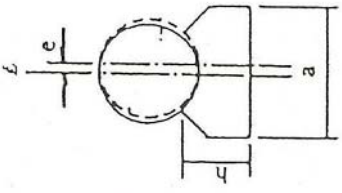
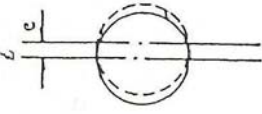
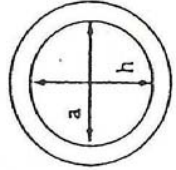
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
測点毎(50m)に確認。施工延長が100m未満の場合は2箇所以上。		
1施工毎。		
		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
14 水道編	2 管路	6 管に附帯する構造物	1 施工		人孔・弁室等	基準高(管頂)▽	±30
						※厚さ t1~t5	-20
						※幅 w1, w2	-30
						※高さ h1, h2	±30
14 水道編	2 管路	6 管に附帯する構造物	1 施工		基礎工 (栗石・クラジヤック) 均しコンクリート	幅 w1, w2	設計値以上
						厚さ t1, t2	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1 施工毎。 ※は現場打ちがある場合。</p>		

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 20mにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		
<p>基準高・蛇行は、推進管 1 本ごとにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		
<p>基準高・蛇行は、セグメント 5 リングにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>各人孔間</p>		

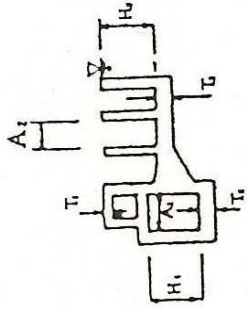
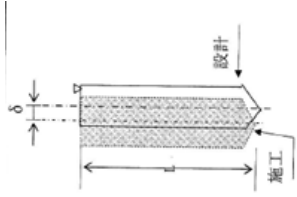
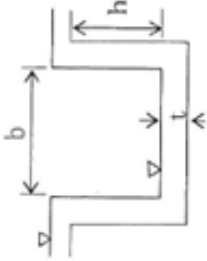
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
15 下水道 編	1 下水道	9 推進工	6 調査及び測定		開削管渠工	基準高	±30
						蛇行 (e)	±50
						勾配	設計勾配の ±20%
						幅 (a)	-30
						高 (h)	-30
						延長	-ℓ/500 かつ -200
						総延長	-200
15 下水道 編	1 下水道	10 シールド工	3 調査及び測定		シールド工	基準高	±50
						蛇行	±50
						仕上り内径 (a)	±20
						仕上り内径 (h)	±20
						勾配	設計勾配の ±20%
						延長	-ℓ/500 かつ -200
						総延長	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高・蛇行・厚さ・幅・高は1打設長ごとに両端部を測定する。1打設長が20m以上の場合は、施工延長20mにつき1箇所割合で測定する。 各人孔間		
1 施工箇所ごと		
1 施工箇所ごと		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		函渠工	基準高	±30
						蛇行(e)	±50
						厚さ(T)	-20
						幅(内)(A)	-30
						高(H)	±30
						勾配	設計勾配の±20%
						延長	-0/500かつ-200
総延長	-200						
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		標準人孔築造工	基準高	±30
						厚さ(T)	-20
						幅(内)(A)	-30
						高(H)	±30
						基準高	±30
						厚さ(T)	-20
						幅(内)(A)	-30
高(H)	±30						
15 下水道編	1 下水道	7 築造工	6 マンホール、ます等の築造		特殊人孔築造工	基準高	±30
						厚さ(T)	-20
						幅(内)(A)	-30
						高(H)	±30
						基準高	±30
						厚さ(T)	-20
						幅(内)(A)	-30
高(H)	±30						

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。		
全数について杭中心で測定する。 (独立・複合フーチング等の場合は監督員の指示により必要な措置を行うものとす)		
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。		

編 号	章 節	条 目	種 類	測 定 項 目	規 格 値
15 下 水 道 編		ポンプ場・終末処理場 (池・槽の主構造部)	基礎高	基 準 高	±30
				厚 さ (T)	-20 <small>※ただし 床版厚 -10</small>
				幅 (A)	±30
				高 さ (H)	±30
				長 さ (L)	±50
15 下 水 道 編		ポンプ場・終末処理場 基礎杭 (既製杭)	基 準 高	基 準 高	±50
				偏 心 量 (δ)	D/4かつ100
				根 入 長 (L)	設計値以上
15 下 水 道 編		ポンプ場・終末処理場 池・槽の付属構造物	基 準 高	基 準 高	±20
				幅 (b)	±20
				高 さ (h)	±20
				厚 さ (t)	±10
				長 さ	±50

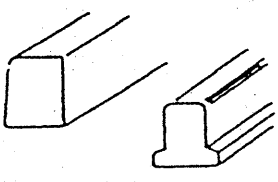
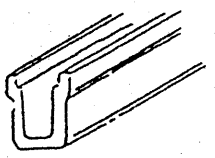
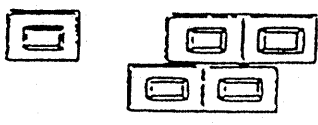
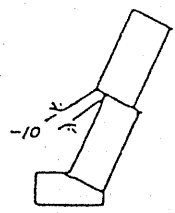
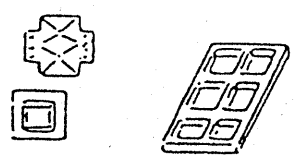
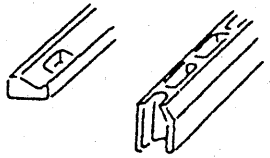
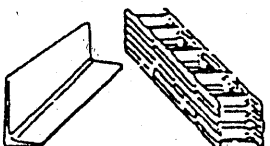
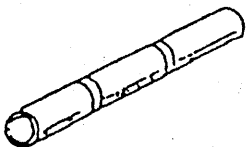
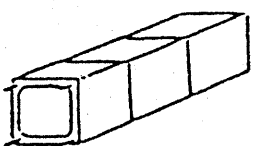
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (開口部)	基準高	+0、-20
						幅	+20、-0
						幅又は長さ	±20
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (越流とい)	基準高	±20
						幅	±20
						高さ	-20
						長さ	±50
15	下水道編				ポンプ場・終末処理場 (越流せき)	基準高	±20
						幅	±20
						高さ	-20
						長さ	±20

測定基準	測定箇所	摘要
図面の主要な寸法表示箇所にて測定する。 (永久開口箇所)		
同上		
同上 (流出といへの越流せきを除く一般のコンクリートせき等縁金物使用の場合は基礎高は5mm)		
この基準に記載されていない工種については(公社)日本下水道協会の基準を準用する。		

(2) コンクリート二次製品出来形管理基準

(2) コンクリート二次製品出来形管理基準

製品区分			施工ジョイント部のズレ(mm)	備考
名称	製品概要図	代表的製品名		
緑石類		歩車道境界ブロック L=2.0m	5	※コンクリート舗装版も対象とする。
		歩車道境界ブロック (フラット型) L=2.0m	5	
側溝類		道路用側溝 L=2.0m	10	
		U型側溝 L=5.0m	10	
ブロック類		π型ブロック 1 m ²	+20 -10	注) 上段ブロックが下段より外側の場合を一とし、内側を+とする。 
		π型ブロック 4 m ²	+30 -10	
		大型平張 連結ブロック 1 m ²	+20 -10	
		法枠ブロック 4 m ² ・6 m ²	+50 -20	
基礎ブロック		積みブロック用基礎 L=2.5m	10	※プレキャスト笠コンクリートも対象とする。
		法留工基礎 L=4.0m	20	
擁壁類		L型擁壁	20	
		井桁フレーム	20	
長尺管渠		連結ヒューム管 φ < 600mm	10	
		φ > 600mm	20	
長尺函渠		連結ボックス 1500mm未満	15	
		1500mm以上	20	

注) 本数値は、施工時のジョイント相互のズレを示したものであり、出来形管理基準は「土木工事共通仕様書」による。

(3) 品質管理基準及び規格値

品質管理

1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値（案）

目次

1 セメント・コンクリート	II	1
(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)		
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	II	4
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	II	5
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	II	5
5 ガス圧接	II	6
6 既製杭工	II	7
7 基礎工	II	8
8 場所杭工	II	8
9 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	II	8
10 下層路盤	II	8
11 上層路盤	II	10
12 アスファルト安定処理路盤	II	13
13 セメント安定処理路盤	II	13
14 アスファルト舗装	II	14
15 転圧コンクリート	II	22
16 グースアスファルト舗装	II	24
17 路床安定処理工	II	28
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	II	29
19 固結工	II	30
20 アンカー工	II	30
21 補強土壁工	II	30
22 吹付工	II	31
23 現場吹付法砕工	II	33
24 河川土工	II	35
25 海岸土工	II	36
26 砂防土工	II	37
27 道路土工	II	37
28 捨石工	II	38
29 コンクリートダム	II	39
30 覆工コンクリート (NATM)	II	42
31 吹付けコンクリート (NATM)	II	44
32 ロックボルト (NATM)	II	46
33 路上再生路盤工	II	46
34 路上表層再生工	II	47
35 排水性舗装工・透水性舗装工	II	48
36 プラント再生舗装工	II	54
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	II	55
38 ガス切断工	II	55
39 溶接工	II	55
40 中層混合処理	II	57
41 鉄筋挿入工	II	58

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ホルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ホルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ホルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の高品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクスコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mの範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/mを超え±20kg/mの範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/mの指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後のスランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の高品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の高品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の高品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」	同左	同左	同左	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品（JIS 1類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 （写真撮影）				

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による	製造工場の検査ロット毎		○
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による			
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材用)	○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフェウム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。 ○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。 ○	
4	プレキャストコンクリート製品（その他）	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	○	
5	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） ・軸心の偏み ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 （1）SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 （2）SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
5	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合には、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
5	ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルの-24dBとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6	既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
6	既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径70mm未満：許容値2mm以下 外径70mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径70mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径70mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	
6	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
6	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
6	既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
7	基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	
8	場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9	既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	
10	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-685	粒状路盤：修正CBR 20%以上（クランシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クランシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10	下層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼スラグには適用しない。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-80+6	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 再生クラッシュランに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
10	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256486 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
10	下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288214		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
10	下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
10	下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
10	下層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
10	下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-686	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11	上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-685	修正CBR 80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-7349	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-8046	1.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75H	1.2Mpa以上（14日）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131+66	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256+486 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16+4	2.36mmふるい：±15%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16+4	75μmふるい：±6%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
11 上層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
11 上層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	観察により異常が認められたとき。		
12 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102+38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 安定処理材に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-686	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167+69	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmふるい)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (75μmふるい)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256+86 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	観察により異常が認められたとき。		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293+13, [4]-297+18	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-5145	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-8365	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-7469	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-7864	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-9477	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212469	「舗装施工便覧」参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224492	「舗装施工便覧」参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289444	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-1644	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-1614	75 μ mふるい： \pm 5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m^2 あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m^2 以上10,000 m^2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400 m^2 以上1,000 m^2 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量： \pm 0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m^2 あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m^2 以上10,000 m^2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400 m^2 以上1,000 m^2 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m^2 あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m^2 以上10,000 m^2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400 m^2 以上1,000 m^2 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-6567	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-4499	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-1847	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-21894	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000 m^2 を超える場合は、10,000 m^2 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000 m^2 ：10孔 10,001 m^2 以上の場合、10,000 m^2 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000 m^2 の場合：6,000 m^2 /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000 m^2 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
14 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-10184	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：96%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえすおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。	
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	2回/日（午前・午後）で、3本1組回。		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ホルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ホルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上。 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材齢28日）。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
15 転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

品質管理基準及び規格値（案）

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-5145	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-4023+6	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-4073+9	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-4439	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-7969	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-1614	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-1614	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318248	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時		○
16 グースアスファルト舗装	舗装現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
17 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-227466、 [4]-230458	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185突砂法	設計図書による	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-28824		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
17 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床路盤に適用する。	
17 路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
17 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
17 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-28427（ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 > 53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満：5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-28824		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [24]-16227（ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
19	固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。ボーリング等により供試体採取する。	
19	固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
19	固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
19	固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
20	アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	2回/日（午前・午後）		
20	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
20	アンカー工	施工	必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20	アンカー工	施工	必須	確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20	アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21	補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化時。		
21	補強土壁工	材料	必須	外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
21	補強土壁工	材料	必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
21	補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
21	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 鋪装調査・試験法 便覧 [4]-256 築砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
21	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	かたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ホルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
22 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
22 吹付工	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
22 吹付工	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
22 吹付工	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、抗型（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
22 吹付工	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCCF 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクスドコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクスドコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
23 現場吹付 法枠工	材料	その他 (JISマーク 表示された レディーミ クストコン クリートを 使用する場 合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク 表示されたレ ディーミクスト コンクリートを 使用する場 合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク 表示されたレ ディーミクスト コンクリートを 使用する場 合は除く）	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク 表示されたレ ディーミクスト ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	計量設備の計量精 度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1% 以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの 場合、印字記録により確認を行 う。	○
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク 表示されたレ ディーミクスト ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場 合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、函 渠工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○
23 現場吹付 法枠工	製造（JISマーク 表示されたレ ディーミクスト ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場 合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、函 渠工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差 ±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、函 渠工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	
23 現場吹付 法枠工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用するのと同じ コンクリート（モルタル）を吹付 け、現場で7日間及び28日間放置後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピング を行う。1回に6本（σ7…3本、σ28 …3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材齢28 日） ・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後と またがる場合は、午前1回コンク リート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略すること ができる。（1試験の測定回数は3回 とする）試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」（JSCE-C 502-2018、503- 2018）または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m ³ 以上の 場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スラン プ試験の項目を参照	
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	ロックボルトの引 抜き試験	参考資料「ロック ボルトの引抜き試 験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	コアによる強度試 験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行 う。		
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
24	河川土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
24	河川土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	必要に応じて。	
24	河川土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	必要に応じて。	
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256+466 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、または堤体延長20 m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1,000 m^2 未満：10点 ・1,000 m^2 以上2,000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
24	河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	含水比の変化が認められたとき。	
24	河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273+46	設計図書による	トラフィカビリティが悪いとき。	
25	海岸土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
25	海岸土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
25	海岸土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
25	海岸土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
25	海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
25	海岸土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	必要に応じて。	
25	海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	必要に応じて。	
25	海岸土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	必要に応じて。	
25	海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	必要に応じて。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25	海岸土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	必要に応じて。	
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256+86 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
25	海岸土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	含水比の変化が認められたとき。	
25	海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-273+16	設計図書による	トラフィカビリティが悪いとき。	
26	砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化時。	
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256+86 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
27	道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
27	道路土工	材料	必須	CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	
27	道路土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
27	道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、---- 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が2% ≤ V_a ≤10%または飽和度 S_r が85% ≤ S_r ≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が2% ≤ V_a ≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92.9%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、---- 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィックビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・上記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
27	道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288244		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
27	道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
27	道路土工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
27	道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	
27	道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273246	設計図書による	必要に応じて実施。 (例) トラフィックビリティが悪い時	
27	道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284227 (ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	
28	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
28 捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○
28 捨石工	施工	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすつべらなもの、細長いものであってはならない。	5,000mにつき1回の割合で行う。ただし、5,000m以下のものは1工事2回実施する。	500m以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国池環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
29 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
29 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及びびね、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミックストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
29 コンクリートダム	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。 なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。 なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差 ±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案)」 (平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限らず再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合; 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所て採取し、1回につき6個 (σ7...3個、σ28...3個) とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による		品質に異常が認められた場合に行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による		1回 品質に異常が認められた場合に行う。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度		強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度		所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
32 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材質は製造会社の試験による。		○
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト (NATM)	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」	設計図書による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等にを行う。(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-685	修正CBR 20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.8. 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び材料の変化時		

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
33 路上再生路盤工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
33 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256486 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
33 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-13368	設計図書による	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-13549	設計図書による	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
33 路上再生路盤工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	1～2回/日		
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-21894		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318248		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-1644		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
34 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-21894	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上		・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空率率による管理でもよい。	
34 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡ごと。			
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-1614	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-1614	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
34 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318298	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2 (3) による。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-5146	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2 (4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-8366	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-9477	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラッグ（S S）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289244	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-1614	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-1614	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318248	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-6567	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-4489	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-1847	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	カンタブロ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-11044	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154422	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000㎡ごと。		
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-22497	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による		・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-1614		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318298	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-1614	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (75 μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-1614	75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318298	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-6567	設計図書による	同左	耐水性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-4489	設計図書による	同左	耐流動性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-1847	設計図書による	同左	耐摩耗性の確認	○
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-21894	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		・締り度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締り度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認			現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。	○
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる		
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。	
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
38 ガス切断工	施工	必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
38 ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
38 ガス切断工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
38 ガス切断工	施工	その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
38 ガス切断工	施工	その他	真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認
39	溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1 ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長 ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1 ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm以上、引張強さは 400～550N/mm、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3 過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3 過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
39	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
39	溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
39	溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さき検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
39 溶接工	施工	必須	外観検査 (オーバーラップ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッ)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	施工	必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
41 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
41 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
41 鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
41 鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
41 鉄筋挿入工	施工	その他	適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

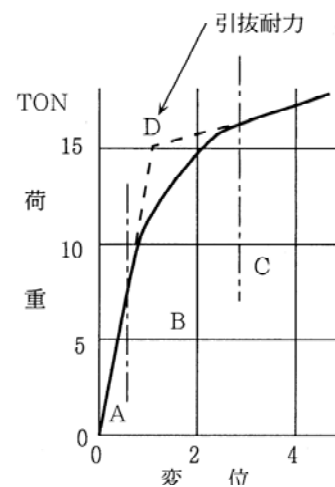


図-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Comitee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反カプレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

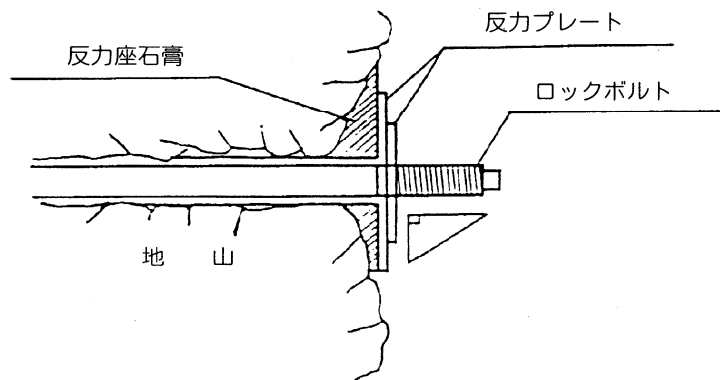


図-2 反力座の設置

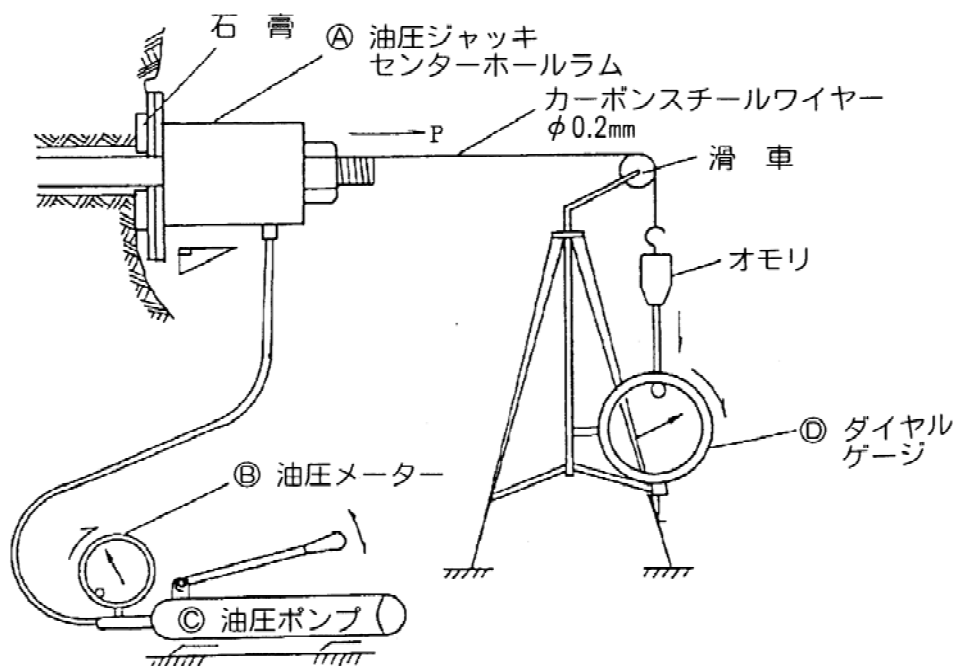


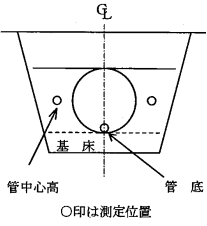
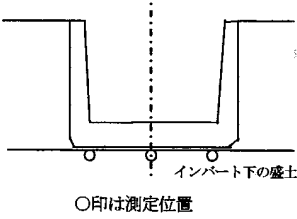
図-3 引抜試験概要図

1 ため池盛土

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
ため池盛土	コア	材料	土粒子の密度試験	JIS A 1202	1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度はA・B法 90%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85%～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2%～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。	工事着手前1回及び盛土材が変わった場合		
			粒度試験	JIS A 1204				
			含水比試験	JIS A 1203				
			締固め試験	JIS A 1210				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工		現場密度の測定	砂置換法 立杭法		延長方向の測定間隔は、施工延長50mにつき1点以上、50m未満は1点測定する。 盛土高さの測定間隔は現場密度の測定 高さ60cmごとに測定する。 現場透水試験 高さ120cmごとに測定する。		
			現場透水試験					
	ランダム	材料		土粒子の密度試験		JIS A 1202	工事着手前1回及び盛土材が変わった場合	
				粒度試験		JIS A 1204		
				含水比試験		JIS A 1203		
締固め試験				JIS A 1210				
施工			現場密度の測定	砂置換法	盛土高さ60cmごとに測定するものとし、施工延長50mにつき1点以上、50m未満は1点測定する。			

2 土質関係

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
水路工 (インバート下の盛土)	盛土	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			
	施工		土の含水比試験	JIS A 1203	1. 乾燥密度で規定する場合	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。	
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。		
水路工 (管水路)	基礎 (砂基礎等)	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			
			土の粒度試験	JIS A 1204			
	施工		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法)	延長200m毎に1回。 上記未滿は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	締固め I 85%以上 締固め II 90%以上		
				締固め度 = $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ 上記によらない場合は特別仕様書による。			



3 コンクリート二次製品

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	(参考)規格値	管理方式	処 置
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300本	(1) JIS製品 個数の標準ロット数以下の場合、製造業者の実施しているJISによる品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については100個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって十分調べておく必要がある。 (2) JIS同等品 前項に準ずる。 (3) JIS外製品 別に定める規格により実施するものとする。ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。	(1)測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。	(1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2)不合格になった材料は、使用してはならない。
遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直管 φ150~350 500本 φ400~1,000 200本 φ1,100~1,800 150本 φ2,000~2,400 130本 φ2,600~3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、短管 100本 曲管、支管 50本			
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200本			
プレテンション方式遠心力高強度プレレストコンクリート杭(PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外径 300~400 1,000本 450~600 700本 700~1,200 500本			
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000枚			
鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500個			
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個			
鉄筋コンクリートU型(U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個			
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個			
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000枚			
コンクリート境界ブロック(地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個			
コンクリートL型及び鉄筋コンクリートL型	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000個			
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個			
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個			
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000個			

4 鋼材関係

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数	(参考)規格値	管理方式	処 置
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験	(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果(ミルシート)で確認をする。 (2) JIS外製品 同一形状寸法で10~50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。ただし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。		
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験			
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験			
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験			
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験			
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験			

5 その他の二次製品

	種類	規格	試験方法	標準ロット数	(参考)規格値	管理方式	処置
ダクタイル 铸铁管	ダクタイル铸铁管	JIS G 5526 JWWA G 113 JWWA G 120 JDPA G 1030 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1051	JIS G 5526 JWWA G 113 JWWA G 120 JDPA G 1030 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1051	φ75~250 200本 φ300~600 100本 φ700~1,000 60本 φ1,100~1,500 40本 φ1,600~2,600 30本	(1) JIS製品 標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施しているJISによる品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場への搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS同等品 前項に準ずる。 (3) JIS外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。	(1)測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。	(1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2)不合格になった材料は、使用してはならない。
	ダクタイル铸铁异形管	JIS G 5527 JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1031 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1051	JIS G 5527 JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1031 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1051				
	ダクタイル铸铁直管 ダクタイル铸铁异形管	JDPA G 1027	JDPA G 1027				
	ダクタイル铸铁管継手 (農業用水用)	JDPA G 1028	JDPA G 1028				
硬質ポリ塩化ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本			
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本			
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本			
鋼管	水輸送用塗装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本			
	配管用炭素鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452				
	圧力配管用炭素鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454				
	配管用アーク溶接炭素鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457				
	水輸送用塗覆装鋼管の异形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2				
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101				

6 管水路の通水試験

(1) 試験の方法

パイプラインの水密性と安全性を確認する目的で、通水試験を行うとともに、試験的な送水を行ってパイプラインの機能性を確認することが望ましい。
通水試験の方法は、図-1のとおりである。

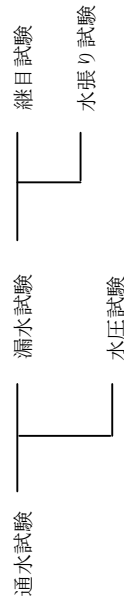


図-1 通水試験の方法

(2) 漏水試験

1) 継目試験

継目試験は、管布設後の継手の水密性を検査するものであり、テストバンドを使用して行う。原則として管径900mm以上のソケットタイプの継手について全箇所を検査を行うものとする。この試験の水圧は、その管の静水圧とし、これを5分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。

また、試験条件により静水圧まで加圧することが危険と判断される場合は、個々に試験水圧を検討するものとする。

継目試験の方法は、以下に示すとおりである。

- ① テストバンドの水圧による管が移動することがあるので、ある程度の埋戻しをする。検査や補修のためには継手部の埋戻しは少なめにしておくことが望ましい。また、必要に応じて隣接した継手部に目地板（ゴム板）をはさんで管の移動を防止しなくてはならない。継目試験を行うときには、式-1の条件が満たされているかを事前に検討する。

(図-2 参照)

$$N < F \quad \text{式-1}$$

$$N = A \cdot P + \Sigma W \cdot \sin \theta \quad \text{式-2}$$

$$F = \mu \cdot \Sigma W \cdot \cos \theta \quad \text{式-3}$$

ここに、

- N : テスト水圧による推力 (N)
- F : 管の鉛直荷重による抵抗力 (N)
- A : 管端面の断面積 (cm²)
- P : 試験水圧 (MPa)
- ΣW : 本当たり管の自重と管上載土の重量
- θ : 水平と管布設軸とのなす角 (°)

- μ : 土と管の摩擦係数
- 硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、強化プラスチック複合管 0.3
- コンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管 0.5

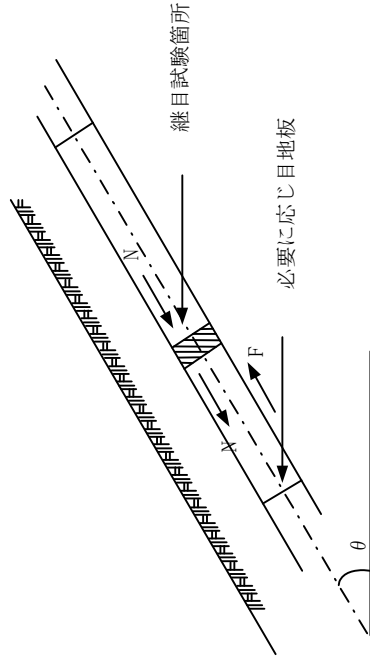


図-2 継目試験箇所及び力

- ② テストバンドをセットし、テストター内の空気を抜きながら注入し、完全に排気が完了してから水圧をかける。

テストバンドの継手の概略は、図-3に示すとおりである。

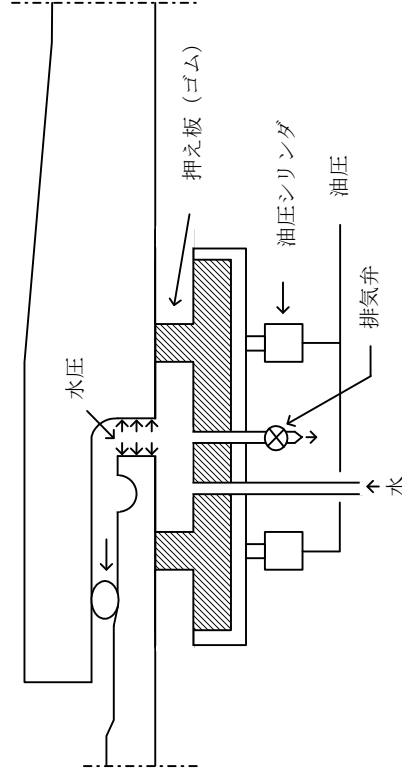


図-3 テストバンドの機構の概略

2) 水張り試験

水張り試験は、パイプラインの布設が完了した後、当該区間に水を充水し、漏水箇所が発見と減水量が許容限度内にあるかどうかを確認するための試験である。

試験は、管布設、埋戻しが終わってから実施する。

許容減水量は、管種、管径、管径、継手構造、内水圧、付帯施設の状態等によって異なるが、管径1cm、延長1km当たりの標準値は、表-1のとおりとする。

表-1 標準許容減水量 (l/日・cm・km)

管種	許容減水量	備考
コンクリート管類	100~150	ソケットタイプ
ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管	50~100	ソケットタイプ等
鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管	25	溶接、接着継手等

水張りに当たっては、次の事項に充分留意しなければならない。

- ① 管内への注水前にコンクリート等が十分な強度となっていること、埋戻しに問題がないことを確かめる。
- ② 注水前に空気弁や給水栓等を全開して、注水に伴う排気を充分に行う。
- ③ 注水速度は管内からの排気速度に応じて加減する。急激に注水すると空気で思わぬ事故を起こすことがあるので、空気のみややすい部分の排気状態に注意しなければならない。
- ④ 短時間に多量の空気を排出することになるので、空気弁に併設されている排気弁を開く。
- ⑤ 制水弁は上流側から徐々に開いていく。
- ⑥ 大口径管については副管を開いて通水する。開度は本管で1/10 開度、副管で1/5 開度以内を目安とする。
- ⑦ すべての吐出口、または給水栓等から気泡を含む水が出なくなってから徐々に計画流量を通水する。
- ⑧ 通水時に逆弁、バイパス弁等の機能を点検する。
- ⑨ 水張り中はパイプラインの異常の有無を点検し、事故の防止に万全を期す。

水張り試験の方法は、以下に示すとおりである。

- ① 管の吸水と残留空気を排除するため、水張り後少なくとも一昼夜経過してから水張り試験を行うことが望ましい。
- ② 一定の試験水圧を24時間維持し、この間の減水量（補給水量）を測定する。
- ③ 試験水圧は静水圧とすることが望ましいが、やむを得ず静水圧より低い試験水圧を用いる場合は、式-4により修正する。

$$Q = Q' \sqrt{H/H'}$$

式-4

ここに、

Q : 修正減水量 (l)

Q' : 修正減水量 (l)

H : 静水頭 (m)

H' : 試験水頭 (m)

(図-4参照)

(図-4参照)

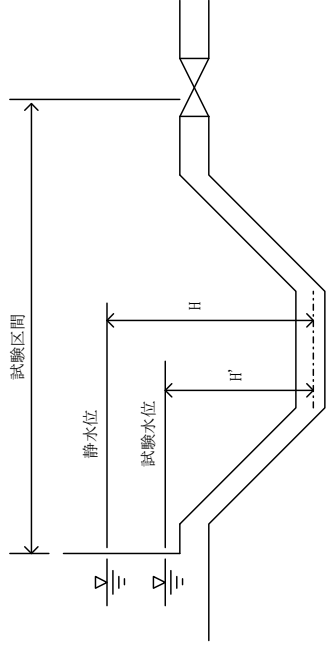


図-4 試験水頭のとおり方

(3) 水圧試験

水圧試験はパイプラインが設計水圧（静水圧+水撃圧）に安全に耐えることを確認するためのものである。漏水試験を静水圧で行った場合には、ある程度の予測がつくので水圧試験を省くことが多い。しかし、特に重要なパイプラインについては水圧試験を行うことが望ましい。

水圧試験の方法は、次のとおりである。

- ① 試験区間を制水弁等で完全に仕切る。
- ② 水圧区間は、試験区間においてパイプラインに手押しポンプ等で設計水圧まで加圧し、パイプラインの異常の有無を点検する。
- ③ 管内の空気は加圧に先立って完全に排除するよう、特に注意しなければならない。

(4) 漏水箇所の探知と補修

1) 探知

通水試験において減水量が許容減水量以上の場合にはもちろんのこと、許容量以下の場合であっても、漏水箇所の有無を探知しなければならない。探知方法としては次の方法がある。

- ① 地表に水がしみ出てくるのを目視により探知する。
- ② 地表に水が出ないような漏水箇所の探知方法として、漏水の疑わしい箇所、管頂付近まで掘削し、水のしみ出しの有無を調べる。
- ③ イヤホーンをついた聴診棒を地中に挿し込み、水の吹き出し音を聞く。
- ④ 漏水探知機による方法。

2) 補修

通水試験の名試験に示す基準の許容限度内であっても、集中的な漏水箇所や異常が認められた箇所には適正な止水対策を講じなければならない。

7 杭の打ち止め管理（参考）

杭の打ち止め管理は杭の根入れ長さ、リバウンド量（動的支持力）、貫入量、支持層の状態により総合的に判断しなければならぬ。

一般には試験杭施工時に支持層における1打当たりの貫入量、リバウンド量などから動的支持力算定式を用いて支持力を推定し、打ち止めを決定する。動的支持力の算定式としては、エネルギーのつり合いや波動法から求める方法がある。算定式より求められた支持力は1つの目安であり、この値のみによって打ち止めたり杭長の変更や施工機械の変更を行ってはならない。

わが国の土木・建築分野でよく使用されている杭打ち式を下記に示す。

杭打ち式は、支持力を決定するというよりも、施工の確実性を確かめるといった意味の方が強いので、各現場毎に地盤調査を行った地点付近での杭打ち試験を最初に実施して、設計条件、特に支持層への根入れ長を満たすために必要な打撃条件を選定し、以後の管理に活用するというように使うのがよい。

表-2 補正係数

杭種	施工方法	e_0	e_{10}	備考
鋼管杭	打込み杭工法	$1.5W_H / W_p$	2.5	
	中掘り最終打撃			
PC・PHC杭	打込み杭工法	$1.5W_H / W_p$	2.5	
	中掘り最終打撃	$4.0W_H / W_p$	10.0	
鋼管杭 PC・PHC杭	打込み杭工法	$(1.5W_H / W_p)^{1/3}$	2.5	油圧ハンマに適用

表-1 わが国の土木・建築分野でよく使用されている杭打ち式

出典	杭打ちによる許容鉛直支持力推定式 R_a (kN)	備考
建築基準法施行令 建設大臣告示式	$R_a = \frac{F}{5S + 0.1}$	建築分野でよく使用される
宇都・冬木の式	$R_a = \frac{1}{3} \left(\frac{A \cdot E \cdot K \cdot \bar{N} \cdot U \cdot I}{e_0 \cdot I} + \frac{\bar{N} \cdot U \cdot I}{e_{10}} \right)$	土木分野でよく使用される

- Ra : 杭の長期許容鉛直支持力 (kN)
- S : 杭の貫入量 (m)
- K : リバウンド量 (m)
- F : 打撃エネルギー (kN・m) で、ドロップハンマの場合 $F = W_H H$ 、
ディーゼルハンマ及び油圧ハンマの場合 $F = 2W_H H$ とする
(W_H はハンマ重量 (t)、H は落下高さ (m))
- A : 杭の突断面積 (㎡)
- E : 杭のヤング係数 (kN / ㎡)
- L : 杭長 (m)
- U : 杭の周長 (m)
- \bar{N} : 杭の周面の平均N値
- e_0, e_{10} : 補正係数 (表-2による)
- W_H / W_p : ハンマと杭の重量比
- Wp : やつとご使用の場合は、杭とやつとごの重量を加算した値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認												
38 管渠 築造工 (<i>ダクタイル</i> 铸铁管)	材料	必須	外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA G 113 JIS G 5526	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用 <i>ダクタイル</i> 铸铁管	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA G 114 JIS G 5527	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用 <i>ダクタイル</i> 铸铁異形管	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA A 113 JWWA G 112	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	内面塗装 ・モルタルライニング ・エポキシ樹脂粉体塗装	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA K 139 JDPA Z 2009	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	外面塗装 ・水道用 <i>ダクタイル</i> 管用合成樹脂塗装 ・ <i>ダクタイル</i> 铸铁管外面特殊塗装	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JIS G 5526, 5527 JWWA G 113, 114の付属書	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用 <i>ダクタイル</i> 鉄管用接合部品	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA K 158	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用 <i>ダクタイル</i> 铸铁管用ボリエレンスリーブ	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JDPA G 1029	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	推進工法用 <i>ダクタイル</i> 鉄管	○												
	施工	必須	NS形継手	NS形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 下記表の締付トルクを満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500・600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900・1000</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	500・600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900・1000	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。	
			管径	ボルトの呼び	締付けトルク															
			500・600	M20	100N・m															
			700・800	M24	140N・m															
			900・1000	M30	200N・m															
			GX形継手	GX形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。													
S形継手	S形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 下記表の締付トルクを満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900～2600</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	100～600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900～2600	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。				
管径	ボルトの呼び	締付けトルク																		
100～600	M20	100N・m																		
700・800	M24	140N・m																		
900～2600	M30	200N・m																		
UF形継手	UF形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 下記表の締付トルクを満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>120N・m</td> </tr> <tr> <td>1600～2600</td> <td>140N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	締付けトルク	700～1500	120N・m	1600～2600	140N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。										
管径	締付けトルク																			
700～1500	120N・m																			
1600～2600	140N・m																			
KF形継手	KF形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 下記表の締付トルクを満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300～600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	300～600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。				
管径	ボルトの呼び	締付けトルク																		
300～600	M20	100N・m																		
700・800	M24	140N・m																		
900	M30	200N・m																		
PN形継手	PN形 <i>ダクタイル</i> 鉄管接合要領書	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法を満たすこと。 	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。																
フランジ形継手	<ul style="list-style-type: none"> フランジ形<i>ダクタイル</i>鉄管接合要領書 水道用バルブ便覧（水道バルブ工業会） 	<ul style="list-style-type: none"> 各継手部所定の寸法及び締付トルクを満たすこと。 	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。																
継手部水圧試験	試験水圧0.5MPa程度で5分保持してこの間の圧力変化を測定	0.4MPa以上保持	直管φ900mm以上の継手箇所毎、その他は監督員の指示により実施する。	品質管理図を作成し提出する。																

2. 写真管理基準

写 真 管 理 基 準

目 次

写真管理基準	1
I. 撮影箇所一覧表	I - 1
II. 品質管理写真撮影箇所一覧表	II - 1
III. 出来形管理写真撮影箇所一覧表	
第1編 共通編	III - 1
第3編 土木工事共通編	III - 5
第6編 河川編	III - 40
第7編 河川海岸編	III - 44
第8編 砂防編	III - 47
第9編 ダム編	III - 49
第10編 道路編	III - 51
その他	III - 61

写真管理基準（案）

1. 総 則

1-1 適用範囲

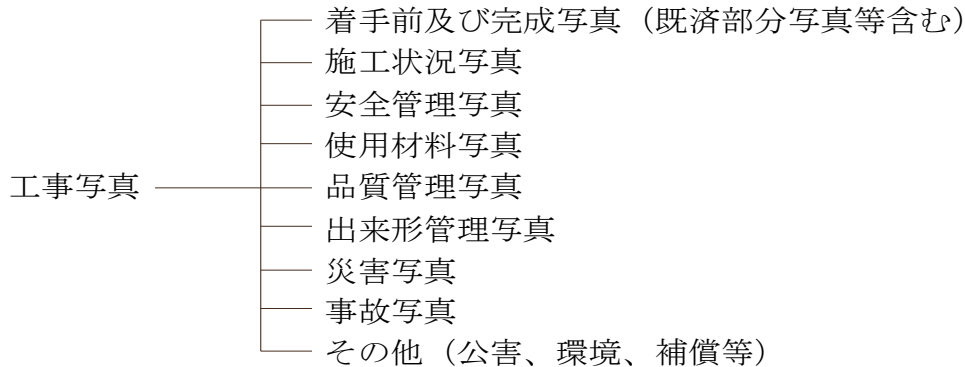
この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

~~なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。~~

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要な事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

~~「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。~~

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

写真管理基準（案）

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。~~縦横比は3:4程度とする。~~
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

~~なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。~~

写真管理基準（案）

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

~~(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。~~

(12) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(23) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準(案)」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

~~不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。~~

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(品質管理基準及び規格値)に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(出来形管理基準及び規格値)に示すの編章節と整合を取っている。

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

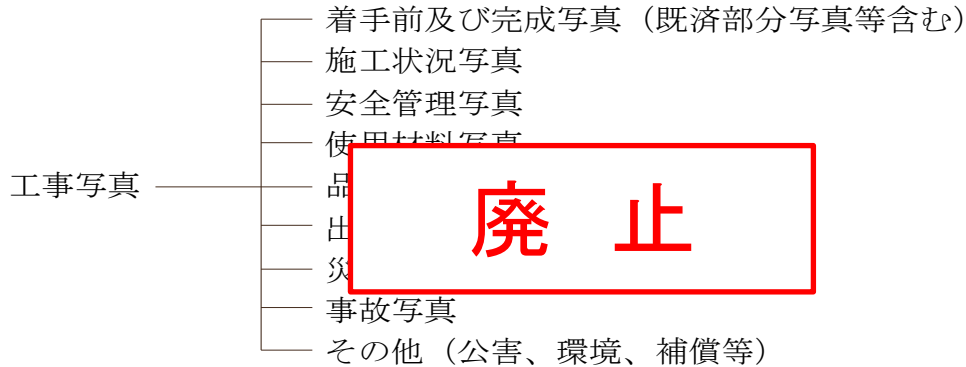
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

廃止

2-6 留意事項

写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の留意事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) 撮影写真の原本
撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。
- (2) 工事写真帳
工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

撮影箇所（出来形管理）索引

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第2章 土工					
第3節 河川土工・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			Ⅲ-1	
	1-2-3-3盛土工			Ⅲ-1	
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法			Ⅲ-2
		多数アンカー式補強土工 法			Ⅲ-2
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法			Ⅲ-2
	1-2-3-5法面整形工	盛土部		Ⅲ-2	
1-2-3-6堤防天端工			Ⅲ-2		
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			Ⅲ-3	
	1-2-4-3路体盛土工			Ⅲ-3	
	1-2-4-4路床盛土工			Ⅲ-3	
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		Ⅲ-4	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		Ⅲ-4	
		組立て ※新設のコンクリート構造物の 内、橋梁上部工事と下部 工事		Ⅲ-4	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工 〔指定仮設・任意仮設は 除く〕	鋼矢板		Ⅲ-5
		軽量鋼矢板		Ⅲ-5
		コンクリート矢板		Ⅲ-5
		広幅鋼矢板		Ⅲ-5
		可とう鋼矢板		Ⅲ-5
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカーブ		Ⅲ-5
	3-2-3-6小型標識工			Ⅲ-5
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		Ⅲ-5
		転落（横断）防止柵		Ⅲ-5
		車止めポスト		Ⅲ-5
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール		Ⅲ-5
		ガードケーブル		Ⅲ-5
	3-2-3-9区画線工			Ⅲ-6
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		Ⅲ-6
		距離標		Ⅲ-6
	3-2-3-11コンクリート面塗装工			Ⅲ-6
	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		Ⅲ-6
		スラブ橋		Ⅲ-6
	3-2-3-13ポストテンション桁製作工			Ⅲ-6
	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）			Ⅲ-7
	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工			Ⅲ-7
	3-2-3-15P Cホロースラブ製作工			Ⅲ-7
	3-2-3-16P C箱桁製作工			Ⅲ-7
	3-2-3-16P C押し箱桁製作工			Ⅲ-7
	3-2-3-17根固めブロック			Ⅲ-8
	3-2-3-18沈床工			Ⅲ-8
	3-2-3-19捨石工			Ⅲ-8
	3-2-3-22階段工			Ⅲ-8
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅲ-8
		鋼製フィンガージョイント		Ⅲ-8
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り		Ⅲ-9
		巨石積み		Ⅲ-9
		かごマット		Ⅲ-9
	3-2-3-27羽口工	じゃかご		Ⅲ-9
ふとんかご			Ⅲ-9	
かご枠			Ⅲ-9	
3-2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		Ⅲ-9	
	プレキャストパイプ工		Ⅲ-9	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-9
		L型側溝		Ⅲ-9
		自由勾配側溝		Ⅲ-9
		管渠		Ⅲ-9
	3-2-3-29場所打水路工			Ⅲ-10
	3-2-3-29暗渠工			Ⅲ-10
	3-2-3-30集水柵工			Ⅲ-10
3-2-3-31現場塗装工			Ⅲ-10	
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		Ⅲ-10
		砕石基礎工		Ⅲ-10
		割ぐり石基礎工		Ⅲ-10
		均しコンクリート		Ⅲ-10
	3-2-4-3基礎工護岸	現場打		Ⅲ-10
		プレキャスト		Ⅲ-11
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅲ-11
		鋼管杭		Ⅲ-11
		H鋼杭		Ⅲ-11
	3-2-4-5場所打杭工			Ⅲ-11
	3-2-4-6深礎工			Ⅲ-11
	3-2-4-7オープンケーソン基礎工			Ⅲ-12
3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			Ⅲ-12	
3-2-4-9鋼管矢板基礎工			Ⅲ-12	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅲ-13
		コンクリートブロック張り		Ⅲ-13
		連節ブロック張り		Ⅲ-13
		天端保護ブロック		Ⅲ-13
	3-2-5-4緑化ブロック工			Ⅲ-13
	3-2-5-5石積（張）工			Ⅲ-14
第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅲ-14
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-15
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-15
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-16
		基層工		Ⅲ-16
	表層工			Ⅲ-16

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-17
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-17
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-18
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-18
		基層工		Ⅲ-18
		表層工		Ⅲ-19
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-19
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-20
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-20
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-21
		基層工		Ⅲ-21
		表層工		Ⅲ-21
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		Ⅲ-21
		表層工		Ⅲ-22
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-22
		基層工		Ⅲ-22
		表層工		Ⅲ-22
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-23
		粒度調整路盤工		Ⅲ-23
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅲ-24
		アスファルト中間層		Ⅲ-24
		コンクリート舗装版工		Ⅲ-25
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅲ-25
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-26
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅲ-26
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅲ-27
		転圧コンクリート版工		Ⅲ-27
		連続鉄筋コンクリート舗装工		Ⅲ-28
		3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			Ⅲ-29
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅲ-29
	加熱アスファルト安定処理工			Ⅲ-29
	基層工			Ⅲ-30

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅲ-30
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-30
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-31
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-31
		基層工		Ⅲ-31
	3-2-6-15路面切削工			Ⅲ-31
	3-2-6-16舗装打換え工			Ⅲ-32
	3-2-6-17オーバーレイ工			Ⅲ-32
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			Ⅲ-32
	3-2-7-3置換工			Ⅲ-32
	3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット	3-2-7-6サンドマット工	Ⅲ-32
		サンドマット海上	3-2-7-6サンドマット工	Ⅲ-32
	3-2-7-5パイルネット工			Ⅲ-32
	3-2-7-6サンドマット工			Ⅲ-32
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅲ-33
		ペーパードレーン工		Ⅲ-33
		袋詰式サンドドレーン工		Ⅲ-33
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅲ-33
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工		Ⅲ-33
		高圧噴射攪拌工		Ⅲ-33
		スラリー攪拌工		Ⅲ-33
		生石灰パイル工		Ⅲ-33
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅲ-33
		鋼矢板		Ⅲ-33
		アンカー工		Ⅲ-33
		連節ブロック張り工		Ⅲ-34
		締切盛土		Ⅲ-34
		中詰盛土		Ⅲ-34
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			Ⅲ-34
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			Ⅲ-34
	3-2-10-22法面吹付工			Ⅲ-34
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅲ-3
第12節 工場製作工	3-2-12-1 casting	金属支承工		Ⅲ-35
		大型ゴム支承工		Ⅲ-35
	3-2-12-1仮設材製作工			Ⅲ-35
	3-2-12-1刃口金物製作工			Ⅲ-35

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第12節 工場製作工	3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅲ-35	
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		Ⅲ-35	
		仮組立検査を実施しない場合		Ⅲ-35	
		鋼製えん堤製作工（仮組立時）		Ⅲ-36	
	3-2-12-4検査路製作工			Ⅲ-36	
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			Ⅲ-36	
	3-2-12-6落橋防止装置製作工			Ⅲ-36	
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工			Ⅲ-36	
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工			Ⅲ-36	
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工			Ⅲ-37	
3-2-12-10鋼製排水管製作工			Ⅲ-37		
3-2-12-11工場塗装工			Ⅲ-37		
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設		Ⅲ-37	
		ケーブルクレーン架設		Ⅲ-37	
		ケーブルエレクション架設		Ⅲ-37	
		架設桁架設		Ⅲ-37	
		送出し架設		Ⅲ-37	
		トラベラークレーン架設		Ⅲ-37	
第14節 法面工	3-2-14-2植生工	種子散布工		Ⅲ-37	
		張芝工		Ⅲ-37	
		筋芝工		Ⅲ-37	
		市松芝工		Ⅲ-37	
		植生シート工		Ⅲ-37	
		植生マット工		Ⅲ-37	
		植生筋工		Ⅲ-37	
		人工張芝工		Ⅲ-37	
		植生穴工		Ⅲ-37	
		植生基材吹付工		Ⅲ-38	
		客土吹付工		Ⅲ-38	
		3-2-14-3吹付工	コンクリート		Ⅲ-38
	モルタル			Ⅲ-38	
	3-2-14-4法枠工	現場打法枠工		Ⅲ-38	
		現場吹付法枠工		Ⅲ-38	
		プレキャスト法枠工		Ⅲ-38	
	3-2-14-6アンカー工			Ⅲ-38	
	第15節 擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工			Ⅲ-39
		3-2-15-2プレキャスト擁壁工			Ⅲ-39

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 擁壁工	3-2-15-3盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		Ⅲ-39
		多数アンカー式補強土工 法		Ⅲ-39
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法		Ⅲ-39
	3-2-15-4井桁ブロック工			Ⅲ-39
第16節 浚渫工	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅲ-39
		グラブ船		Ⅲ-39
		バックホウ浚渫船		Ⅲ-39
第18節 床版工	3-2-18-1床版・横組工			Ⅲ-39

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10	
	6-1-5-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工		3-2-5-3コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	Ⅲ-13	
	6-1-6-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
	6-1-7-4護岸付属物工			Ⅲ-40	
	6-1-7-5緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅲ-13	
	6-1-7-6環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
	6-1-7-7石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14	
	6-1-7-8法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38	
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-9
		巨石積み	巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-9
		かごマット	かごマット	3-2-3-26かごマット	Ⅲ-9
	6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38	
	6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37	
	6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	Ⅲ-2	
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
かご枠		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9	
連節ブロック張り		連節ブロック張り	3-2-5-3-2連節ブロック張り	Ⅲ-13	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39	
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8	
	6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-8	
	6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-8	
	6-1-9-7かご工	じゃかご	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-8	
	6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-8	
	6-1-10-5かご工	じゃかご	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
	6-1-10-8杭出し水制工			Ⅲ-40	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5	
	6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14	
	6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-23	
	6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28	
	6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ-30	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9	
	6-1-11-10集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10	
	6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5	
	6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-6	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6	
	6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			Ⅲ-40	
	6-1-13-4ハンドホール工			Ⅲ-40	
第2章 浚渫（川）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-39	
第3節 浚渫工（クラブ船）	6-2-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-39	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-39	
第3章 樋門・樋管					
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11	
	6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	6-3-5-6函渠工	本體工			Ⅲ-40
		ヒューム管			Ⅲ-40
		PC管			Ⅲ-40
		コルゲートパイプ			Ⅲ-40
		ダクタイル鋳鉄管			Ⅲ-40
	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工		Ⅲ-9	
6-3-5-7翼壁工			Ⅲ-41		
6-3-5-8水叩工			Ⅲ-41		
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8	
	6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-8	
	6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-8	
	6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9	
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9	
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10	
	6-3-7-4集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10	
	6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10	
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-9	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5	
	6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-8	
第4章 水門					
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-35	
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ-37	
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第3節 工場製作工	6-4-3-8	鑄造費	3-2-12-1 鑄造費	Ⅲ-35	
	6-4-3-9	仮設材製作工	3-2-12-1 仮設材製作工	Ⅲ-35	
	6-4-3-10	工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-37	
第6節 水門本体工	6-4-6-4	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-11	
	6-4-6-5	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工	Ⅲ-11	
	6-4-6-6	矢板工（遮水矢板）	3-2-3-4 矢板工（遮水矢板）	Ⅲ-5	
	6-4-6-7	床版工		Ⅲ-41	
	6-4-6-8	堰柱工		Ⅲ-41	
	6-4-6-9	門柱工		Ⅲ-41	
	6-4-6-10	ゲート操作台工		Ⅲ-41	
	6-4-6-11	胸壁工		Ⅲ-41	
	6-4-6-12	翼壁工	6-3-5-7 翼壁工	Ⅲ-41	
	6-4-6-13	水叩工	6-3-5-8 水叩工	Ⅲ-41	
第7節 護床工	6-4-7-3	根固めブロック工	3-2-3-17 根固めブロック	Ⅲ-8	
	6-4-7-5	沈床工	3-2-3-18 沈床工	Ⅲ-8	
	6-4-7-6	捨石工	3-2-3-19 捨石工	Ⅲ-8	
	6-4-7-7	かご工	じゃかご	3-2-3-27 じゃかご	Ⅲ-9
			ふとんかご	3-2-3-27 ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第8節 付属物設置工	6-4-8-3	防止柵工	3-2-3-7 防止柵工	Ⅲ-5	
	6-4-8-8	階段工	3-2-3-22 階段工	Ⅲ-8	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4	架設工（クレーン架設）	3-2-13-1 架設工（クレーン架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-5	架設工（ケーブルクレーン架設）	3-2-13-1 架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-6	架設工（ケーブルエレクション架設）	3-2-13-1 架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-7	架設工（架設桁架設）	3-2-13-1 架設工（架設桁架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-8	架設工（送出し架設）	3-2-13-1 架設工（送出し架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-9	架設工（トラベラークレーン架設）	3-2-13-1 架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-37	
	6-4-9-10	支承工		Ⅲ-41	
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工	Ⅲ-10	
第11節 床版工	6-4-11-2	床版工	3-2-18-1 床版・横組工	Ⅲ-39	
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工	Ⅲ-8	
	6-4-12-4	地覆工		Ⅲ-41	
	6-4-12-5	橋梁用防護柵工		Ⅲ-42	
	6-4-12-6	橋梁用高欄工		Ⅲ-42	
	6-4-12-7	検査路工		Ⅲ-42	
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-4-14-2	プレテンション桁製作工（購入工）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-6	
	6-4-14-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	Ⅲ-6	
	6-4-14-4	プレキャストセグメント製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ-6	
	6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-6	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-6 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-41
	6-4-14-7 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(クレーン架設)	Ⅲ-37
	6-4-14-8 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1 架設工(架設桁架設)	Ⅲ-37
	6-4-14-9 床版・横組工		3-2-18-1 床版・横組工	Ⅲ-39
	6-4-14-10 落橋防止装置工		10-16-22-4 落橋防止装置工	Ⅲ-60
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-4-15-2 架設支保工(固定)		3-2-13-1 架設工	Ⅲ-37
	6-4-15-3 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-41
	6-4-15-4 落橋防止装置工		10-16-22-4 落橋防止装置工	Ⅲ-60
	6-4-15-5 PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2 伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-4-14-4 地覆工		6-4-12-4 地覆工	Ⅲ-41
	6-4-16-5 橋梁用防護柵工		6-4-12-5 橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	6-4-16-6 橋梁用高欄工		6-4-12-6 橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	6-4-16-7 検査路工		6-4-12-7 検査路工	Ⅲ-42
第18節 舗装工	6-4-18-5 アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	6-4-18-6 半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	Ⅲ-17
	6-4-18-7 排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	Ⅲ-19
	6-4-18-8 透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	Ⅲ-21
	6-4-18-9 グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	Ⅲ-22
	6-4-18-10 コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	6-4-18-11 薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
	6-4-18-12 ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	Ⅲ-30
第5章 堰				
第3節 工場製作工	6-5-3-3 刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	Ⅲ-35
	6-5-3-4 桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	Ⅲ-35
	6-5-3-5 検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-7 落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-8 鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-9 プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-10 橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-11 鋳造費		3-2-12-1 鋳造費	Ⅲ-36
	6-5-3-12 アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-13 仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	Ⅲ-35
	6-5-3-14 工場塗装工	Ⅲ-11	3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-37

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
第6節 可動堰本体工	6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-5-6-7矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
	6-5-6-8床版工		6-4-6-7床版工	Ⅲ-41
	6-5-6-9堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅲ-41
	6-5-6-10門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅲ-41
	4-5-6-11ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅲ-41
	6-5-6-12水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅲ-41
	6-5-6-13閘門工			Ⅲ-42
	6-5-6-14土砂吐工			Ⅲ-42
6-5-6-15取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-5-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-5-7-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12
第7節 固定堰本体工	6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-5-7-7矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
	6-5-7-8堰本体工			Ⅲ-42
	6-5-7-9水叩工			Ⅲ-42
	6-5-7-10土砂吐工			Ⅲ-42
6-5-7-11取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
第8節 魚道工	6-5-8-3魚道本体工			Ⅲ-42
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			Ⅲ-42
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-37
	6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
第12節 床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-18
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2プレテンション桁 製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁 製作工（購入工）	Ⅲ-6
	6-5-15-3ポストテンション 桁製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	Ⅲ-6
	6-5-15-4プレキャストセグ メント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグ メント製作工（購入工）	Ⅲ-7
	6-5-15-5プレキャストセグ メント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	Ⅲ-7
	6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-15-7架設工（クレーン架 設）		3-2-13-1架設工（クレーン 架設）	Ⅲ-37
	6-5-15-8架設工（架設桁架 設）		3-2-13-1架設工（架設桁架 設）	Ⅲ-37
	6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-39
	6-5-15-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	6-5-16-2架設支保工（固 定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
	6-5-16-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-16-4落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
	6-5-16-5PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	Ⅲ-7
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-2架設支保工（固 定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
	6-5-17-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-17-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-7
	6-5-17-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第18節 橋梁付属物工(コンクリ ート管理橋)	6-5-18-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-5-18-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
第18節 橋梁付属物工(コンクリ ート管理橋)	6-5-18-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	6-5-18-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	6-5-18-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42
第20節 付属物設置工	6-5-20-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	6-5-20-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-8
第6章 排水機場				
第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-6-4-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-6-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
	6-6-4-6本体工			Ⅲ-43
	6-6-4-7燃料貯油槽工			Ⅲ-43
第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-6-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-6-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
	6-6-5-6場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	6-6-5-7コンクリート床版工			Ⅲ-43
	6-6-5-8ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8
	6-6-5-9場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-9
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11	
	6-6-6-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	6-6-6-6本体工		6-6-4-6本体工	Ⅲ-43	
第7章 床止め・床固め					
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	6-7-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	6-7-4-6本体工	床固め本体工			Ⅲ-43
		植石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14	
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8	
	6-7-4-7取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
	6-7-4-8水叩工			Ⅲ-41	
		巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-9	
根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8		
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-43	
	6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-43	
	6-7-5-6側壁工			Ⅲ-43	
	6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅲ-41	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
	6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14	
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅲ-2	
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-23	
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5	
	6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	Ⅲ-40	
	6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅲ-40	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37	
第9章 河川修繕					
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ-2	
	6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37	
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9	
		連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
		コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14	
	6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37	
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14	
	6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-31
	6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-32
	6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-32
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・ 管（函）渠 集水柵工	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
			3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-9
6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-6

撮影箇所（出来形管理）索引

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-8
	7-1-5-5場所打コンクリート工			Ⅲ-44
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-44
	7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10
	7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10
	7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-44
	7-1-6-5コンクリート被覆工			Ⅲ-44
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			Ⅲ-44
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			Ⅲ-44
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
	7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅲ-44
	7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	7-1-12-4集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
		プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
		コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
		タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-8
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
	7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	7-1-14-9集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5
	7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-6

撮影箇所（出来形管理）索引

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6	
	7-1-15-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5	
第2章 突堤・人工岬					
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			Ⅲ-44	
	7-2-4-5吸出し防止工			Ⅲ-44	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工			Ⅲ-45	
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-45	
	7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
第5節 突堤本体工	7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	7-2-5-9石枠工			Ⅲ-45	
	7-2-5-10場所打コンクリート工			Ⅲ-45	
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作			Ⅲ-45
		ケーソン工据付			Ⅲ-45
	7-2-5-12セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			Ⅲ-45
		セルラー工製作			Ⅲ-45
		セルラー工据付			Ⅲ-46
	7-2-5-12セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			Ⅲ-46
	第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工			Ⅲ-46
7-2-6-3根固めブロック工				Ⅲ-46	
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-6-2捨石工	Ⅲ-46	
	7-2-7-3消波ブロック工			Ⅲ-46	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			Ⅲ-46	
	7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅲ-44	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ-44	
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-45	
	7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-45	
	7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-45	
	7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-45	
第4章 浚渫（海）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-39	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-39	
第5章 養浜					
第3節 砂止工	7-5-3-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅲ-46	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 砂防えん堤				
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製えん堤製作工		3-2-12-3桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））	Ⅲ-36
	8-1-3-4鋼製えん堤仮設材製作工			Ⅲ-37
	8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	8-1-6-3法面吹付け工		3-2-14-3吹付け工	Ⅲ-38
	8-1-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
	8-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9	
第8節 コンクリートえん堤工	8-1-8-4コンクリートえん堤本体工			Ⅲ-47
	8-1-8-5コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリートえん堤本体工	Ⅲ-47
	8-1-8-6コンクリート側壁工			Ⅲ-47
	8-1-8-8水叩工			Ⅲ-47
第9節 鋼製えん堤工	8-1-9-5鋼製えん堤本体工	不透過型		Ⅲ-47
		透過型		Ⅲ-47
	8-1-9-6鋼製側壁工			Ⅲ-48
	8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ-47
	8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ-47
	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8
	8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-8
	8-1-10-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第11節 砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
	8-1-12-8側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	8-1-12-9集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5
	8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-6
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6
	8-1-13-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 流路				
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
	8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅲ-40
	8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリートえん堤本体工	Ⅲ-47
	8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリートえん堤本体工	Ⅲ-47
	8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ-47
	8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ-47
	8-2-5-8魚道工			Ⅲ-48
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ-8
	8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-8
	8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
かごマット		3-2-3-26かごマット	Ⅲ-9	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-8
	8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
第3章 斜面对策				
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38
	8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
	6-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
	8-3-5-6補強土壁工		1-2-3-4盛土補強工	Ⅲ-2
	8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-39
	8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-51
	第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工
8-3-6-4山腹明暗渠工				Ⅲ-48
8-3-6-5山腹暗渠工			3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	8-3-6-7集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
第7節 地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			Ⅲ-48
	8-3-7-5集水井工			Ⅲ-48
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	Ⅲ-33
	8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5
第9節 抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-11
	8-3-9-6合成杭工			Ⅲ-31

撮影箇所（出来形管理）索引

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工 (本体)			Ⅲ-49
	9-1-4コンクリートダム工 (水叩)			Ⅲ-49
	9-1-4コンクリートダム工 (副ダム)			Ⅲ-49
	9-1-4コンクリートダム工 (導 流壁)			Ⅲ-49
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	9-2-3-5コアの盛立			Ⅲ-49
	9-2-3-6フィルターの盛立			Ⅲ-50
	9-2-3-7ロックの盛立			Ⅲ-50
	9-2 フィルダム (洪水吐)			Ⅲ-50
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	9-3-3ボーリング工			Ⅲ-50

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅲ-51
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第6節 法面工	10-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	10-1-6-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38
	10-1-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	10-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
	10-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	1-2-3-4盛土補強工	Ⅲ-2
		多数アンカー式補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	Ⅲ-2
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	Ⅲ-2
	10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-39
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	10-1-9-6場所打函渠工			Ⅲ-51
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-1-10-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
	10-1-10-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			Ⅲ-51
	10-1-11-5落石防護柵工			Ⅲ-51
	10-1-11-6防雪柵工			Ⅲ-51
	10-1-11-7雪崩予防柵工			Ⅲ-51
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			Ⅲ-52
	10-1-12-5遮音壁本体工			Ⅲ-52

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 舗装				
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅲ-17
	10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅲ-19
	10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅲ-21
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅲ-22
	10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
	10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ-30
	10-2-4歩道路盤工			Ⅲ-52
	10-2-4取合舗装路盤工			Ⅲ-52
	10-2-4路肩舗装路盤工			Ⅲ-52
	10-2-4歩道舗装工			Ⅲ-52
	10-2-4取合舗装工			Ⅲ-52
	10-2-4路肩舗装工			Ⅲ-52
	10-2-4表層工			Ⅲ-52
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
	10-2-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			Ⅲ-52
第6節 縁石工	10-2-6-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5
第7節 踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		Ⅲ-53
		ラバーシュー		Ⅲ-53
		アンカーボルト		Ⅲ-53
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		Ⅲ-53
標識柱工			Ⅲ-53	
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-6
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6
	10-2-12-5ケーブル配管工			Ⅲ-53
		ハンドホール		Ⅲ-53
10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		Ⅲ-53	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅲ-35	
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			Ⅲ-54	
	10-3-3-4アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-36	
	10-3-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37	
第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	10-3-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11	
	10-3-6-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-11	
	10-3-6-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-6-8橋台躯体工			Ⅲ-54	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	10-3-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11	
	10-3-7-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-11	
	10-3-7-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式 ラーメン式			Ⅲ-54 Ⅲ-54
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	10-3-8-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11	
	10-3-8-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-11	
	10-3-8-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-12	
	10-3-8-9橋脚フーチング工	I型・T型			Ⅲ-54
		門型			Ⅲ-54
	10-3-8-10橋脚架設工	I型・T型			Ⅲ-55
		門型			Ⅲ-55
	10-3-8-11現場継手工				Ⅲ-55
10-3-8-12現場塗装工			3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10	
	10-3-9-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	10-3-9-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-10	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-5	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	
	10-3-11-3護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅲ-40	
	10-3-11-4緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅲ-13	
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
	10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-9
第11節 法覆護岸工	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-9
		かごマット	3-2-3-26かごマット	Ⅲ-9
	10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38
	10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ-2
	10-3-11-12羽口工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	Ⅲ-13	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-35
	10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ-36
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36
	10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-36
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ-37
	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			Ⅲ-55
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ-35
	10-4-3-11铸造費		3-2-12-1铸造費	Ⅲ-35
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-36
	10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-9架設工（トラバラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラバラークレーン架設）	Ⅲ-37
	10-4-5-10支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-39

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8
	10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-5橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-54
		T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-54
	10-4-9-6歩道橋架設工		3-2-13-1架設工（鋼橋）	Ⅲ-37
	10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅲ-37
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36
	10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ-36
	10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
	10-5-3-7 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ-35
第5節 PC橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-6
		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-6
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ-7
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-7
	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-37
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-37
	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-39
	10-5-5-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2プレビーム桁製作工（現場）			Ⅲ-55
	10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-37
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-37
	10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-39
	10-5-6-9落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-5-7-4PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
	10-5-7-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
	10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
	10-5-8-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
第10節 PC箱桁橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
	10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-7
	10-5-10-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-60
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-7
	10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
第12節 PC押し箱桁橋工	8-5-12-2PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	Ⅲ-7
	8-5-12-3架設工（押し架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-37
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8
	10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42
第6章 トンネル（NATM）				
第4節 支保工	10-6-4-3吹付工			Ⅲ-56
	10-6-4-4ロックボルト工			Ⅲ-56
第5節 覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			Ⅲ-56
	10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅲ-56
	10-6-5-5床版コンクリート工			Ⅲ-56
第6節 インバート工	10-6-6-4インバート本体工			Ⅲ-57
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			Ⅲ-57
	10-6-8-5明り巻工			Ⅲ-57
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			Ⅲ-57
	10-11-6-4カラー継手工			Ⅲ-57

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水		Ⅲ-58
		防水保護工		Ⅲ-58
		防水壁		Ⅲ-58
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工			Ⅲ-58
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）			Ⅲ-58
	10-12-5-3プレキャストボックス工（特殊部）			Ⅲ-58
	10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）			Ⅲ-58
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			Ⅲ-59
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	10-13-3-3管路工（管路部）		10-12-5-2管路工（管路部）	Ⅲ-58
第4節 付帯設備工	10-13-4-2 ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅲ-59
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	10-14-4-3 路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-31
	10-14-4-4 舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-32
	10-14-4-5 切削オーバーレイ工			Ⅲ-59
	10-14-4-6 オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-32
	10-14-4-7 路上再生工			Ⅲ-59
	10-14-4-8 薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
	10-14-4-11 グルーピング工			Ⅲ-59
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-14-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-14-5-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-10
	10-14-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
	10-14-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	10-14-5-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
第6節 防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-14-6-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	10-14-6-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-14-6-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5
	10-14-7-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-53
第8節 道路附属施設工	10-14-8-4道路附属物工		3-2-3-10道路附属物工	Ⅲ-6
	10-14-8-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-53
	10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-53
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 擁壁工	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	10-14-11-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
第12節 カルバート工			10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-51
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38
	10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
	10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-8
	10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
	10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-6
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			Ⅲ-59
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-36
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-31
	10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-32
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅲ-59
	10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-32
	10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅲ-59
	10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-28
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
	10-16-6-5集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	Ⅲ-10
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-10
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-10
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-9
第7節 縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-5
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-5
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-5

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-5
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-53
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		10-2-3-9区画線工	Ⅲ-6
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-6
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-53
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-53
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	10-16-15-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-14
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-51
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-37
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-38
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-38
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-38
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-9
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-9
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅲ-51
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-51
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅲ-51
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅲ-51
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅲ-59
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
	10-16-21-4P C橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-41
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			Ⅲ-60
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-41
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-42
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-10
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-6

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第2章 共通仮説				III-65	
第2節 汚濁防止膜工		汚濁防止膜工		〃	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート				〃	
第3節 レディーミクストコンクリート		レディーミクストコンクリート コンクリートミキサー船 現場練りコンクリート		〃	
第7節 暑中コンクリート		暑中コンクリート		〃	
第8節 寒中コンクリート		寒中コンクリート		〃	
第12節 水中コンクリート		水中コンクリート		〃	
第15節 プレパックドコンクリート		プレパックドコンクリート		〃	
第4章 一般施工				〃	
第5節 海上地盤改良工	4-5-2 床掘工	床掘		〃	
	4-5-6 置換工	置換工		III-66	
	4-5-7 圧密・排水工	敷砂		〃	
載荷			〃		
第6節 基礎工	4-6-3 洗掘防止工	マット		〃	
	4-6-4 基礎捨石工	基礎捨石		〃	
第7節 本土工（ケーソン式）	4-7-2 ケーソン製作工	ケーソン製作		III-67	
		4-7-3 ケーソン進水据付工	ケーソン進水		〃
			ケーソン仮置		〃
			ケーソン曳航		〃
			ケーソン回航		III-68
	ケーソン据付		〃		
	4-7-4 中詰工	中詰		〃	
4-7-5 蓋コンクリート工	蓋コンクリート		〃		
	ブロック製作、運搬・仮置		〃		
第13節 本土工（鋼杭式）		鋼杭		III-69	
第14節 本土工（コンクリート杭式）	4-14-2 コンクリート杭工	コンクリート杭 鋼矢板及び鋼管 矢板及びコンクリート 矢板		〃	
第15節 被覆・根固工	4-15-2 被覆石工	被覆及び根固め		〃	
第16節 上部工	4-16-2 上部コンクリート工	上部コンクリート		〃	
第17節 付属工	4-17-2 係船柱工	係船柱		〃	
	4-17-3 防舷材	防舷材		III-70	
	4-17-4 車止・縁金物工	車止め（縁金物を含む）		〃	
		4-17-5 防食工	電気防食		〃
			防食塗装		〃
	4-17-7 滑り材	被覆防食		〃	
		取付（取付状況）		〃	
搬入数量の確認（滑り材）			〃		
第19節 裏込・裏埋工		取付検量状態		〃	
		裏込め		〃	
		埋立		III-71	
		裏埋		〃	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第29節 雑工		溶接		〃
		切断		〃
第3章 航路、泊地、船だまり、用地				〃
第3節 浚渫工		浚渫		〃
第4章 一般施工				
第24節 魚礁工	4-24-2 単体魚礁製作工	単体魚礁製作		Ⅲ-72
	4-24-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		〃
		コンクリート部材組立		Ⅲ-73
		鋼製部材組立		〃
		FRP部材組立		〃
		重錘コンクリート製作		Ⅲ-74
4-24-4 魚礁沈設工	魚礁沈設		Ⅲ-75	
第25節 増殖場工	4-25-2 単体着底基質製作	着底基質製作		〃
	4-25-3 組立着底基質製作	着底基質組立		〃
	4-25-4 着底基質設置工	着底基質設置		〃
	4-25-5 石材着定基質工	石材投入		〃

撮影箇所（出来形管理）索引

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	12-2-3-1 整地工	表土扱い		Ⅲ-76
		基盤整地		〃
		表土整地		〃
		畦畔工		〃
	12-2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		〃
		集水渠（支線）		〃
		導水渠（幹線）		〃
第4節 用水路工（開水路）	12-2-4-1 土水路		〃	
第5節 用水路工（管水路）	12-2-4-4 用水路工	プレキャストU型側溝	第3編3-2-3-29側溝工	
		集水樹工	第3編3-2-3-30集水樹工	
第6節 排水路工	12-2-5-1 管水路工	管渠	第3編3-2-3-29側溝工	
第7節 道路工	12-2-6-4 排水路工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-2-7-11 砂利舗装工道路工（砂利道）		第12編 第4章 農道工事	Ⅲ-76
第3章 農用地造成工事				
第3節 基盤工	12-3-3-2 造成土工	耕土掘り起し耕起深耕		Ⅲ-77
		テラス（階段畑）		〃
		道路工（砂利道） ^{※1} （耕作）		〃
		土壌改良		〃
		改良山成		〃
第4章 農道工事				
第3節 土工	12-4-3-1 掘削工		第1編1-2-4-2掘削工	
	12-4-3-2 盛土工		第1編1-2-3-3盛土工	
	12-4-3-3 路体盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	
	12-4-3-4 路床盛土工		第1編1-2-4-4路床盛土工	
第4節 地盤改良工	12-4-3-5 整形仕上げ工		第1編1-2-4-5法面整形工	
	12-4-4-1 路床安定処理工		第3編3-2-7-2路床安定処理工	
	12-4-4-2 サンドマット工		第3編3-2-7-6サンドマット工	
	12-4-4-3 パーチカルドレーン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレーン工	
	12-4-4-4 締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工	
第5節 法面工	12-4-4-5 固結工		第3編3-2-7-9固結工	
	12-4-5-2 植生工		第3編3-2-14-2植生工	
	12-4-5-3 法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	
	12-4-5-4 法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	
	12-4-5-5 アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-2-14-4法枠工	
第6節 擁壁工	12-4-5-6 抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	
	12-4-5-7 かご工		第3編3-2-3-27羽口工	
	12-4-6-2 既製杭工		第3編3-2-4-4既成杭工	
	12-4-6-3 場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	
	12-4-6-4 場所打擁壁工		第3編3-2-15-1一般事項	
	12-4-6-5 プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	
	12-4-6-6 補強土壁工		第3編3-2-15-3補強土壁工	
第7節 石・ブロック積（張）工	12-4-6-7 井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工	
	12-4-7-2 コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	
	12-4-7-3 緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工	
	12-4-7-4 石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	
第8節 カルバート工	12-4-8-4 場所打カルバート工		第10編10-1-9-6場所打函渠工	
第9節 小型水路工	12-4-8-5 プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	
	12-4-9-2 側溝工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-3 管渠工		第12編12-2-5-1管水路工	
	12-4-9-4 集水樹工		第12編12-2-4-4用水路工	
	12-4-9-5 地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	
第10節 落石防護工	12-4-10-2 落石防止網工		第10編10-1-11-4落石防止網工	
第12節 舗装工	12-4-10-3 落石防止柵工		第10編10-1-11-5落石防護柵工	
	12-4-12-2 アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	
	12-4-12-3 コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	
	12-4-12-4 砂利舗装工			Ⅲ-14
第14節 付帯施設工	12-4-14-2 防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工、 第3編3-2-3-8路側防護柵工	
	12-4-14-3 標識工		第3編3-2-3-6小型標識工、 第10編10-2-9-4大型標識工	
	12-4-14-4 区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	
	12-4-14-5 縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	
	12-4-14-7 付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	
第5章 水路トンネル工事				
第5節 トンネル工	12-5-5-2 覆工	コンクリート覆工		Ⅲ-77

撮影箇所（出来形管理）索引

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6章 水路工事					
第6節 開渠工	12-6-6-2 現場打ち開渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	12-6-6-3 プレキャスト開渠工	コンクリート二次製品 (大型フリューム水路)	第3編3-2-3-29側溝工		
		コンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートL型水路)		III-78	
第7節 暗渠工	12-6-7-2 現場打ち暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
	12-6-7-3 プレキャスト暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第7章 河川及び排水路工事、河川工事					
第5節 矢板護岸工	12-7-5-2 笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)		
	12-7-5-3 矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第6節 法覆護岸工	12-7-6-4 多自然型護岸工		第3編3-2-3-26多自然護岸工		
第7節 根固め工	12-7-7-2 根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	12-7-7-3 捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	12-7-7-4 沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
第8章 管水路工事					
第5節 管体基礎工	12-8-5-1 砂基礎工			III-78	
第6節 管体工	12-8-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工		第6編6-3-5-6函渠工		
	12-8-6-2 強化プラスチック複合管布設工		第6編6-3-5-6函渠工		
	12-8-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工		第6編6-3-5-6函渠工		
	12-8-6-4 鋼管布設工		第6編6-3-5-6函渠工		
第9章 畑かん施設工事					
第9節 末端工	12-9-9-2 散水支管設置工			III-78	
第10章 ため池改修工事					
第3節 堤体工	12-10-3-10 堤体盛立工		第1編1-2-3-3盛土工		
	12-10-3-12 腰ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	12-10-3-13 ドレーン工		第3編3-2-3-29側溝工		
第5節 洪水吐工	12-10-5-1 洪水吐工		第3編3-2-3-29側溝工		
第6節 取水施設工	12-10-6-1 取水施設工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第11章 フィルダム工事					
第12章 コンクリートダム工事					
第13章 PC橋工事					
第3節 コンクリート橋架設工	12-13-3-1 架設工		第3編3-2-13-3～8架設工(コンクリート橋)		
	12-13-3-2 横組工		第3編3-2-18-2床版工		
	12-13-3-3 支承工		第6編6-4-9-10支承工		
第4節 橋梁付属物工	12-13-4-1 伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	12-13-4-2 落橋防止工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
	12-13-4-4 地覆工		第6編6-4-12-4地覆工		
	12-13-4-5 橋梁用防護柵工		第6編6-4-12-5橋梁用防護柵工、 第6編6-4-12-6橋梁用高欄工		
	12-13-4-6 橋梁用高欄工		第6編6-4-12-5橋梁用防護柵工、 第6編6-4-12-6橋梁用高欄工		
	12-13-4-8 現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第14章 橋梁下部工事					
第4節 橋脚・橋台工	12-14-4-7 躯体工		第10編10-3-6-8橋台躯体工、 第10編10-3-7-9橋脚躯体工		
第15章 頭首工工事					
第4節 可動堰本体工	12-15-4-4 オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工		
	12-15-4-5 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
	12-15-4-6 止水矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	12-15-4-7 床版(堰体)工		第6編6-4-6-7床版工		
	12-15-4-8 堰柱工		第6編6-4-6-8堰柱工		
	12-15-4-9 門柱工		第6編6-4-6-9門柱工		
	12-15-4-10 ゲート操作台工		第6編6-4-6-10ゲート操作台工		
	12-15-4-11 水叩(エブロン)工		第6編6-3-5-8水叩工		
	12-15-4-13 土砂吐工		第6編6-5-7-10土砂吐工		
	第5節 固定堰本体工	12-15-5-7 堰体工		第6編6-5-7-8堰本体工	
	第7節 魚道工	12-15-7-2 魚道本体工		第6編6-5-8-3魚道本体工	
	第16章 機場下部工事				
	第4節 機場本体工	12-16-4-5 本体工		第6編6-6-4-6本体工	
12-16-4-6 燃料貯油槽工			第6編6-6-4-7燃料貯油槽工		
第5節 遊水池工	12-16-5-6 コンクリート床版工		第6編6-6-5-7コンクリート床版工		

撮影箇所（出来形管理）索引

【第12編 土地改良編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第17章 地すべり防止工事				
第6節 水抜きボーリング工	12-17-6-1 水抜きボーリング工		第8編8-3-7-4集排水ボーリング工	
第7節 集水井設置工	12-17-7-2 集水井工		第8編8-3-7-5集水井工	
	12-17-7-3 集水ボーリング工		第8編8-3-6-4集排水ボーリング工	
	12-17-7-4 排水ボーリング工		第8編8-3-6-4集排水ボーリング工	
第8節 抑止杭工	12-17-8-2 抑止杭工		第8編8-3-9-6合成杭工	
第10節 暗渠工	12-17-10-1 明暗渠工		第8編8-3-6-4山腹明暗渠工	
堰堤工			第8編 第1章 砂防堰堤	
第18章 PCタンク工事			第1編 第3章 無筋鉄筋コンクリート	
第19章 推進工事				
鋼橋工事			第10編 第4章 鋼橋上部	
海岸工事			第7編 河川海岸編	
施設機械製作据付工事				

【第13編 森林土木工事共通編】

第3部 森林土木工事共通編

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第1節 適用	3-2-1-6		掘削工			Ⅲ-1
	3-2-1-7		盛土工			Ⅲ-1
	3-2-1-8		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		Ⅲ-2
				多数アンカー式補強土工法		Ⅲ-2
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅲ-2
	3-2-1-9		法面整形工	盛土部		Ⅲ-2
	3-2-1-10		堤防天端工			Ⅲ-2
	3-2-1-11		残土処理工			Ⅲ-2
	3-2-1-12		路体盛土工			Ⅲ-3
	3-2-1-13		路床盛土工			Ⅲ-3
	3-2-1-14		作業土工(床掘り・埋戻し)		3-2-1-6掘削工、3-2-1-7盛土工	Ⅲ-1
第3章 無筋・鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	3-3-6-4		組立			Ⅲ-4

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 一般施工						
第3節 共通の工種						
第3節 共通の工種	3-4-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		Ⅲ-5
				軽量鋼矢板		Ⅲ-5
				コンクリート矢板		Ⅲ-5
				広幅鋼矢板		Ⅲ-5
				可とう鋼矢板		Ⅲ-5
	3-4-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		Ⅲ-5
	3-4-3-6		小型標識工			Ⅲ-5
	3-4-3-7	1	路側防護柵工	ガードレール		Ⅲ-5
			2	路側防護柵工	ガードケーブル	
	3-4-3-8		区画線工			Ⅲ-6
	3-4-3-9		道路付属物工	視線誘導標		Ⅲ-6
				距離標		Ⅲ-6
	3-4-3-10	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		Ⅲ-6
			2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁	
	3-4-3-11	1	ポストテンション桁製作工			Ⅲ-6
			2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		Ⅲ-7
	3-4-3-12		プレキャストセグメント主桁組立工			Ⅲ-7
	3-4-3-13		PCホロースラブ製作工			Ⅲ-7
	3-4-3-14	1	PC箱桁製作工			Ⅲ-7
			2	PC押出し箱桁製作工		Ⅲ-7
	3-4-3-15		根固めブロック工			Ⅲ-8
	3-4-3-16		沈床工			Ⅲ-8
	3-4-3-17		捨石工			Ⅲ-8
	3-4-3-19		階段工			Ⅲ-8
	3-4-3-21	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅲ-8
			2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント	
	3-4-3-23	1	環境配慮型護岸工	巨石張り、巨石積み		Ⅲ-9
			2	環境配慮型護岸工	かごマット	
	3-4-3-24	1	羽口工	じゃかご		Ⅲ-9
			2	羽口工	ふとんかご、かご枠	
	3-4-3-25		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		Ⅲ-9
				プレキャストパイプ工		Ⅲ-9
3-4-3-26	1	側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-9	
			L型側溝工		Ⅲ-9	
			自由勾配側溝		Ⅲ-9	
			管渠		Ⅲ-9	
			側溝工	場所打水路工		Ⅲ-10
3-4-3-27		側溝工	暗渠工		Ⅲ-10	
3-4-3-27		集水樹工			Ⅲ-10	
3-4-3-28		現場塗装工			Ⅲ-10	

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第4章 一般施工								
第4節 基礎工	3-4-4-1		一般事項	切込砂利		Ⅲ-10		
				砕石基礎工				
				割ぐり石基礎工				
				均しコンクリート				
	3-4-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		Ⅲ-10		
				プレキャスト		Ⅲ-11		
	3-4-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅲ-11		
				鋼管杭				
				H鋼杭				
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		Ⅲ-11		
	3-4-4-5		場所打杭工			Ⅲ-11		
	3-4-4-6		深礎工			Ⅲ-11		
3-4-4-7		オープンケーソン基礎工			Ⅲ-12			
3-4-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			Ⅲ-12			
3-4-4-9		鋼管矢板基礎工			Ⅲ-12			
第5節 石・ブロック積(張)工	3-4-5-1	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅲ-13		
				コンクリートブロック張り				
				2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		Ⅲ-13
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		Ⅲ-13			
	3-4-5-3		緑化ブロック工			Ⅲ-13		
	3-4-5-4		石積(張)工			Ⅲ-14		
第6節 一般舗装工	3-4-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅲ-14		
				2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅲ-15
				3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		Ⅲ-15
				4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-16
				5	アスファルト舗装工	基層工		Ⅲ-16
				6	アスファルト舗装工	表層工		Ⅲ-16
	3-4-6-8	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-23		
				2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		Ⅲ-23
				3	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		Ⅲ-24
				4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		Ⅲ-24
				5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		Ⅲ-25

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-4-6-9		路面切削工			Ⅲ-31
	3-4-6-10		舗装打換え工			Ⅲ-32
	3-4-6-11		オーバーレイ工			Ⅲ-32
	3-4-6-14		砂利路盤工			Ⅲ-80
第7節 地盤改良工	3-4-7-2		路床安定処理工			Ⅲ-32
	3-4-7-3		置換工			Ⅲ-32
	3-4-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		Ⅲ-32
	3-4-7-5		パイルネット工			Ⅲ-32
	3-4-7-6		サンドマット工			Ⅲ-32
	3-4-7-7		パーチカドレーン工	サンドドレーン工 ペーパードレーン工 袋詰式サンドドレーン工		Ⅲ-33 Ⅲ-33 Ⅲ-33
	3-4-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅲ-33
	3-4-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工 生石灰パイル工		Ⅲ-33 Ⅲ-33 Ⅲ-33 Ⅲ-33
第10節 仮設工	3-4-10-5	1	仮設土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		Ⅲ-33
		2	仮設土留・仮締切工	アンカー工		Ⅲ-33
		3	仮設土留・仮締切工	連節ブロック張り工		Ⅲ-34
		4	仮設土留・仮締切工	締切盛土		Ⅲ-34
		5	仮設土留・仮締切工	中詰盛土		Ⅲ-34
	3-4-10-18		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	Ⅲ-38
第11節 軽量盛土工	3-4-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第12節 工場製作工 (共通)	3-4-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		Ⅲ-35
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		Ⅲ-35
		3	一般事項	仮設材製作工		Ⅲ-35
		4	一般事項	刃口金物製作工		Ⅲ-35
	3-4-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合 シミュレーション仮組検査を実施する場合		Ⅲ-35 Ⅲ-35
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		Ⅲ-35
		3	桁製作工	鋼製ダム製作工 (仮組立時)		Ⅲ-36
	3-4-12-4		検査路製作工			Ⅲ-36

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工	3-4-12-5		鋼製伸縮継手製作工			Ⅲ-36
	3-4-12-6		落橋防止装置製作工			Ⅲ-36
	3-4-12-7		橋梁用防護柵製作工			Ⅲ-36
	3-4-12-8		アンカーフレーム製作工			Ⅲ-36
	3-4-12-9		プレビーム用桁製作工			Ⅲ-37
	3-4-12-10		鋼製排水管製作工			Ⅲ-37
	3-4-12-11		工場塗装工			Ⅲ-37
第13節 橋梁架設工	3-4-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		Ⅲ-37
				ケーブルクレーン架設		Ⅲ-37
				ケーブルエレクション架設		Ⅲ-37
				架設桁架設		Ⅲ-37
				送出し架設		Ⅲ-37
				トラベラークレーン架設		Ⅲ-37
	3-4-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		Ⅲ-37
				架設桁架設		Ⅲ-37
			架設工支保工	固定		Ⅲ-37
				移動		Ⅲ-37
				架設桁架設	片持架設	Ⅲ-37
				押出し架設		Ⅲ-37
第14節 法面工 (共通)	3-4-14-2	1	植生工	種子散布工		Ⅲ-37
				張芝工		Ⅲ-37
				筋芝工		Ⅲ-37
				植生シート工		Ⅲ-37
				植生マット工		Ⅲ-37
		植生筋工		Ⅲ-37		
		2	植生工	植生基材吹付工		Ⅲ-38
	客土吹付工				Ⅲ-38	
	3-4-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		Ⅲ-38
				モルタル		Ⅲ-38
	3-4-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		Ⅲ-38
				現場吹付法砕工		Ⅲ-38
	3-4-14-5	2	法砕工	プレキャスト法砕工		Ⅲ-38
				アンカー工		Ⅲ-38
	第15節 擁壁工(共通)	3-4-15-1		一般事項	場所打擁壁工	
3-4-15-2			プレキャスト擁壁工		Ⅲ-39	
3-4-15-3			補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		Ⅲ-39
				多数アンカー式補強土工法		Ⅲ-39
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅲ-39
3-4-15-4		井桁ブロック工		Ⅲ-39		
第16節 床版工	3-4-16-2		床版工		Ⅲ-39	

【第13編 森林土木工事共通編】

第4部 治山防潮工等

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 矢板護岸工	4-1-3-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-10
	4-1-3-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5
第2章 堤防・護岸						
第3節 地盤改良工	4-2-3-2		表層安定処理工		3-4-7-4表層安定処理工	Ⅲ-32
	4-2-3-3		パイルネット工		3-4-7-5パイルネット工	Ⅲ-32
	4-2-3-4		パーチカルドレーン工		3-4-7-7パーチカルドレーン工法	Ⅲ-33
	4-2-3-5		締固め改良工		3-4-7-8締固め改良工	Ⅲ-33
	4-2-3-6		固結工		3-4-7-9固結工	Ⅲ-33
第4節 護岸基礎工	4-2-4-4		捨石工		3-4-3-17捨石工	Ⅲ-8
	4-2-4-5		場所打コンクリート工			Ⅲ-44
	4-2-4-6		海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-44
	4-2-4-7		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-10
	4-2-4-8		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-10
	4-2-4-9		矢板工		3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5
第5節 護岸工	4-2-5-3		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14
	4-2-5-4		海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-13
	4-2-5-5		コンクリート被覆工			Ⅲ-44
第6節 擁壁工	4-2-6-3		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
第7節 天端被覆工	4-2-7-2		コンクリート被覆工			Ⅲ-44
第8節 波返工	4-2-8-3		波返工			Ⅲ-44
第9節 裏法被覆工	4-2-9-2		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14
	4-2-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	4-2-9-4		コンクリート被覆工		4-2-7-2 コンクリート被覆工	Ⅲ-44
	4-2-9-5		法枠工		3-4-14-4法枠工	Ⅲ-38
第10節 カルパート工	4-2-10-3		プレキャストカルパート工		3-4-3-25プレキャストカルパート工	Ⅲ-9
第11節 排水構造物工	4-2-11-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	4-2-11-4		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	4-2-11-5		管渠工	プレキャストパイプ	5-5-9 暗渠工	Ⅲ-48
				プレキャストボックス		
				コルゲートパイプ		
タグタイル铸铁管						
4-2-11-6		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	Ⅲ-10	
第12節 付属物設置工	4-2-12-4		階段工		3-4-3-19階段工	Ⅲ-8
第13節 付帯道路工	4-2-13-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5
	4-2-13-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	4-2-13-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	4-2-13-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 付帯道路工	4-2-13-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10	
	4-2-13-9		縁石工		3-4-3-5縁石工	Ⅲ-5	
	4-2-13-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	Ⅲ-6	
第15節 付帯道路施設工	4-2-14-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	Ⅲ-6	
	4-2-14-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	Ⅲ-5	
第3章 突堤							
第3節 突堤基礎工	4-3-3-4		捨石工			Ⅲ-44	
	4-3-3-5		吸出し防止工			Ⅲ-44	
第4節 突堤本体工	4-3-4-2		捨石工			Ⅲ-45	
	4-3-4-5		海岸コンクリートブロック工			Ⅲ-45	
	4-3-4-6		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	4-3-4-7		詰杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11	
	4-3-4-8		矢板工		3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5	
	4-3-4-9		石枠工			Ⅲ-45	
	4-3-4-10		場所打コンクリート工			Ⅲ-45	
	4-3-4-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			Ⅲ-45
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			
	4-3-4-12	1	セルラー工	セルラー工製作			Ⅲ-45
2		セルラー工	セルラー工据付				
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)				
第5節 根固め工	4-3-5-2		捨石工			Ⅲ-46	
	4-3-5-3		根固めブロック工			Ⅲ-46	
第6節 消波工	4-3-6-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	Ⅲ-46	
	4-3-6-3		消波ブロック工			Ⅲ-46	
第4章 離岸堤、潜堤							
第3節 海域堤基礎工	4-4-3-3		捨石工			Ⅲ-46	
	4-4-3-4		吸出し防止工		4-3-3-5吸出し防止工	Ⅲ-44	
第4節 海域堤本体工	4-4-4-2		捨石工		3-4-3-17捨石工	Ⅲ-8	
	4-4-4-3		海岸コンクリートブロック工		4-3-4-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-45	
	4-4-4-4		ケーソン工		4-3-4-11ケーソン工	Ⅲ-45	
	4-4-4-5		セルラー工		4-3-4-12セルラー工	Ⅲ-45	
	4-4-4-6		場所打コンクリート工		4-3-4-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-45	
第5章 砂丘造成							
第4節 森林造成	4-5-4-1		生育基盤盛土工			—	

【第13編 森林土木工事共通編】

第5部 溪間・山腹工等

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溪間工						
第3節 法面工	5-3-3-2		植生工		3-4-14-2植生工	Ⅲ-37
	5-3-3-3		法面吹付工		3-4-14-3吹付工	Ⅲ-38
	5-3-3-4		法砕工		3-4-14-4法砕工	Ⅲ-38
	5-3-3-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	Ⅲ-38
	5-3-3-6		かご工	じゃかご ふとんかご		
第5節 コンクリート治山ダム工	5-3-5-4		コンクリート治山ダム本体内工			Ⅲ-47
	5-3-5-5		コンクリート副ダム工等		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体内工	Ⅲ-47
	5-3-5-6		コンクリート側壁工			Ⅲ-47
	5-3-5-8		水叩工			Ⅲ-47
第6節 鋼製治山ダム工	5-3-6-5	1	鋼製ダム本体内工	不透過型		Ⅲ-47
		2		透過型		Ⅲ-47
	5-3-6-6		鋼製側壁工			Ⅲ-48
	5-3-6-7		コンクリート側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	Ⅲ-47
	5-3-6-9		水叩工		5-3-5-8水叩工	Ⅲ-47
	5-3-6-10		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	Ⅲ-10
第7節 木製治山ダム工	5-3-7-6		木製治山ダム本体内工			-
	5-3-7-7		木製側壁工		5-3-7-6木製治山ダム本体内工	-
	5-3-7-9		木製水叩工		5-3-7-6木製治山ダム本体内工	-
第8節 根固工	5-3-8-4		根固ブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	Ⅲ-8
	5-3-8-6		沈床工		3-4-3-16沈床工	Ⅲ-8
	5-3-8-7		かご工	じゃかご	5-3-3-6 かご工	0
		ふとんかご		5-3-3-6 かご工	0	
第10節 付帯道路工	5-3-10-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5
	5-3-10-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	5-3-10-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	5-3-10-7		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	5-3-10-8		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	5-3-10-9		縁石工(アスカーブ)		3-4-3-5縁石工	Ⅲ-5
	5-3-10-10		区画線工		3-4-3-8区画線工	Ⅲ-6
第11節 付帯道路施設工	5-3-11-3		道路付属物工		3-4-3-9道路付属物工	Ⅲ-6
	5-3-11-4		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	Ⅲ-5
第4章 流路工						
第3節 護岸工	5-4-3-4		基礎工(護岸)		3-4-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-10
	5-4-3-5		コンクリート護岸工		5-5-6-3コンクリート土留工	-

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 護岸工	5-4-3-6		ブロック積護岸工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	5-4-3-7		石積護岸工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14
	5-4-3-8		護岸付属物工	横帯コンクリート	3-4-14-4法枠工	Ⅲ-38
	5-4-3-9		植生工		3-4-14-2植生工	Ⅲ-37
第4節 床固工	5-4-4-4		床固本体工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	Ⅲ-47
	5-4-4-5		垂直壁工		5-3-5-4コンクリート治山ダム本体工	Ⅲ-47
	5-4-4-6		側壁工		5-3-5-6コンクリート側壁工	Ⅲ-47
	5-4-4-7		水叩工		5-3-5-8水叩工	Ⅲ-47
	5-4-4-8		魚道工			Ⅲ-48
第5節 根固め・水制工	5-4-5-4		根固めブロック工		3-4-3-15根固ブロック工	Ⅲ-8
	5-4-5-6		捨石工		3-4-3-17捨石工	Ⅲ-8
	5-4-5-7		かご工	じゃかご	5-3-3-6 かご工	0
				ふとんかご	5-3-3-6 かご工	0
かごマット				3-4-3-23環境配慮型護岸工	Ⅲ-9	
第6節 流路付属物設置工	5-4-6-2		階段工		3-4-3-19階段工	Ⅲ-8
第5章 山腹工						
第5節 軽量盛土工	5-5-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第6節 土留工	5-5-6-3		コンクリート土留工			-
	5-5-6-4		鉄筋コンクリート土留工		5-5-6-3コンクリート土留工	-
	5-5-6-5		石積及びコンクリートブロック積土留工			-
	5-5-6-6		丸太積土留工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	-
	5-5-6-7		コンクリート板土留工		5-5-6-5石積及びコンクリートブロック積土留工	-
	5-5-6-8		鋼製枠土留工		5-3-6-5-1鋼製ダム本体工	Ⅲ-47
	5-5-6-9		土のう積土留工		6-1-7-13土のう積工	-
	5-5-6-10		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	5-5-6-11		プレキャスト土留工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
	5-5-6-12		補強土壁工		3-4-15-3補強土壁工	Ⅲ-39
5-5-6-13		井桁ブロック工		3-4-15-4井桁ブロック工	Ⅲ-39	
第7節 埋設工	5-5-7-1		埋設工		5-5-6 土留工	-
第8節 落石防護工	5-5-8-3		鋼製落石防止壁工			Ⅲ-51
	5-5-8-4		落石防護柵工		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	Ⅲ-51
	5-5-8-5		落石防護網工		6-1-11-4落石防止網工	I-68
	5-5-8-6		落石防護土留工		5-5-6 土留工	-
	5-5-8-7		固定工(ロープ伏工)		6-1-11-4落石防止網工	I-68

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 暗渠工	5-5-9-2		礫暗渠工			Ⅲ-48
	5-5-9-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-5-9-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-5-9-5		ポーリング暗渠工			-
第10節 山腹水路工	5-5-10-3		水路工			-
	5-5-10-4		暗渠併用水路工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-5-10-5		暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-5-10-6		現場打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	Ⅲ-10
	5-5-10-7		集水樹工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	5-5-10-8		練石張水路工		5-5-10-3水路工	-
	5-5-10-9		植生土のう水路工		5-5-10-3水路工	-
	5-5-10-10		張芝水路工		5-5-10-3水路工	-
第11節 柵工	5-5-11-2		編柵工		5-5-12筋工	Ⅲ-79
	5-5-11-3		木柵及び丸太柵工		5-5-12筋工	Ⅲ-79
	5-5-11-4		コンクリート板柵工		5-5-12筋工	Ⅲ-79
	5-5-11-5		鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		5-5-12筋工	Ⅲ-79
第12節 筋工	5-5-12-2		石筋工			Ⅲ-79
	5-5-12-3		萱筋工			Ⅲ-79
	5-5-12-4		丸太筋工			Ⅲ-79
	5-5-12-5		その他緑化二次製品を用いた筋工			Ⅲ-79
第13節 伏工	5-5-13-2		わら伏工			-
	5-5-13-3		むしろ伏工			-
	5-5-13-4		網状工			-
	5-5-13-5		その他二次製品を用いた伏工			-
第14節 実播工	5-5-14-2		筋実播工		5-5-13 伏工	-
	5-5-14-3		斜面実播工		5-5-13 伏工	-
	5-5-14-4		航空実播工		5-5-13 伏工	-
第15節 吹付工	5-5-15-2		種子吹付工A		5-5-13 伏工	-
	5-5-15-3		種子吹付工B		5-5-13 伏工	-
	5-5-15-4		植生基材吹付工(客土及び厚層基材)		5-5-13 伏工	-
	5-5-15-5		特殊吹付工		5-5-13 伏工	-
第16節 法粹工	5-5-16-2		軽量法粹工		3-4-14-4-1法粹工	Ⅲ-38
	5-5-16-3		プレキャストブロック法粹工		3-4-14-4-2法粹工	Ⅲ-38
	5-5-16-4		現場打及び現場吹付法粹工		3-4-14-4-1法粹工	Ⅲ-38

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節 植栽工	5-5-17-2		植栽		第5章 山腹工	Ⅲ-79
第18節 山腹工付属物設置工	5-5-18-2		点検施設工		第5章 山腹工	-
第6章 地すべり防止工						
第3節 暗渠工	5-6-3-2		礫暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-6-3-3		鉄線籠暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-6-3-4		その他二次製品を用いた暗渠工		5-5-9-2礫暗渠工	Ⅲ-48
	5-6-3-5		ポーリング暗渠工		5-5-9-5ポーリング暗渠工	-
第4節 集水井工	5-6-4-3		施工(集水井)			Ⅲ-48
第5節 排水トンネル工	5-6-5-2		掘削		第6編 林道 第7章 トンネル	-
	5-6-5-3		支保工一般			
	5-6-5-4		鋼製支保工			
	5-6-5-5		覆工			
第6節 排土工及び押え盛土工	5-6-6-2		排土工		3-2-1-6掘削工	Ⅲ-1
	5-6-6-3		押え盛土工		3-2-1-7盛土工	Ⅲ-1
第7節 杭工	5-6-7-2		鋼管杭及び合成杭			-
	5-6-7-3		場所打杭工			-
第8節 シャフト工(深礎工)	5-6-8-1		深礎工		5-6-7 杭工	-
第9節 アンカー工	5-6-9-2		施工		3-4-14-5アンカー工	Ⅲ-38
第7章 なだれ防止林造成						
第4節 雪ひ予防工	5-7-4-1		吹きだめ柵、吹き払い柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	Ⅲ-51
第5節 なだれ予防工	5-7-5-1		階段工		3-2-1-6掘削工	Ⅲ-1
	5-7-5-2		予防柵、防止柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	Ⅲ-51
	5-7-5-3		吊柵、吊枠		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	Ⅲ-51
第6節 誘導工	5-7-6-1		誘導堤		3-2-1-7盛土工	Ⅲ-1
	5-7-6-2		誘導擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	-
	5-7-6-3		誘導柵		5-5-8-3鋼製落石防止壁工	Ⅲ-51
第7節 減勢工	5-7-7-1		減勢杭、減勢枠組		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	Ⅲ-47
第8節 防護工	5-7-8-1		防護擁壁		5-5-6-3コンクリート土留工	-
	5-7-8-2		防護柵		5-3-6-5-2鋼製ダム本体工	Ⅲ-47
第6節 グライド防止工	5-7-9-1		木柵階段工		5-3-7-6木製治山ダム本体工	-
第8章 森林整備						
第4節 歩道整備	5-8-4-1		歩道作設			Ⅲ-80

【第13編 森林土木工事共通編】

第6部 林道

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 林道						
第1節 適用	6-1-1		路線・縦断			-
第3節 工場製作工	6-1-3-1		一般製作工	一般制作工	3-4-12 工場製作工(共通)	Ⅲ-35~ 36
				工場塗装工	3-4-12-11 工場塗装工	Ⅲ-37
第3節 地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		3-4-7-2 路床安定処理工	Ⅲ-32
	6-1-4-3		置換工		3-4-7-3 置換工	Ⅲ-32
	6-1-4-4		サンドマット工		3-4-7-6 サンドマット工	Ⅲ-32
	6-1-4-5		パーチカルドレーン工法		3-4-7-7 パーチカルドレーン工法	Ⅲ-33
	6-1-4-6		締固め改良工		3-4-7-8 締固め改良工	Ⅲ-33
	6-1-4-7		固結工		3-4-7-9 固結工	Ⅲ-33
第5節 法面工	6-1-5-2		植生工		3-4-14-2 植生工	Ⅲ-37
	6-1-5-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	Ⅲ-38
	6-1-5-4		法枠工		3-4-14-4 法枠工	Ⅲ-38
	6-1-5-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	Ⅲ-38
	6-1-5-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	Ⅲ-9
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	Ⅲ-9
	6-1-5-7		柵工			Ⅲ-79
第6節 軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第7節 擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		3-4-4-4 既製杭工	Ⅲ-11
	6-1-7-4		場所打杭工		3-4-4-5 場所打杭工	Ⅲ-11
	6-1-7-5		場所打擁壁工		4-2-6-3 場所打擁壁工	Ⅲ-39
	6-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-4-15-3 補強土壁工	Ⅲ-39
				多数アンカー式補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-4-15-3 補強土壁工	
	6-1-7-8		井桁ブロック工		3-4-15-4 井桁ブロック工	Ⅲ-39
	6-1-7-10		鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	Ⅲ-47
	6-1-7-11		簡易鋼製擁壁工		5-3-6-5-1 鋼製ダム本体工	Ⅲ-47
	6-1-7-12		木製土留・擁壁工			-
	6-1-7-13		土のう積工			-

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	6-1-8-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14
第9節カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-1-9-5		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-1-9-6		場所打函渠工			Ⅲ-51
	6-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第10節 排水施設工	6-1-10-3		側溝工	素掘り		-
				プレキャストU型側溝等	3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-1-10-4		横断工	開渠		-
	6-1-10-5		コルゲートパイプ工			-
	6-1-10-6		コルゲートフリューム工			-
	6-1-10-7		洗越工			-
	6-1-10-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	-
	6-1-10-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	6-1-10-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	-
	6-1-10-11		流末工			-
	6-1-10-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	Ⅲ-10
	6-1-10-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-1-10-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	Ⅲ-9
	6-1-10-15		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	Ⅲ-10
第11節 落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			-
	6-1-11-5		落石防護柵工			-
	6-1-11-6		防雪柵工			Ⅲ-51
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			Ⅲ-51
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		3-4-7-2路床安定処理工	Ⅲ-32
	6-2-3-3		置換工		3-4-7-3置換工	Ⅲ-32
第4節 舗装工	6-2-4-5		アスファルト舗装工		3-4-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	6-2-4-6		コンクリート舗装工		3-4-6-8コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	6-2-4-7		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	Ⅲ-80

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水施設工	6-2-5-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-2-5-4		横断工		6-1-10-4横断工	-
	6-2-5-5		コルゲートパイプ工		6-1-10-5コルゲートパイプ工	-
	6-2-5-6		コルゲートフリューム工		6-1-10-6コルゲートフリューム工	-
	6-2-5-7		洗越工		6-1-10-7洗越工	-
	6-2-5-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	-
	6-2-5-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	6-2-5-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	-
	6-2-5-11		流末工		6-1-10-11流末工	-
	6-2-5-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	Ⅲ-10
	6-2-5-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-2-5-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	Ⅲ-9
	6-2-5-15		場所打水路工		3-4-3-26-2現場打水路工	Ⅲ-10
	第6節 踏掛版工	6-2-6-4		踏掛版工	コンクリート工	
ラバーシュー						Ⅲ-53
アンカーボルト						Ⅲ-53
第7節 防護施設工	6-2-7-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5
	6-2-7-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5
	6-2-7-5		車止めポスト工			Ⅲ-5
第8節 区画線工	6-2-8-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	Ⅲ-6
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		3-4-12-1-4刃口金物製作工	Ⅲ-35
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			Ⅲ-54
	6-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-4-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-36
	6-3-3-5		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第5節 軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第6節 橋台工	6-3-6-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-3-6-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-3-6-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	Ⅲ-11
	6-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-6-8		橋台躯体工			Ⅲ-54

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-3-7-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-3-7-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	Ⅲ-11
	6-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-12
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		Ⅲ-54
				重力式		Ⅲ-54
				半重力式		Ⅲ-54
2	橋脚躯体工	ラーメン式		Ⅲ-54		
第8節 鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		3-4-4-4既製杭工	Ⅲ-11
	6-3-8-4		場所打杭工		3-4-4-5場所打杭工	Ⅲ-11
	6-3-8-5		深礎工		3-4-4-6深礎工	Ⅲ-11
	6-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-4-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-4-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-12
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-4-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-12
	6-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		Ⅲ-54
		2	橋脚フーチング工	門型		Ⅲ-54
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		Ⅲ-55
		2	橋脚架設工	門型		Ⅲ-55
	6-3-8-11		現場継手工			Ⅲ-55
	6-3-8-12		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	Ⅲ-10
	第9節 護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		3-4-4-3基礎工(護岸)
6-3-9-4			矢板工		3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		笠コンクリート工		3-4-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-10
	6-3-10-4		矢板工		3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	6-3-11-3		護岸付属物工	小口止矢板	3-4-3-4矢板工	Ⅲ-5
	6-3-11-4		緑化ブロック工		3-4-5-4緑化ブロック工	Ⅲ-13
	6-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	6-3-11-6		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14
	6-3-11-7		法粹工		3-4-14-4法粹工	Ⅲ-38

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	6-3-11-8		環境配慮型護岸工	巨石張り	3-4-3-23環境配慮型護岸工	Ⅲ-9	
			環境配慮型護岸工	巨石積み	3-4-3-23環境配慮型護岸工	Ⅲ-9	
			環境配慮型護岸工	かごマット	3-4-3-23環境配慮型護岸工	Ⅲ-9	
	6-3-11-9			吹付工	3-4-14-3吹付工	Ⅲ-38	
	6-3-11-10			植生工	3-4-14-2植生工	Ⅲ-37	
	6-3-11-11			覆土工	3-2-1-14法面整形工	Ⅲ-1	
	6-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-4-3-24羽口工	Ⅲ-9
					ふとんかご	3-4-3-24羽口工	
					かご枠	3-4-3-24羽口工	
					連節ブロック張り	3-4-5-3-2連節ブロック張り	Ⅲ-13
第12節 法覆護岸工	6-3-12-3			場所打擁壁工	3-4-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39	
	6-3-12-4			プレキャスト擁壁工	3-4-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	6-4-3-3			桁製作工	3-4-12-3桁製作工	Ⅲ-35	
	6-4-3-4			検査路製作工	3-4-12-4検査路製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-5			鋼製伸縮継手製作工	3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-6			落橋防止装置製作工	3-4-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-7			鋼製排水管製作工	3-4-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ-37	
	6-4-3-8			橋梁用防護柵製作工	3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-9			橋梁用高欄製作工		Ⅲ-55	
	6-4-3-11			アンカーフレーム製作工	3-4-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-36	
	6-4-3-12			工場塗装工	3-4-12-11工場塗装工	Ⅲ-37	
第5節 橋梁架設工	6-4-5-4			架設工(クレーン架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-5			架設工(ケーブルクレーン架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-6			架設工(ケーブルエレクション架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-7			架設工(架設桁架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-8			架設工(送出し架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-9			架設工(トラベラークレーン架設)	3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37	
	6-4-5-10	1		支承工	鋼製支承		Ⅲ-41
		2		支承工	ゴム支承		Ⅲ-41

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		3-4-3-28現場塗装工	Ⅲ-10
第7節 床版工	6-4-7-2		床版工		3-4-16-2床版工	Ⅲ-39
第8節 橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-4-8-3		落橋防止装置工			Ⅲ-60
	6-4-8-5		地覆工			Ⅲ-41
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			Ⅲ-42
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			Ⅲ-42
	6-4-8-8		検査路工			Ⅲ-42
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	6-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-4-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅲ-37
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-4-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-4-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-5		検査路製作工		3-4-12-4検査路製作工	Ⅲ-36
	6-5-3-6		工場塗装工		3-4-12-11工場塗装工	Ⅲ-37
第5節 PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-6
				スラブ橋	3-4-3-10プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-6
	6-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-4-3-11-1ポストテンション桁製作工	Ⅲ-6
	6-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-4-3-11-2プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	Ⅲ-6
	6-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-4-3-12プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-7
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	Ⅲ-37
	6-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	Ⅲ-37
	6-5-5-9		床版・横組工		3-4-16-2床版工	Ⅲ-39
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-60
第6節 プレビーム橋工	6-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		Ⅲ-55
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37
	6-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-4-13 架設工(鋼橋)	Ⅲ-37
	6-5-6-6		床版・横組工		3-4-16-2床版工	Ⅲ-39
	6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-60

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-60
第8節 RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-60
第9節 PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		3-4-3-13PCホロースラブ製作工	Ⅲ-7
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	Ⅲ-7
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-60
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-4-3-14-1PC箱桁製作工	Ⅲ-7
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	Ⅲ-41
	6-5-11-4		架設工(片持架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	Ⅲ-37
第12節 PC押し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-4-3-14-2PC押し箱桁製作工	Ⅲ-7
	6-5-12-3		架設工(押し架設)		3-4-13 架設工(コンクリート橋)	Ⅲ-37
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		3-4-3-21伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	Ⅲ-41
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	Ⅲ-42
第6章 木造橋上部						
第3節 木造橋上部	6-6-3-3		木桁	木造橋(上下部構造)		Ⅲ-80
第7章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-7-4-3		吹付工			Ⅲ-56
	6-7-4-4		ロックボルト工			Ⅲ-56
第5節 覆工	6-7-5-3		覆工コンクリート工			Ⅲ-56
	6-7-5-4		側壁コンクリート工		6-7-5-3覆工コンクリート工	Ⅲ-56
	6-7-5-5		床版コンクリート工			Ⅲ-56
第6節 インバート工	6-7-6-4		インバート本体工			Ⅲ-57
第7節 坑内付帯工	6-7-7-5		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	Ⅲ-10
第8節 坑門工	6-7-8-4		坑門本体工			Ⅲ-57
	6-7-8-5		明り巻工			Ⅲ-57

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8章 道路維持						
第3節 舗装工	6-8-3-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	Ⅲ-31
	6-8-3-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	Ⅲ-32
	6-8-3-5		切削オーバーレイ工			Ⅲ-59
	6-8-3-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	Ⅲ-32
	6-8-3-7		路上再生工			Ⅲ-59
	6-8-3-8		コンクリート舗装補修工		3-4-6-8コンクリート舗装工	Ⅲ-23
	6-8-3-9		アスファルト舗装補修工		3-4-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-14
	6-8-3-10		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	Ⅲ-80
第4節 排水構造物工	6-8-4-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-8-4-4		横断工		6-1-10-4横断工	-
	6-8-4-5		コルゲートパイプ工		6-1-10-5コルゲートパイプ工	-
	6-8-4-6		コルゲートフリューム工		6-1-10-6コルゲートフリューム工	-
	6-8-4-7		洗越工		6-1-10-7洗越工	-
	6-8-4-8		呑口工及び吐口工		6-1-10-11流末工	-
	6-8-4-9		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10
	6-8-4-10		流木除け工及び土砂止め工		6-1-10-11流末工	-
	6-8-4-11		流末工		6-1-10-11流末工	-
	6-8-4-12		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	Ⅲ-10
	6-8-4-13		法面排水工(小段排水・縦排水工)		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9
	6-8-4-14		管渠工		3-4-3-26-1管渠	Ⅲ-9
	6-8-4-15		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	Ⅲ-10
	第5節 防護柵工	6-8-5-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工
6-8-5-4			ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5
6-8-5-5			車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	Ⅲ-5
第6節 標識工	6-8-6-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	Ⅲ-5
第7節 軽量盛土工	6-8-7-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第8節 擁壁工	6-8-8-5		場所打擁壁工		3-4-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-39
	6-8-8-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
第9節 石・ブロック積工	6-8-9-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	6-8-9-4		石積(張)工		3-4-5-5石積(張)工	Ⅲ-14

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 カルバート工	6-8-10-6		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-51	
	6-8-10-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25プレキャストカルバート工	Ⅲ-9	
第11節 法面工	6-8-11-2		植生工		3-4-14-2植生工	Ⅲ-37	
	6-8-11-3		吹付工		3-4-14-3吹付工	Ⅲ-38	
	6-8-11-4		法枠工		3-4-14-4法枠工	Ⅲ-38	
	6-8-11-5		アンカー工		3-4-14-5アンカー工	Ⅲ-38	
	6-8-11-6		かご工	じゃかご		3-4-3-24羽口工	Ⅲ-9
				ふとんかご		3-4-3-24羽口工	
第13節 橋梁付属物工	6-8-13-2		伸縮継手工		3-4-3-21伸縮装置工	Ⅲ-8	
	6-8-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	Ⅲ-41	
	6-8-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅲ-42	
	6-8-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅲ-42	
	6-8-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	Ⅲ-42	
第14節 現場塗装工	6-8-14-3		橋梁塗装工		3-4-3-28現場塗装工	Ⅲ-10	
第10章 道路修繕							
第3節 工場製作工	6-10-3-4		桁補強材製作工			Ⅲ-59	
	6-10-3-5		落橋防止装置製作工		3-4-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-36	
第5節 舗装工	6-10-5-3		路面切削工		3-4-6-9路面切削工	Ⅲ-31	
	6-10-5-4		舗装打換え工		3-4-6-10舗装打換え工	Ⅲ-32	
	6-10-5-5		切削オーバーレイ工		6-8-3-5切削オーバーレイ工	Ⅲ-59	
	6-10-5-6		オーバーレイ工		3-4-6-11オーバーレイ工	Ⅲ-32	
	6-10-5-7		路上再生工		6-8-3-7路上再生工	Ⅲ-59	
	6-10-5-8		砂利路盤工		3-4-6-14砂利路盤工	Ⅲ-80	
第6節 排水構造物工	6-10-6-3		側溝工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9	
	6-10-6-4		管渠工		3-4-3-26-1管渠	Ⅲ-9	
	6-10-6-5		集水ます工		3-4-3-27集水樹工	Ⅲ-10	
	6-10-6-6		地下排水工		3-4-3-26-3暗渠工	Ⅲ-10	
	6-10-6-7		場所打水路工		3-4-3-26-2場所打水路工	Ⅲ-10	
	6-10-6-8		排水工		3-4-3-26側溝工	Ⅲ-9	
第7節 縁石工	6-10-7-3		縁石工		3-4-3-5縁石工	Ⅲ-5	
第8節 防護柵工	6-10-8-3		路側防護柵工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5	
	6-10-8-4		ボックスビーム工		3-4-3-7路側防護柵工	Ⅲ-5	
	6-10-8-5		車止めポスト工		6-2-7-5車止めポスト工	Ⅲ-5	
第9節 標識工	6-10-9-3		小型標識工		3-4-3-6小型標識工	Ⅲ-5	
第10節 区画線工	6-10-10-2		区画線工		3-4-3-8区画線工	Ⅲ-6	

【第13編 森林土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	6-10-11-2		軽量盛土工		3-2-1-12 路体盛土工	Ⅲ-3
第12節 擁壁工	6-10-12-5		場所打擁壁工		3-4-15-1 場所打擁壁工	Ⅲ-39
	6-10-12-6		プレキャスト擁壁工		3-4-15-2 プレキャスト擁壁工	Ⅲ-39
第13節 石・ブロック積工	6-10-13-3		コンクリートブロック工		3-4-5-3 コンクリートブロック工	Ⅲ-13
	6-10-13-4		石積(張)工		3-4-5-5 石積(張)工	Ⅲ-14
第14節 カルバート工	6-10-14-6		場所打函渠工		6-1-9-6 場所打函渠工	Ⅲ-51
	6-10-14-7		プレキャストカルバート工		3-4-3-25 プレキャストカルバート工	Ⅲ-9
第15節 法面工	6-10-15-2		植生工		3-4-14-2 植生工	Ⅲ-37
	6-10-15-3		吹付工		3-4-14-3 吹付工	Ⅲ-38
	6-10-15-4		法粹工		3-4-14-4 法粹工	Ⅲ-38
	6-10-15-5		アンカー工		3-4-14-5 アンカー工	Ⅲ-38
	6-10-15-6		かご工	じゃかご	3-4-3-24 羽口工	Ⅲ-9
				ふとんかご	3-4-3-24 羽口工	Ⅲ-9
第16節 落石雪害防止工	6-10-16-4		落石防止網工		6-1-11-4 落石防止網工	-
	6-10-16-5		落石防護柵工		6-1-11-5 落石防護柵工	-
	6-10-16-6		防雪柵工		6-1-11-6 防雪柵工	Ⅲ-51
	6-10-16-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7 雪崩予防柵工	Ⅲ-51
第18節 鋼桁工	6-10-18-3		鋼桁補強工		6-10-3-4 桁補強材製作工	Ⅲ-59
第19節 鋼橋支承工	6-10-19-3		鋼橋支承工		6-4-5-10 支承工	Ⅲ-41
	6-10-19-4		PC橋支承工		6-4-5-10 支承工	Ⅲ-41
第20節 橋梁付属物工	6-10-20-3		伸縮継手工		3-4-3-21 伸縮装置工	Ⅲ-8
	6-10-20-4		落橋防止装置工		6-4-8-3 落橋防止装置工	Ⅲ-60
	6-10-20-6		地覆工		6-4-8-5 地覆工	Ⅲ-41
	6-10-20-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6 橋梁用防護柵工	Ⅲ-42
	6-10-20-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7 橋梁用高欄工	Ⅲ-42
	6-10-20-9		検査路工		6-4-8-8 検査路工	Ⅲ-42
第22節 現場塗装工	6-10-22-3		橋梁塗装工		3-4-3-28 現場塗装工	Ⅲ-10

【第14編 水道編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 管路				
第2節 掘削及び埋戻し	2-2-1 掘削工	掘削工		Ⅲ-81
		埋戻し工		〃
第3節 改良土	2-3-2 品質管理	改良土		〃
	2-3-4 施工管理	改良土		〃
第6節 管に附帯する構造物	2-6-1 施工	管防護工（スラスト コンクリート）		〃
		基礎工（栗石・ク ラッシュラン）		〃
		均しコンクリート		〃
		人孔・弁室等		〃
第8節 管弁類及び伸縮可撓管の 据付け	2-8-1 管の据付け			Ⅲ-82

写 真 管 理 基 準

目 次

写真管理基準	1
I. 撮影箇所一覧表	I - 1
II. 品質管理写真撮影箇所一覧表	II - 1
III. 出来形管理写真撮影箇所一覧表	
第1編 共通編	III - 1
第3編 土木工事共通編	III - 5
第6編 河川編	III - 40
第7編 河川海岸編	III - 44
第8編 砂防編	III - 47
第9編 ダム編	III - 49
第10編 道路編	III - 51
その他	III - 61

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザースキャナー（UAVレーザースキャナー）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK-GNSS）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		使用数量		
		保管状況		
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
5	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
6	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
セメントミルクの圧縮強度試験				
10	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
含水比試験				
11	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
12	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
13	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
14	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
15	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーV C 試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]		
		温度測定 (コンクリート)			
		現場密度の測定			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
		コアによる密度測定			
16	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
17	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
18	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
19	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
20	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
21	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
22	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
23	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
24 25	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
26	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
27	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
28	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]		
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
29	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]		
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
30	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
31	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験 に使用したコ ンクリートの 供試体が、当 該現場の供試 体であること が確認できる もの
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
32	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
33	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
34	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
35	排水性舗装工・透水性 舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタブロ試験		
	排水性舗装工・透水性 舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
	現場透水試験			
	現場密度の測定			
		外観検査		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
36	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
	温度測定				
		現場密度の測定			
37	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]		
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
38	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]		
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
39	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する 検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験			外観検査が不合格となったスタッドジベル について [試験実施中]
40	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3
						縮固め状況	「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
							転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕	
法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影					
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。							

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [仕上げ時]	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 [施工後]	1-2-3-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎 に1回 (重要構造物かつ主鉄筋 について適用)	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎 に1回 (重要構造物かつ主鉄筋 について適用)	
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構 造物の内、橋梁上部工事 と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ 法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前後〕	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎につき1回 〔施工後〕	3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-14
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立 工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	3-2-3-14
3	2	3	15		PCホーラスラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	2	3	16	2	PC押し出し箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-2-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-3-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-2-3-24

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-3-26
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所につき1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-2-2-29
3	2	3	30		集水枡工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-30
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-4-1
3	2	4	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-4-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所 に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕	
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所 に1回 〔組立後〕	
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-7
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張）	厚さ（裏込）	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-5-3
						法長 厚さ （ブロック積・張）	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	法長	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ（裏込）	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-5-4
						法長 厚さ（ブロック）	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mにつき1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mにつき1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mにつき1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mにつき1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注 入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕							

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-10
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						スリッパー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
目地段差	1工事に1回							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕							

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400m/こ1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80m/こ1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400m/こ1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200m/こ1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						鉄筋寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400m/1回 〔整正後〕	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m/1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400m/1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200m/1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m/1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400m/1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200m/1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は 1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-16
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-3
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所につき1回 〔打込み前後〕	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所につき1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	1施工箇所につき1回 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔 25mの場合は50m)につき1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	3-2-7-9
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前〕	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕	3-2-10-5
						配置誤差	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-2-10-5
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-5
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-9
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-10-10
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	3-2-10-22

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所 〔仮組立時〕	3-2-12-1
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション仮組立検査を 行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3 ※シミュレーション 仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場 合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-3
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-8

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-2-13-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所(に)1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所(に)1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔清掃後〕	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔清掃後〕	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 〔吹付後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-14-4
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-2-14-6
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンにつき1回 〔打設前後〕	3-2-18-1

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	6-1-7-4
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所1回 〔打込前〕	6-1-10-8
						幅 方向	1施工箇所1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	6-1-13-3
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	6-1-13-4
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本體工	6	1	函渠工 (本體工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本體工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所1回 〔巻立前〕	6-3-5-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-7
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-3-5-8
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	6-4-6-7
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 [取付後]	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物工 ∩鋼管 管理橋U	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 [施工後]	6-4-12-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工 ∩鋼管理橋	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-5
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工 ∩鋼管理橋	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-7
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本体内工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本体内工	8 9 10		堰本体内工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体内工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-5-8-3
6 河川編	5 堰	9 管理橋 下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-9-2

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	6 排水 機場	4 機場 本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-6-4-6
6 河川編	6 排水 機場	4 機場 本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-6-4-7
6 河川編	6 排水 機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	6-6-5-7
6 河川編	7 床止め ・床固め	4 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-6
6 河川編	7 床止め ・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-4-8
6 河川編	7 床止め ・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	6-7-5-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	7-1-5-5
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-5-6
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-6-4
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-1-6-5
						裏込材厚	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-1-8-2
						基礎厚	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3	波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-1-9-3
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-4-4
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-4-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	2	5	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-5-2
7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎 に1回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	2	5	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-5-9
						間詰石状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	2	5	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-5-10
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-11
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回 〔据付後〕	7-2-5-11
7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	7-2-5-11
7	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-12

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所 [据付後]	7-2-5-12
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所 [施工後]	7-2-5-12
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 [施工後]	7-2-6-2
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-6-3
							ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 [製作後]	7-2-7-3
							ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]	
7	河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 [施工後]	7-3-3-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	8-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-6
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-2-5-8
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-3-6-4
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-4
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-5
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム 編	2 フィ ル ダム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-6
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-7
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	9-3-3
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 [製作後]	10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	10-1-9-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 [施工後]	10-1-11-4
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-1-11-5
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-1-11-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 [施工後]	10-1-11-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 (施工前は必要に 応じて) [施工前後]	10-1-12-5
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 [施工後]	10-1-12-5
10 道路 編	2 舗装	4 舗装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	10-2-4
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
10 道路 編	2 舗装	4 舗装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 [整正後]	10-2-4
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工 (路面 排水 工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]	10-2-5-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ <ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ <アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1施工箇所1回 [施工後]	10-2-7-4
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工後]	10-2-9-4
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	10-2-9-4
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	10-2-12-5-2
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) [施工前後]	10-2-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-6-8
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	10-3-8-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所へ1回 〔施工後〕	10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所へ1回 〔削孔後〕	10-4-8-3
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状 況	80mに1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状 況	80mに1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔穿孔中〕	10-6-4-4
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔打設後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-6-5-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	10-6-8-4
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠組立後]	10-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	10-11-6-2
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所 に1回 [設置後]	10-11-6-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	10-11-7-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔敷設後〕	10-12-5-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔据付後〕	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	10-12-5-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	10-12-6-2
10	14	4	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	10-14-4-5
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
10	14	4	7		路上再生工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-14-4-11
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
10	14	4	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	10-16-3-4
10	16	3	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	その他
					ダム工関係 仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	その他
					ダム工関係 仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所につき1回 〔巻出し時〕	その他
						転圧状況	転圧機械が変わる毎につき1回 〔締固時〕	その他
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	その他
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎につき1回 〔施工中〕	その他
						土質、岩質	土質、岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	その他
						岩盤清掃状況	1施工箇所につき1回 〔清掃前後〕	その他
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、 コンクリート製造、 運搬	月に1回 〔施工中〕	その他
						打継目処理、 打込養生	8リフトにつき1回 〔施工中〕	その他
					堤体止水	止水板の厚さ、 幅、埋設位置、 岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックに ついて4リフトにつき1回 〔据付後〕	その他
					堤体排水工	排水孔の位置、 箱抜断面、 排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックに ついて4リフトにつき1回 〔据付後〕	その他
					堤体冷却工	配管間隔、 通水状況	5リフトにつき1回 〔据付後〕	その他
					堤体埋設計器	器種、位置、 間隔	1施工箇所につき1回 〔据付後〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	その他
				トンネル関係	トンネル (矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	その他
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	その他
						埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所につき1回 〔建込後〕	その他
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	その他
				トンネル (矢板工法)	集水渠 (幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所につき1回 〔設置後〕	その他	
					地下排水工 (管接合据付状況)			
					地下排水工 (フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所につき1回 〔投入前後〕	その他	
					矢板設置状況	岩質が変わる毎に1回 〔設置後〕	その他	
					グラウト材料使用量	全数量 〔使用前〕	その他	
					シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	その他
				セグメント組立状況		1工事に1回 〔組立後〕	その他	
				二次覆工 (セグメント清掃状況)		1工事に1回 〔清掃後〕	その他	
				二次覆工の厚さ		1スパンにつき1回 〔型枠取外し後〕	その他	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他				維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他	
						目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他	
						注入工、 削孔状況 (位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他	
						注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他	
						目地亀裂防止 材、 張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他	
						局部打換、 各層厚さ	各層毎100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	その他	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	その他
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	その他
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他
				新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
その他					維持修繕工関係	視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	その他	
						清掃（路面、標識、側溝、集水柵）	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、 グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	その他	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、 グリーンベルト100mに1回 〔施工中〕	その他	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	その他	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	その他	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	その他	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他	
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他	
						応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕	その他	
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、 継手寸法	打設ロット毎に1回 又は1施工箇所毎に1回 〔組立後〕	その他
							コンクリート打設	打継目処理、 締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、 養生方法毎に1回 〔養生時〕	その他

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	1	2			汚濁防止膜工	設置状況	設置完了後	1施工箇所へ一回	正面、側面全体の設置状況が判明できるよう撮影
1	1	3			レディミキストコンクリート コンクリートミキサー船 現場練りコンクリート				撮影基準はケーソン、コンクリートブロック、中詰、上部コンクリート舗装を適用する。
1	1	3			水中コンクリート	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	40m又は1施工箇所へ一回	
1	1	3			暑中コンクリート 寒中コンクリート				レディミキストコンクリートを適用する。
1	1	3			プレパックドコンクリート	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等	測定時	40m又は1施工箇所へ一回	
1	1	4	5	2	床堀	出来形の確認	測定時	40m又は1施工箇所へ一回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	1	4	5	6	置換工	出来形の確認	測定時	40m又は1施工箇所 に一回	全景については、 位置が判明できる 背景を入れる。
1	1	4	5	7	敷砂	出来形の確認	測定時	40m又は1施工箇所 に一回	全景については、 位置が判明できる 背景を入れる。
1	1	4	5	7	載荷	測定状況	測定時	200m又は1施工箇所 に一回	全景については、 位置が判明できる 背景を入れる。
1	1	4	6	3	マット	敷設位置、重ね幅、延 長およびジョイントの 確認	敷設完了時	全景および重ね幅に ついては全数	確認箇所が分かる 背景を入れる。 特に工区境につい ても、重ね幅が明 確に分かるようにす る。 吸出防止マットにつ いても左を準用す る。
1	1	4	6	4	基礎捨石	測量状況	測量作業時	40m又は1施工箇所 に一回	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工		ケーソン製作	鉄筋	組立て底版	組立段階確認時	1基毎に一回	組立完了状況が判明できるように撮影
							フーチング	組立段階確認時		
							外壁(側壁)	各層組立段階確認時		
							隔壁	各層組立段階確認時		
							ハンチ部	上段組立段階確認時		
							吊筋等	上段組立段階確認時		
							かぶり	各層組立段階確認時		
						鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影				
						型枠	組立て底版	組立段階確認時		組立完了状況が判明できるように撮影
							フーチング	組立段階確認時		
							外壁(側壁)	各層組立段階確認時		
							隔壁	各層組立段階確認時		
							ハンチ部	上段組立段階確認時		
							コンクリート(形状寸法、外観)	打設後、各層		
完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、喫水マーク等を入れて撮影								
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水	浮上又は吊り下げ完了状況	進水(吊上げ)完了時	1基毎に一回	計画喫水であることが確認できるように撮影	
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン仮置	沈設完了状況	完了時、各函毎	1基毎に一回	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影	
						係留完了状況	完了時、各函毎	1基毎に一回	係留完了状態(係留ロープを含む)が判明できるように撮影	
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン曳航	完了(目的地着)状況	曳航完了時	1施工箇所每一件	曳航が完了したことが判明できるように撮影(付近の背景を同時撮影)	
11 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン回航	完了(目的地着)状況	回航完了時	1施工箇所每一件	回航が完了したことが判明できるように撮影(付近の背景を同時撮影)	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
11	4	7	3		ケーソン据付	出来高の確認	完了時	1施工箇所每一件	据付完了が判明できるように撮影
						据付目地	完了時		代表的な部分撮影
						据付法線の出入	完了時		完成法線が判明できるように撮影(延長方向へ撮影)
11	4	7	4		中詰	測定状況	均し完了後	1基毎に一回	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
11	4	7	5		蓋コンクリート	測定状況	打設完了後	1基毎に一回	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明出来るようにテープ等を同時撮影
11	4	8	5		ブロック製作、運搬・仮置	鉄筋組立て 底版 フーチング 壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり	組立完了時	形状寸法が変わる毎に一回	ケーソン製作の関連事項を適用する。 番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮積重ね段数が判明できるように撮影)
						型枠(組立完了)	組立完了時		
						コンクリート(形状寸法、外観)	打設後		
						完成品	完成時		
					仮置状況	仮置時			
11	4	13			鋼杭	測定作業状況	施工中及び打込完了時	1施工箇所一回	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	1	4	1		コンクリート杭 鋼矢板及び鋼管矢板 及びコンクリート矢板				鋼杭を適用する。 異形矢板及び継手 部の離脱について は監督員の指示に よる。
1	1	4	1	2	被覆及び根固め				基礎捨石を適用す る。
1	1	4	1	2	上部コンクリート	測定状況	測定時	1施工箇所へ一回	測定作業が判明で きるように撮影
1	1	4	1	2	係船柱	基礎杭	杭打完了時	形状寸法が変わる毎 に一回	基礎杭打込完了状 況が判明出来るよ うに撮影
						基礎石投入均し 完了状況	均し完了時		基礎石均しが判明 できるように撮影
						型枠組立完了状況	組立完了時		打設前の型枠、埋 込ボルト検査状態
						基礎完成状況	完成時		完成が判明でき るように撮影
						本体据付確認状況	完成時		40m又は1施工箇所へ 一回

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	1	4	1	3	防舷材	取付完了状態	取付完了時	1施工箇所へ一回	取付完了状態の部分(1基)及び正面全体と延長方向全景
1	1	4	1	4	車止め(縁金物を含む)	取付完了状態	取付完了時	1施工箇所へ一回	取付完了状態の部分(1基)及び正面全体と法線方向全景
1	1	4	1	5	電気防食	取付完了状態	取付完了時	1施工箇所へ一回	潜水士船による確認検査状況
						電位測定	測定時		電位差測定の状態
					防食塗装	塗装完了状態	完了時	1施工箇所へ一回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
					被覆防食	被覆防食完了状態	完了時		完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
1	1	4	1	7	滑り材	取付 (取付状況)	取付時	1施工箇所へ一回	取付状況が判明できるように撮影
						搬入数量の確認 (滑り材)	搬入時		搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
						出来形の確認 (取付検量状態)	取付完了時		取付完了状態が判明できるように撮影
1	1	4	1		裏込め	出来形の確認	測量作業時	1施工箇所へ一回	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	1 9 裏込・裏埋工			埋立	出来形の確認	測定時	1施工箇所へ一回		
					裏埋	出来形の確認	測定時	1施工箇所へ一回		
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 8 雑工			溶接	外観・計上寸法	観察・測定状況	測定時	1施工箇所へ一回	ゲージを同時撮影
						形状寸法	測定時			
					試験	試料の採取状況	採取前及び採取時			
						強度試験の状況	試験時			
						非破壊試験の状況				
カラーチェックの結果										
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 8 雑工			切断	観察・測定状況	測定時	1施工箇所へ一回	ゲージを同時撮影	
					形状寸法	測定時				
1 1 港湾・漁港・漁場編	5 航路・泊地・船たまり・用地	3 浚渫工			浚渫	測定状況	測量作業時	1施工箇所へ一回	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 4 魚礁工	2 単体魚礁製作		単体魚礁製作	施工管理	ヤード等 (ヤード及び設備)	着工時	各1枚	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影	
							使用船舶機械等 (クレーン等)	施工時		使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
							函台 (製作函台)	着工時		函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
							棒鋼・鉄筋保管状況	荷降し後・加工後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
							鉄筋組立て及び結束	組立時		組立て、結束状態が確認できるように撮影	
							吊筋	取付後			
							型枠製作及び大組製作の状況	製作時			
							型枠組立状況	組立時			
							型枠取外し状況	取外し時		内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	
							型枠清掃状況	清掃時			
							コンクリート打設準備	打設前		打設面の不純物除去、散水状況等を撮影	
							コンクリート運搬状況	運搬時		但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
							コンクリート打設	打設時		ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影	
							打継目 (レイタンス除去状況)	施工時		レイタンス除去状況を撮影	
							表面仕上げ状況	表面仕上げ時		天端均し仕上げ状況を撮影	
							コンクリート養生	養生時		打設後(底版、打継各層、天端)の養生状況を撮影	
							品質管理	試験練り(試験状況、供試体作成及び養生状況)		試験時、養生時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
								強度試験(試験状況)		試験時	設計基準強度の撮影はσ28のみとする。
								現場試験(スランプ、空気量、温度測定状況)		供試体作成時	
							出来形管理	鉄筋組立てかぶり		組立完了時 (ブロック10個に1個以上)	組立完了状況、鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
								型枠組立完了		組立確認時 (ブロック10個に1個以上)	組立完了状況が判明できるように撮影
								コンクリート (形状寸法、外観)		打設後 (ブロック10個に1個以上)	番号等を入れて撮影
								完成品		完成時	全数 個数が確認できれば1枚に複数個数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
								仮置状況		仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
								その他必要箇所			
							1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工		2 4 魚礁工	3 組立魚礁製作
使用機械等 (クレーン等)	施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影									
足場組立状況	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影									
足場解体状況	解体時	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影									
組立部材運搬状況	施工時	荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影									
組立部材保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影									
組立部材組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影									

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度						
1	4	2	3		コンクリート部材組立	管品質	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定時	各1枚	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影				
							出来形管理	ボルト等(取付外観)			観察時(10箇所以上)			
								完成品			完成時	全数	個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
						仮置状況		仮置時						
									その他必要箇所					
						鋼製部材組立	施工管理	ヤード等(ヤード及び設備)	着工時	各1枚	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影			
								使用機械等(クレーン等)	施工時			使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影		
								足場組立状況	組立時			内足場及び外足場の組立状況を撮影		
								足場解体状況	解体時			足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影		
								組立部材運搬状況	施工時			荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影		
								組立部材保管状況	搬入後			まくら木の配置、覆いの状態等を撮影		
								組立部材組立状況	組立時			組立部分及び全景組立状況を撮影		
								その他必要箇所						
					管品質			組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定時			各1枚	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
							出来形管理	溶接の外観	観察時(10箇所以上)					
								のど厚、脚長、溶接長等(形状寸法)	測定時(10箇所以上)	テープ、ゲージ等を同時撮影				
								溶接部試験(非破壊試験の状況)	試験時(10箇所以上)					
							完成品	完成時	全数	個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)				
							仮置状況	仮置時						
										その他必要箇所				
							FRP部材組立	施工管理	ヤード等(ヤード及び設備)	着工時	各1枚			ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
									使用機械等(クレーン等)	施工時				
					足場組立状況				組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影				
					足場解体状況	解体時			足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影					
					組立部材運搬状況	施工時			荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影					
					組立部材保管状況	搬入後			まくら木の配置、覆いの状態等を撮影					
					組立部材組立状況	組立時			組立部分及び全景組立状況を撮影					
									その他必要箇所					
					管品質	組立部材の外観、形状寸法、質量			観察、測定時	各1枚		部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影		
						出来形管理		接続帯等(取付外観)	観察時(10箇所以上)					
								完成品	完成時		全数		個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
								仮置状況	仮置時					
									その他必要箇所					

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1	1	4	2	3	重錘コンクリート製作	施工管理	ヤード等(ヤード及び設備)	着工時	各1枚	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影	
							使用船舶機械等(クレーン等)	施工時		使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
							函台(製作函台)	着工時		函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
							足場組立状況	組立時		内足場及び外足場の組立状況を撮影	
							足場解体状況	解体時		足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影	
							棒鋼・鉄筋保管状況	荷降し後・加工後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
							鉄筋組立て及び結束	組立時		組立て、結束状態が確認できるように撮影	
							吊筋	取付後			
							型枠製作及び大組製作の状況	製作時			
							型枠組立状況	組立時			
							型枠取外し状況	取外し時		内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	
							型枠清掃状況	清掃時			
							コンクリート打設準備	打設前		打設面の不純物除去、散水状況等を撮影	
							コンクリート運搬状況	運搬時		但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略	
							コンクリート打設	打設時		ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影	
							打継目(レイタンス除去状況)	施工時		レイタンス除去状況を撮影	
							表面仕上げ状況	表面仕上げ時		天端均し仕上げ状況を撮影	
							コンクリート養生	養生時		打設後(底版、打継各層、天端)の養生状況を撮影	
							品質管理	試験練り(試験状況、供試体作成及び養生状況)		試験時、養生時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
								強度試験(試験状況)		試験時	設計基準強度の撮影はσ28のみとする。
						現場試験(スランプ、空気量、温度測定状況)		供試体作成時			
						出来形管理	鉄筋組立てかぶり	組立完了時(ブロック10個に1個以上)	組立完了状況、鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影		
							型枠組立完了	組立確認時(ブロック10個に1個以上)	組立完了状況が判明できるように撮影		
							コンクリート(形状寸法、外観)	打設後(ブロック10個に1個以上)	番号等を入れて撮影		
							完成品	完成時	全数 個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)		
							仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影		
							その他必要箇所				

【第11編 港湾・漁港・漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 4 魚礁工	4 魚礁沈設工		魚礁沈設	使用船舶機械等 (起重機船、台船等)	施工時	各1枚	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
						沈設位置測量作業	測量時		測量作業状況が判明できるように撮影		
						沈設作業	沈設時		沈設作業が判明できるように撮影		
						出来形の確認 (測定状況)	測定時				
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	2 単体着底基質製作		着底基質製作				4-24-2 単体漁礁製作工を適用する。		
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	3 組立着底基質製作		着底基質組立				4-24-3 組立漁礁製作工を適用する。		
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	4 着底基質設置工		着底基質設置				4-24-4 漁礁沈設工を適用する。		
1 1 港湾・漁港・漁場編	4 一般施工	2 5 増殖場工	5 石材着定基質工		石材投入	施工管理	準備 (ストックヤード等)	ストックヤード使用前後	各1枚		
							石材投入 (投入状況)	投入時、石材規格毎及び作業船種毎			
							石材均し (均し状況)	規格及び作業船毎			
							品質管理	材料試験 (試験状況)		試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
							品質管理	材料の確認 (産地・規格毎)		搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
							出来形管理	出来形の確認 (測量状況)		測量作業時	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編 土地改良編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
12	2	3	1		表土扱い	表土厚	30aあたり1箇所	1枚	12-2-3-1
12	2	3	1		基盤整地 表土整地	基盤面 表土埋戻し後	30aあたり1箇所	各1枚	12-2-3-1
12	2	3	1		畦畔工	高さ 幅 その他必要箇所	施工延長200～400mにつき1箇所 400m上記事未満は2箇所	各1枚	12-2-3-1
12	2	3	4		吸水渠	埋設深 埋設間隔 その他必要箇所	1耕区あたり1～2箇所	各1枚	12-2-3-4
12	2	3	4		集水渠(支線) 導水渠(幹線)	埋設深 その他必要箇所	施工延長50～100mにつき1箇所	各1枚	12-2-3-4
12	2	4	4		土水路	幅 高さ 厚さ 法勾配 その他必要箇所	延長200～400mにつき1箇所 上記事未満は2箇所 延長を示さない場合は1～2耕 工区につき1箇所	各1枚	12-2-4-41
12	2	7	11		道路工(砂利道)	まき出し厚さ 転圧 厚さ 幅 その他必要箇所	幹線道路は50～100mにつき1箇所 支線道路は200～400mにつき1箇所	各1枚	12-2-7-11

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編 土地改良編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		耕土掘り起し耕起深耕	耕起深	1haあたり2～3箇所	各1枚	12-3-3-2
						つぼ掘り	2haあたり1箇所		
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		テラス(階段畑)	法勾配	テラス延長100～200mにつき1箇所 100m上記未満は2箇所	各1枚	12-3-3-2
						幅			
						耕起幅			
						その他必要箇所			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		道路工(砂利道)(耕作道)	まき出し厚	施工延長400100～200mにつき1箇所	各1枚	12-3-3-2
						転厚			
						厚さ			
						幅員			
						法勾配			
						側溝幅			
						その他必要箇所			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		土壌改良	サンプル採取中及び試験中の箇所	2haあたり1箇所	各1枚	12-3-3-2
						その他必要箇所			
12 土地改良編	3 農用地造成	3 基盤工	2 造成土工		改良山成	基準高	測定点2～3箇所につき1箇所	各1枚	12-3-3-2
						法勾配			
						その他必要箇所			
12 土地改良編	5 水路トンネル	5 土工	2 覆工		水路トンネル	巻厚	巻厚は1スパンにつき1箇所 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所	各1枚	12-5-5-2
						型枠			
						切羽			
						支保工			
						矢板			
						坑口			
						その他必要箇所			

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編 土地改良編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
12 土地改良編	6 水路	6 開渠工	3 プレキャスト開渠工		鉄筋コンクリートL型水路	布設	施工延長50～100mにつき1箇所 50m 上記未満は2箇所	各1枚	12-6-6-3
						厚さ			
						幅			
						その他必要箇所			
12 土地改良編	8 管水路	5 管体基礎工	1 砂基礎工		管体基礎工 (砂基礎及び埋戻等)	基礎、埋戻等の厚さ	施工延長50～100mにつき1箇所 50m 上記未満は2箇所	各1枚	12-8-5-1
						幅			
						まき出し・締め固め状況			
12 土地改良編	8 管水路	6 管体工			管水路 1(硬質塩化ビニル管) 2(強化プラスチック複合管) 3(ダクタイル鋳鉄管)	管布設状況	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所 上記未満は2箇所	各1枚	12-8-6-1 12-8-6-2 12-8-6-3
						外観検査			
						ジョイント関係			
						その他必要箇所			
12 土地改良編	9 畑かん施設	9 末端工	2 散水支管設置工		スプリンクラー	埋設深	1haあたり1～2箇所	1枚	12-9-9-2

【第13 編森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			適用
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 ┆ 溪間山腹工等 ┆ 治山工事	5 4 山腹工	11 7 柵工			柵工 (編柵、竹柵等)	床拵え状況	50~100m につき 1 箇所 その他必要箇所	各1 枚	
						杭打状況			
						杭間隔			
						積上げ状況			
5 ┆ 溪間山腹工等 ┆ 治山工事	5 4 山腹工	4 8 階段切付工			階段工	施工前後の 全景	50~100m につき 1 箇所 その他必要箇所	各1 枚	
						切上状況			
						面仕上げ状況			
5 ┆ 溪間山腹工等 ┆ 治山工事	5 4 山腹工	12 9 筋工			筋工	施工状況	1 施工箇所あたり 1 箇所		1 施工箇所とは 面積にかかわり なく 1 団地をい う。
						施工後の全景			
5 ┆ 溪間山腹工等 ┆ 治山工事	5 4 山腹工	17 14 植栽工			植栽工 改植補植	施工前の全景	1 施工箇所単位 で各々1ha 当たり 1 箇所 1ha 未満は 2 箇 所	各1 枚	
						施工後の全景			
						地拵り状況			
						植穴状況			
						植付施工状況			
4 ┆ 治山防潮工等 ┆ 治山工事	5 5 砂丘造成等 海岸防災林造成				堆砂工 (堆砂垣、丘頂柵) 防風 工 静砂工 (静砂垣)	杭打状況	1 施工箇所あたり 1 箇所	各1 枚	
						中詰状況			
						施工前の全景			
						施工後の全景			
						地盤整備状況			
						杭打			
						据付			
						仕上等状況			
4 ┆ 治山防潮工等 ┆ 治山工事	5 5 砂丘造成等 海岸防災林造成				人工砂丘	施工前の全景	1 施工箇所あたり 1 箇所	各1 枚	
						施工後の全景			
						盛土施工状況			
						表面仕上げ状況			
5 ┆ 溪間山腹工等 ┆ 治山工事	8 7 森林整備	3 保育			部分補植 雪起こし追肥 下刈り クズ防除カヤ防 除枝落としつる切り除伐 本数調整伐害虫防除	施工前の全景	1 施工箇所単位 で各々1ha 当たり 1 箇所 1ha 未満は 2 箇 所	各1 枚	
						施工後の全景			
						各工種の施工 状況			
						各工種の施工 後の近景			

章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			適用
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 1 溪間山腹工事等	8 7 森林整備	4 3 歩道整備 保		作業歩道 歩道作設	施工状況	1 施工箇所あたり 1 箇所	各1 枚	
					施工後の全景			
2 3 林道工事 共通	1 4 土工	6 3 一般舗装工 路盤工	14	路盤工 (敷砂利)	まき出し厚さ	延長 50 ~100m につき1 箇所 50m 未満は 2 箇所	各1 枚	
					幅			
					転圧			
					その他 必要箇所			
2 6 林道工事	7 6 木造橋上部	本 3 木造橋上部 工	3	木桁 木造橋 (上下部構造)	工作状況	1 施工箇所あたり 1 箇所 (杭の 数量は全数量)		
					杭打ち、建込み 状況 (杭長、径)			
					杭打ち、建込み 状況 (位置、打込 み状況、杭頭処 理)			
					杭打ち、建込み 状況 (数量) 土留寸法			

【第14編 水道編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 4 水道編	2 管路	2 掘削及び埋戻し	1 掘削工		掘削工 埋戻し工	土質等の判断	地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	
						深さ 幅 厚さ	50mにつき1回、延長100m未 満のものは1施工箇所につき2 回以上		
1 4 水道編	2 管路	3 改良土	2 品質管理		改良土	締固め状況	1,000m ³ につき1回又は、1日に つき1回	代表箇所 各1枚	
1 4 水道編	2 管路	3 改良土	4 施工管理		改良土	締固め状況	100mにつき1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
1 4 水道編	2 管路	6 管に附帯する 構造物	1 施工		管防護工 (スラストコンクリート等)	基準高 高さ 管下高さ 長さ	1箇所毎に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	
1 4 水道編	2 管路	6 管に附帯する 構造物	1 施工		基礎工 (栗石・クラッシュラン) 均しコンクリート	幅 厚さ	50mにつき1回、延長100m未 満のものは1施工箇所につき2 回以上 [施工後]	不要	
1 4 水道編	2 管路	6 管に附帯する 構造物	1 施工		人孔・弁室等	基準高(管頂) ※厚さ ※幅 ※高さ	1箇所毎に1回 ※は現場打ち部分がある場合 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	

